

**茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）
（案）**

令和7年（2025年）3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間と推進体制	4
4 計画の対象	5
第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題	6
1 統計データ等からみた茨木市の状況	6
2 アンケート結果等からみた茨木市の状況	9
3 第4期計画の総括	14
4 第5期計画の実施に向けた検討課題	30
第3章 計画の構想	35
1 計画の基本理念	35
2 施策展開についての考え方	36
3 施策展開のイメージ図	38
4 SDGsとの関係	39
第4章 施策の展開	40
■ 施策の展開一覧	40
1 ライフステージごとの施策	45
2 社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり	67
3 社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり	77
4 こどもを持ち育てたいと思える環境づくり	81
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	85
1 教育・保育提供区域の設定	85
2 計画期間中の推計児童数	86
3 子ども・子育て支援事業についての考え方	87
4 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容	90
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容	104
6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組	121
資料編	123
1 基礎データ	123
2 こども・若者の意見聴取	139
3 茨木市こども育成支援会議条例	140
4 計画の策定経過	142
5 茨木市こども育成支援会議委員名簿	144
6 用語解説	146



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化により、待機児童の増加や子育ての孤立感と負担感の増加、また、幼児期の質の高い教育・保育ニーズの高まりなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

国においては、次代の社会を担うこどもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、すべてのこどもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的として、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。この制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざす「こども未来戦略」（令和5年（2023年）12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度（2025年度）に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度（2026年度）に創設されることになりました（令和10年度（2028年度）までに段階的に導入）。

本市では、令和2年（2020年）3月に「茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）」（以下「第4期計画」）を策定し、妊娠・出産期から青年・若者期までの切れ目ない支援を総合的、計画的に推進しています。第4期計画が令和6年度（2024年度）末をもって終了することから、第4期計画での取組の成果と課題、子育て家庭のこども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）」（以下「本計画」）を策定するものです。

こどもや子育て家庭をめぐる状況を踏まえ、すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、本計画を策定し、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。



■こども・子育てに関する国の動向（法律・制度等の経緯）

年度	法律・制度等	内容
令和元年 (2019年)	「子供の貧困対策に関する大綱 (第2次)」改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年 (2020年)	「少子化社会対策大綱(第4次)」 改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年 (2021年)	「子供・若者育成支援推進大綱 (第3次)」改定	・すべての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和4年 (2022年)	「こども基本法」成立 (令和5年4月1日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和5年 (2023年)	「こども大綱」閣議決定 (12月22日)	・こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定 (12月22日)	・すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 (12月22日)	・「こどもまんなか」の居場所づくりの実現 ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てを、こども・若者の居場所とし、こども・若者と一緒に居場所づくりを進めることが示された
令和6年 (2024年)	「こどもまんなか実行計画」決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	「次世代育成支援対策推進法」 改正	・令和17年(2035年)3月末までの時限立法に再延長
	「子ども・子育て支援法等の 一部改正」(6月5日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」 (6月26日)	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 ・「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・解消すべき「こどもの貧困」の具体化



2 計画の性格

(1) 法的位置付け

本計画は、こども施策をさらに総合的に推進することを目的に、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として位置付けられます。

また、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しています。

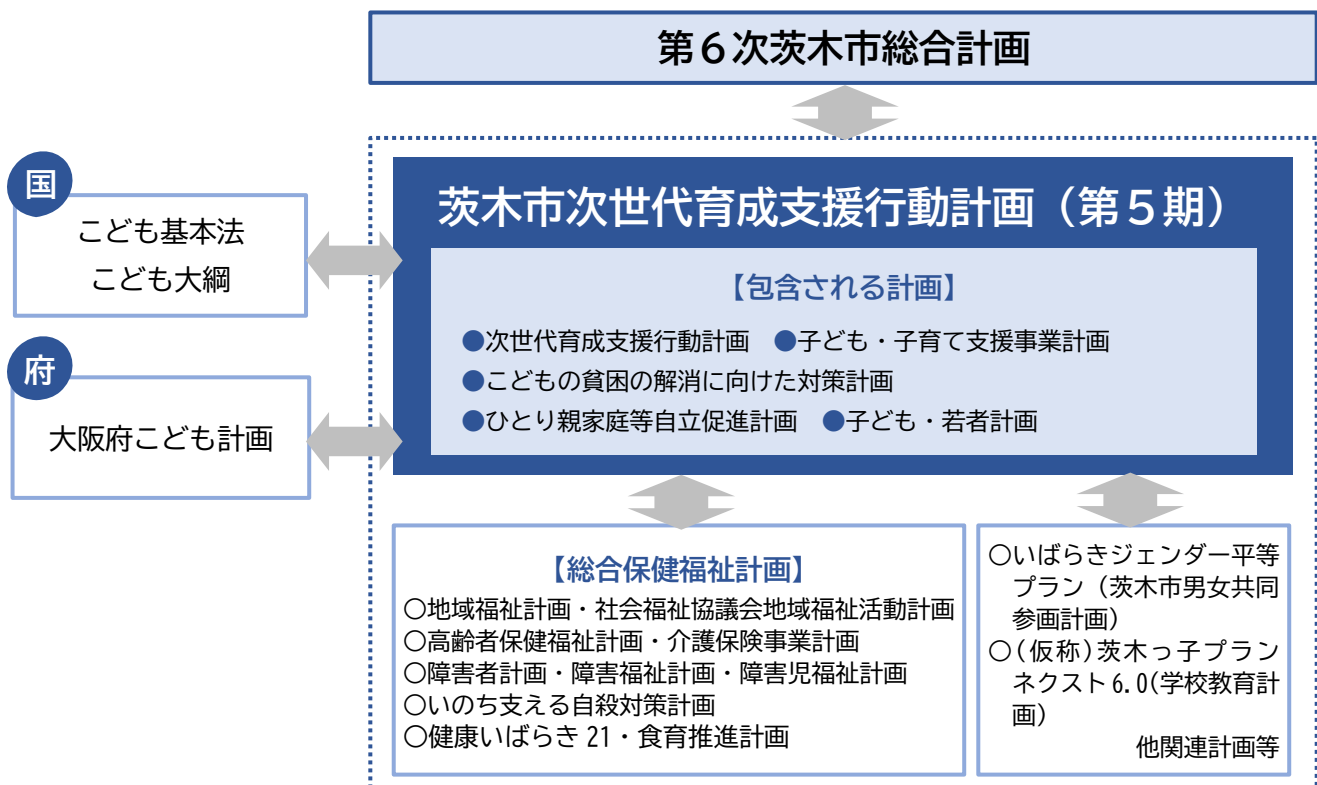
さらに、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。

- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条で規定する「自立促進計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」

(2) 他計画との関連

本計画は、まちづくりの総合的指針である「第6次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想でめざす6つのまちの将来像のうち、子育て・教育では「こども・保護者の『うれしい』を育むまち」「地域ぐるみでこどもの成長を感じるまち」「こどもの『好き!』を伸ばせるまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

また、本計画は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等、市政の各分野にわたるこども・若者・子育ての総合的な計画として策定するものです。



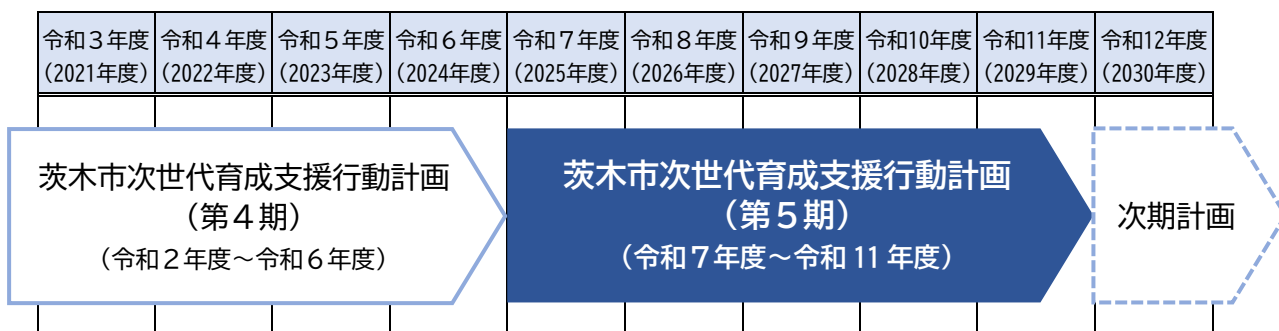


3 計画の期間と推進体制

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。



(2) 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業、子ども・若者支援施策等について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、教育・保育施設をはじめ、特定地域型保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援等に関する施策の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議し、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

また、本計画に包含して策定している「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」において設定しているこどもの貧困に関する指標については、関係各課が教育や生活支援などのための事業を実施する中で、毎年度指標の改善状況を把握し、必要に応じ事業の見直しを行い、こども育成支援会議に報告します。

さらに、本計画に掲げる取組については、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や府が行う施策や近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進します。

(3) 子育て・子育て環境の整備

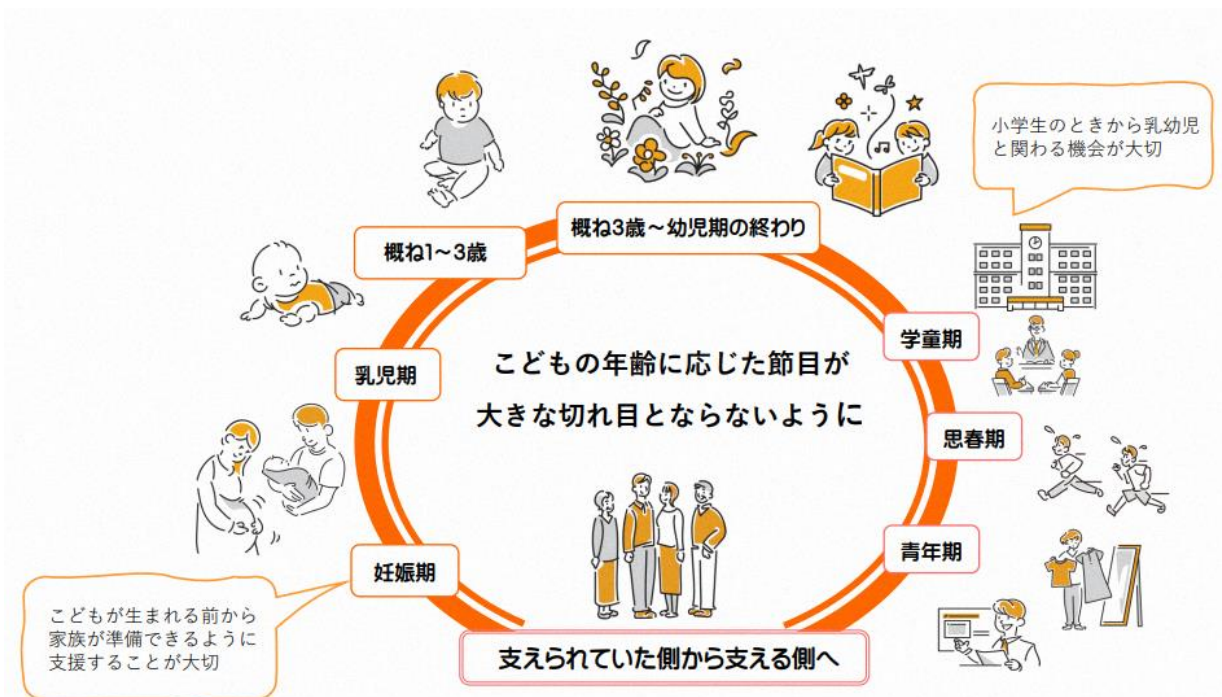
本計画における各種こども施策について、子育て親子の交流の場や相談室などの子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、保育所・幼稚園・認定こども園や障害児施設などの子育て関連施設のバリアフリー改修や防犯対策設備の設置などのハード面での環境改善に向けては、「こども・子育て支援事業債」の活用により、速やかに実施していきます。



4 計画の対象

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心と身体の発達の過程にあるもの」としています。本計画における「こども」の対象については、必要な支援やサポートが年齢によって途切れることのないよう、心と身体の発達の過程にあるこどもや若者とします。

また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、その保護者及び家族、取り巻く地域社会すべてを対象とし、育ちの環境を切れ目なくつくり上げ次世代を支える好循環をつくっていきます。



(出典) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (こども家庭庁)



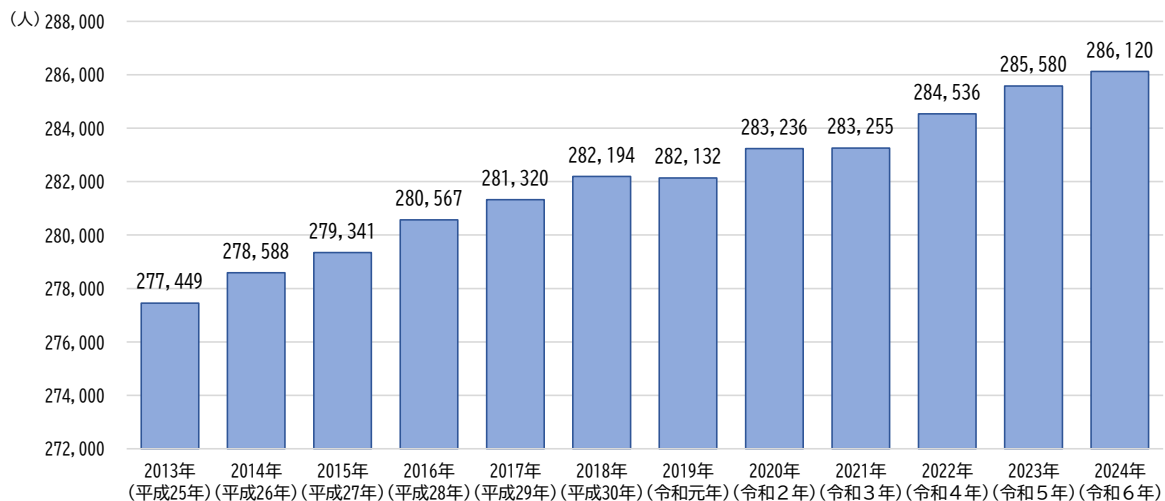
第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題

1 統計データ等からみた茨木市の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、緩やかながらも年々増加しており、令和6年（2024年）9月末現在で286,120人となっています。

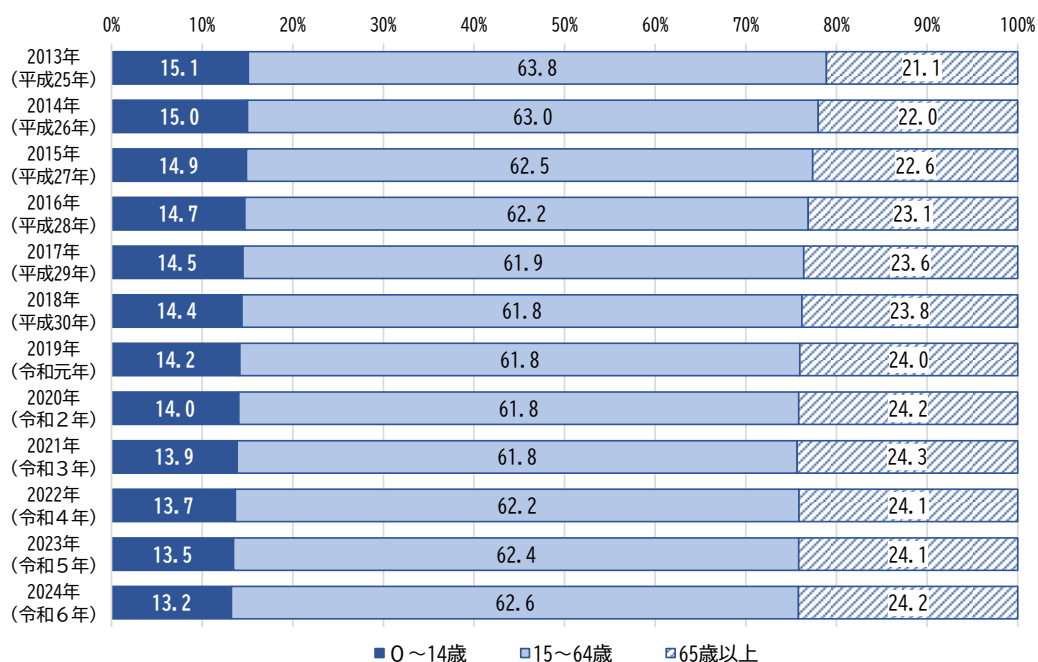
《人口の推移》



資料：住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は近年では増加傾向となっているのに対し、年少人口（0～14歳）の割合は平成25年（2013年）以降、年々減少しています。

《年齢3区分別人口の推移》



資料：住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

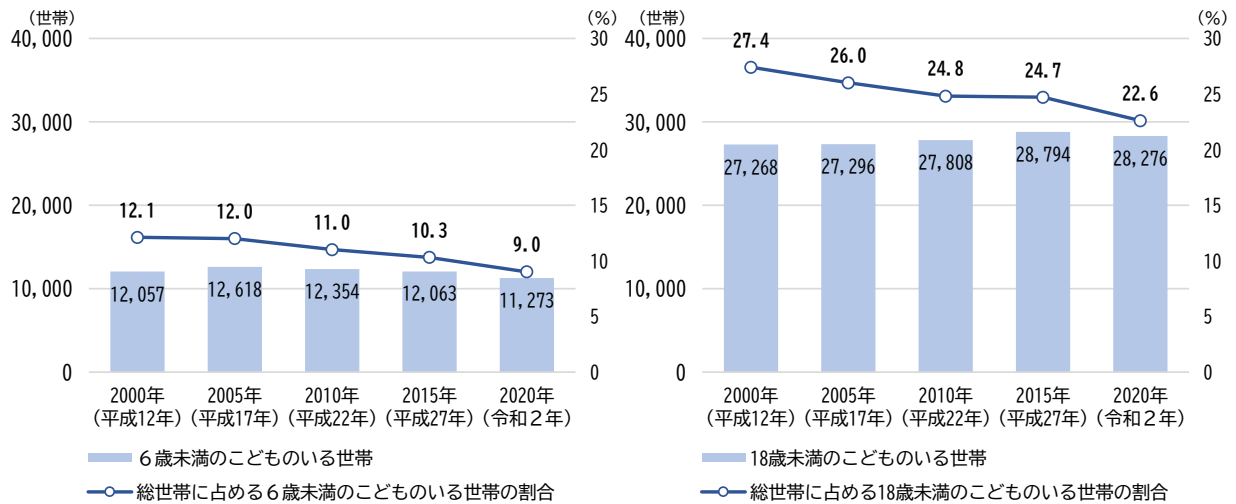
※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある



(2) こどもの状況

6歳未満のこどものいる世帯、18歳未満のこどものいる世帯ともに世帯全体に占める割合は、減少傾向にあります。

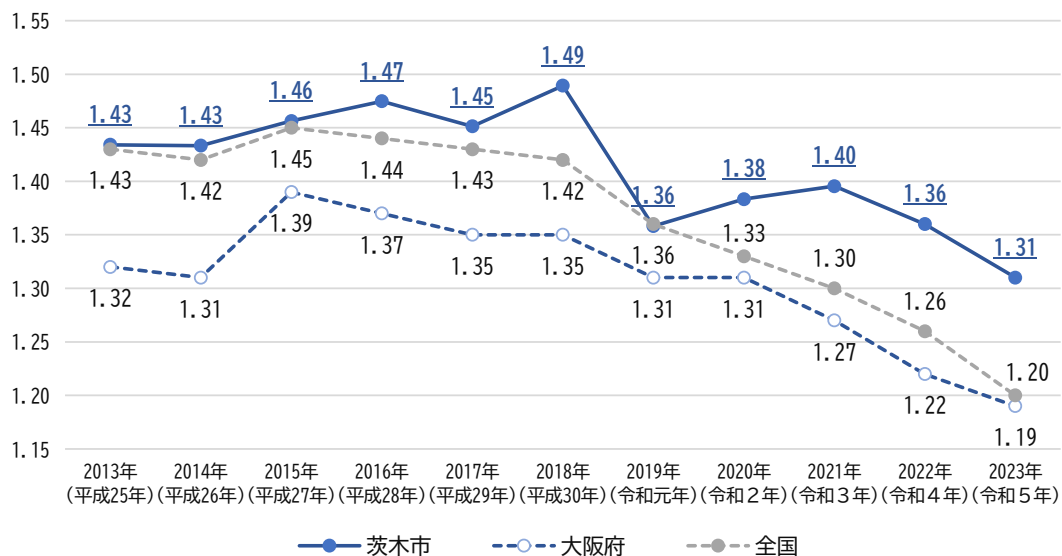
《こどものいる世帯数の推移》



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

一人の女性が一生に産むこどもの数を示す合計特殊出生率をみると、本市においては、各年とも大阪府と全国の数値を上回っています。また、大阪府・国では平成27年（2015年）以降、下降傾向となっているのに対し、本市では令和元年（2019年）以降ゆるやかに上昇し、令和3年（2021年）以降下降傾向となっています。

《合計特殊出生率の推移》



資料：全国・大阪府は人口動態調査、市は人口動態調査をもとに独自に算出

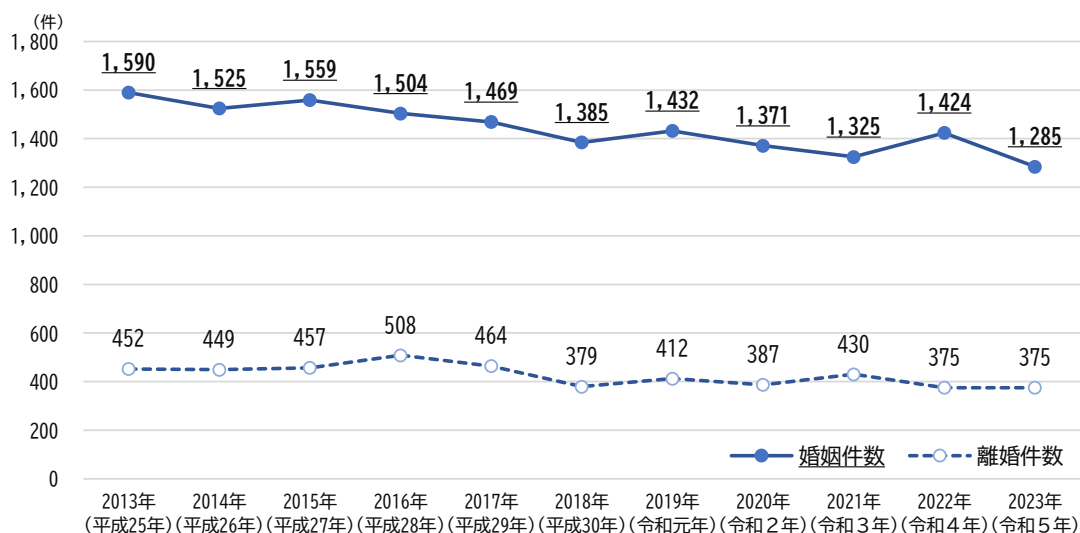


(3) 結婚・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻は減少傾向にありますが、令和4年（2022年）は前年に比べて増加しています。

婚姻・離婚件数の差をみると、婚姻件数が離婚件数よりも1,000件前後多い状況が継続していますが、その差はやや減少傾向となっています。

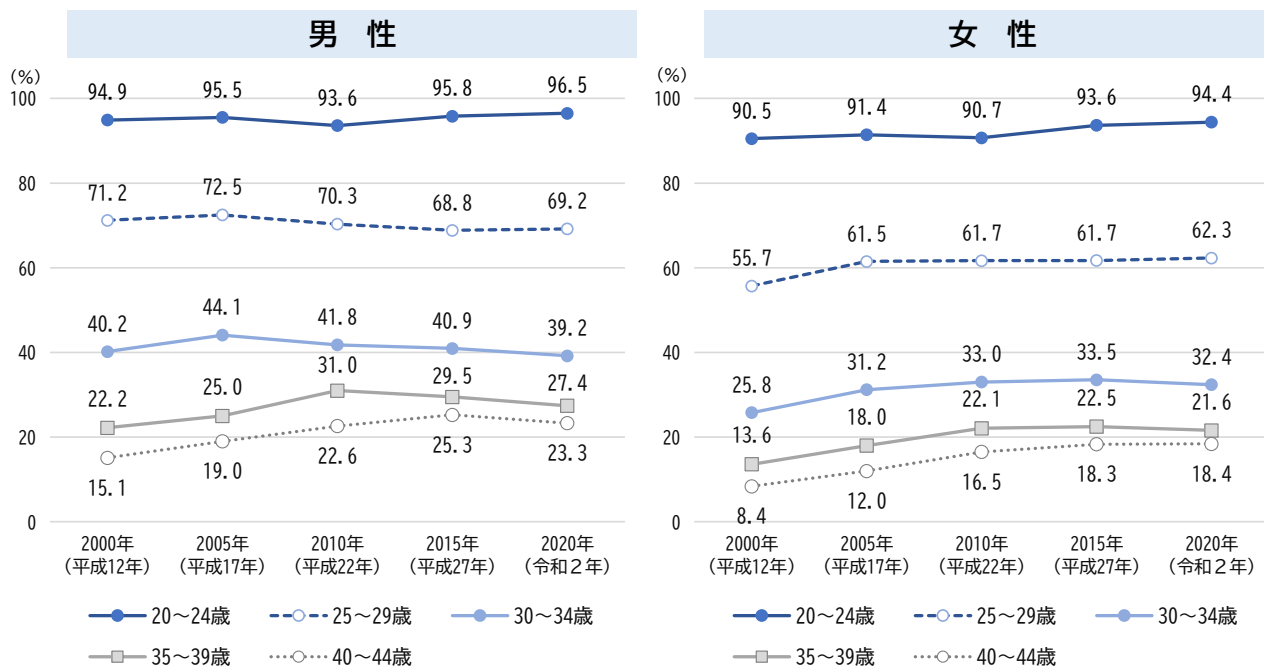
《婚姻・離婚件数の推移》



資料：茨木市統計書（各年1月～12月の合計）

年齢別に未婚率の推移をみると、女性では概ねすべての年代で未婚率が上昇しています。また、20～24歳の未婚率は男性・女性ともに上昇しています。

《未婚率の推移》



資料：国勢調査（各年10月1日現在） ※配偶関係「不詳」を含んだ年齢別人口から算出



2 アンケート結果等からみた茨木市の状況

本計画の策定にあたって、市民のこども・子育て支援施策の利用状況と今後の利用希望、こども・若者や子育て世帯当事者の生活実態、意見・要望などを把握することを目的に調査を実施しました。

■調査概要

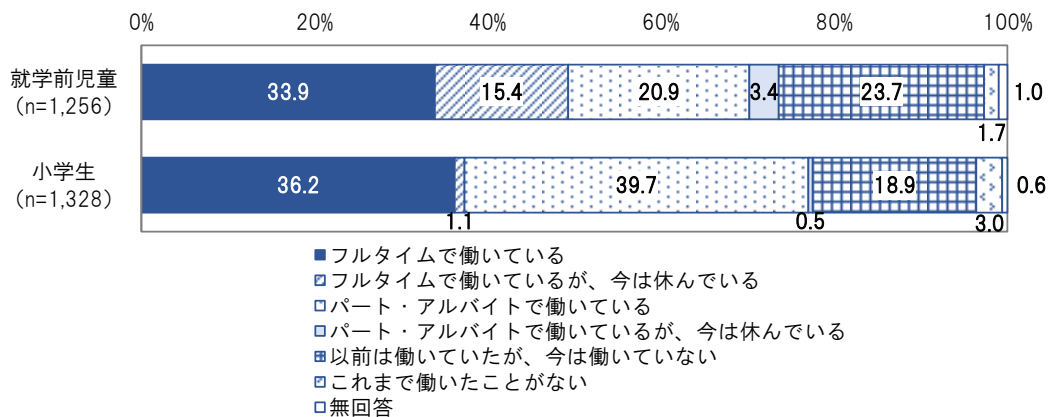
調査種別	調査対象	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	市内の就学前児童の保護者	2,500 人	1,258 件	50.3%
②小学生調査	市内の小学生の保護者	2,500 人	1,334 件	53.4%
③小中高生調査	市内の小学校高学年・中高生	2,000 人	717 件	35.9%
④若者調査	市内の19歳～39歳の若者	2,000 人	564 件	28.2%

※ 調査期間：①・②令和5年(2023年)12月4日～12月25日、③・④令和5年(2023年)10月25日～11月20日

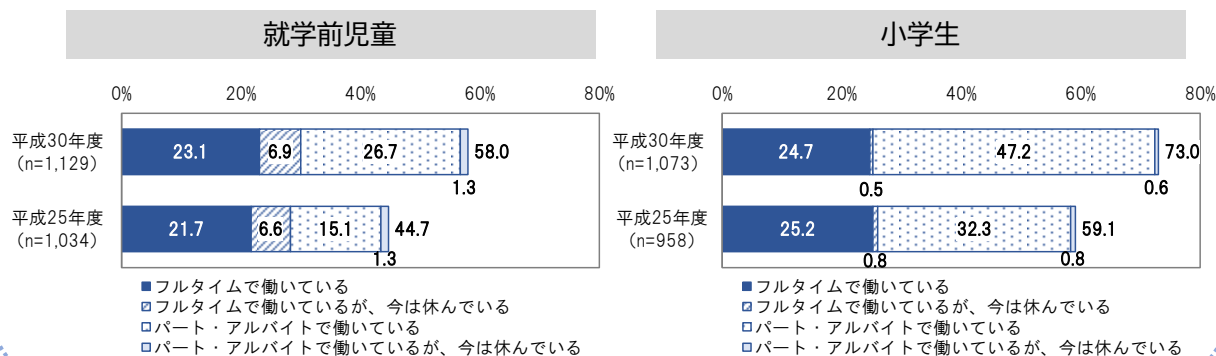
※ 調査方法：郵送配布－郵送・WEB（併用）回収

(1) こどもをもつ母親の就労状況（調査①・②）

母親の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで働いている」、小学生では「パート・アルバイトで働いている」が最も高く、産休・育休・介護休業中で休んでいる人を合わせた、『働いている』人が、就学前児童では7割以上、小学生では8割近くを占めています。母親の就労状況について、過去調査と比較すると、『働いている』が年々増加しており、共働き家庭の増加が推測されます。



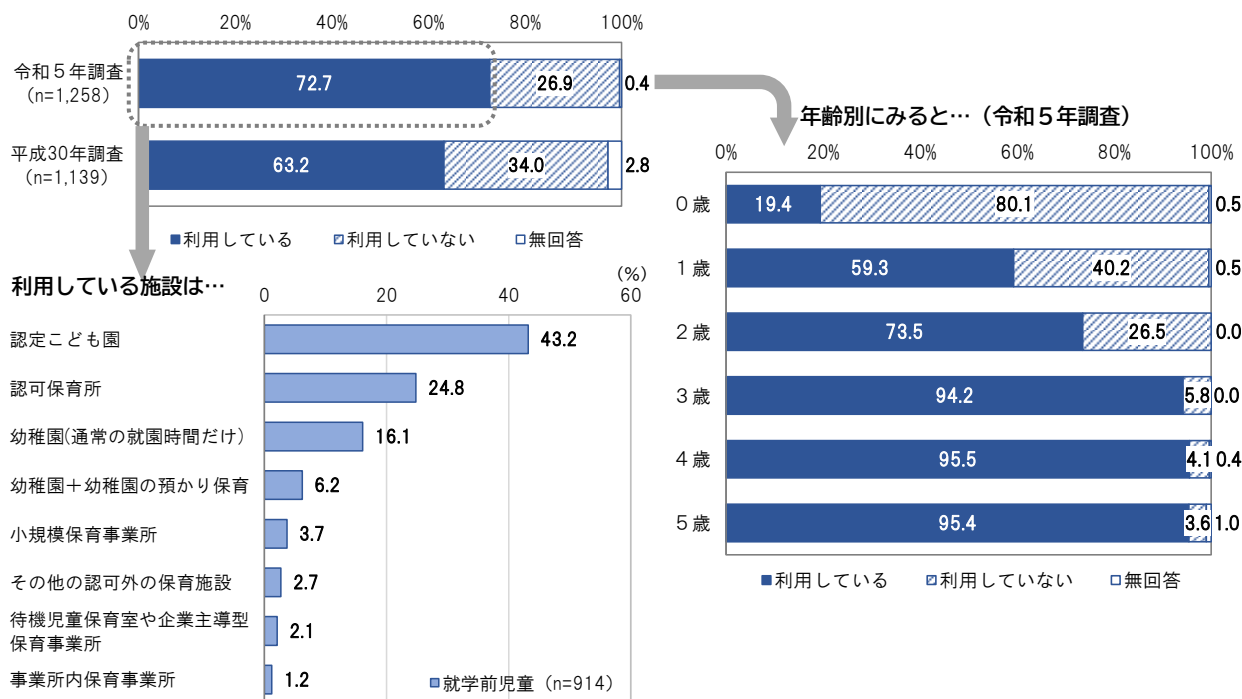
《参考：母親の就労状況の推移》※『働いている』の回答のみの抜粋





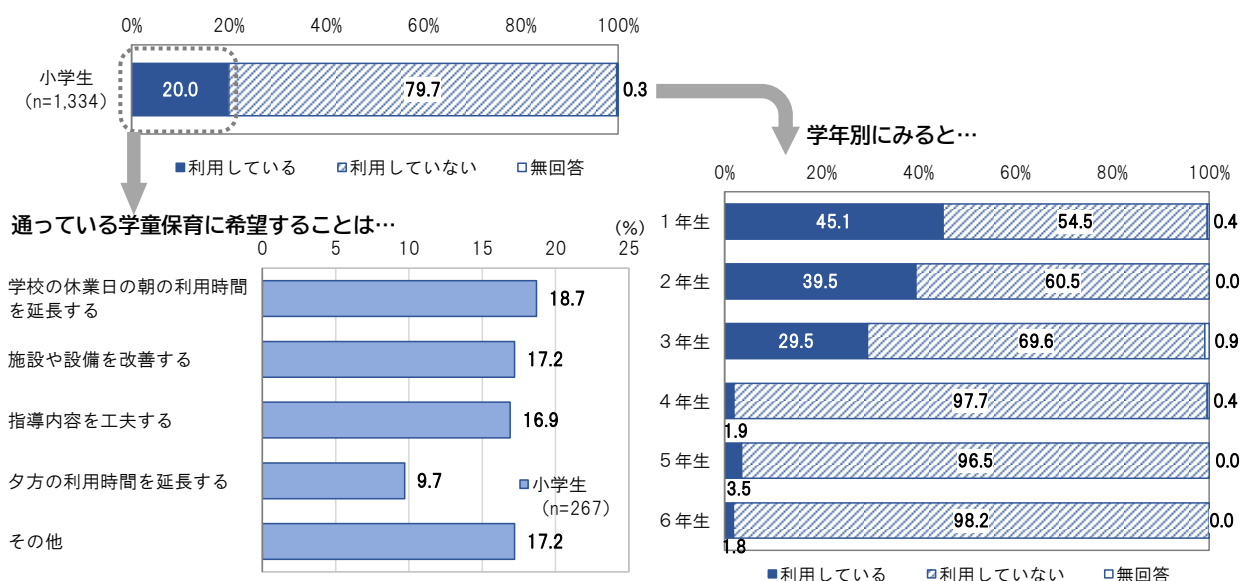
(2) 平日にこどもを預かる施設・サービスの利用状況（調査①）

こどもを預かる施設・サービスを「利用している」人が7割を超え、過去調査と比較しても利用率が上がっています。年齢別にみると、0歳で約2割、1歳で約6割、2歳で7割以上、3歳以上で9割以上の利用率となっています。利用している施設では、認定こども園や認可保育所が高くなっています。



(3) 学童保育の利用状況（調査②）

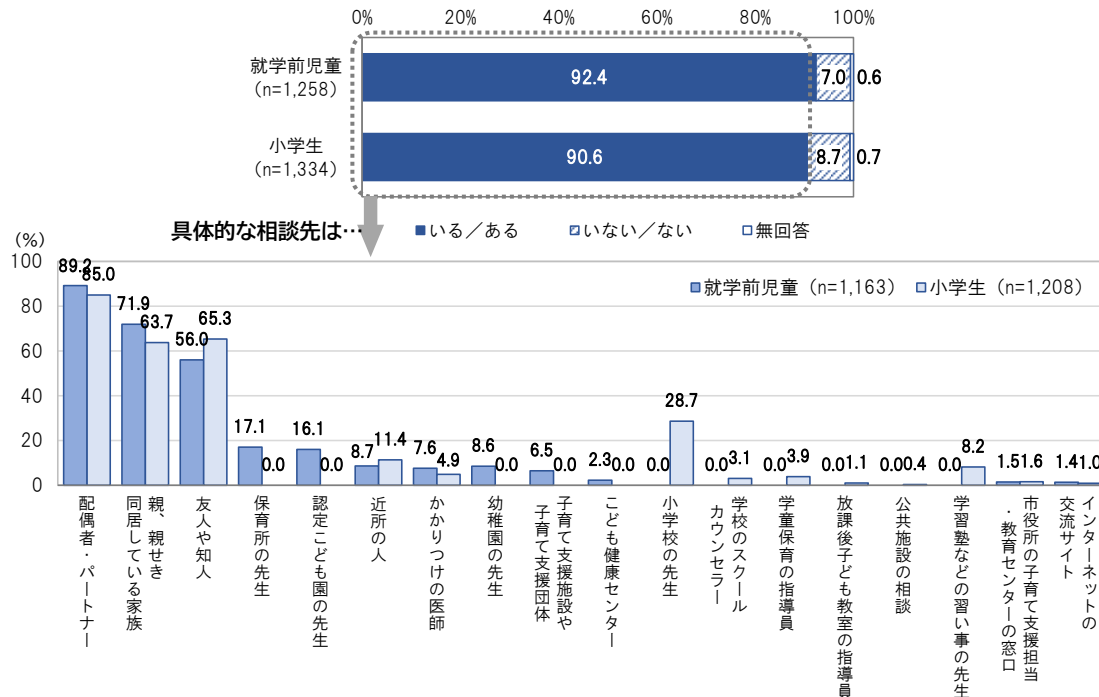
平日の学童保育を「利用している」人は約2割となっているものの、学年別にみると、1年生では4割以上、2年生では約4割、3年生では約3割と、低学年での利用率が高くなっています。また、「通っている学童保育に希望することは…」では、学校の休業日の利用時間の延長や施設・設備の改善、指導内容の工夫などが高くなっています。





(4) 子育てや教育について気軽に相談できる人・場所の有無（調査①・②）

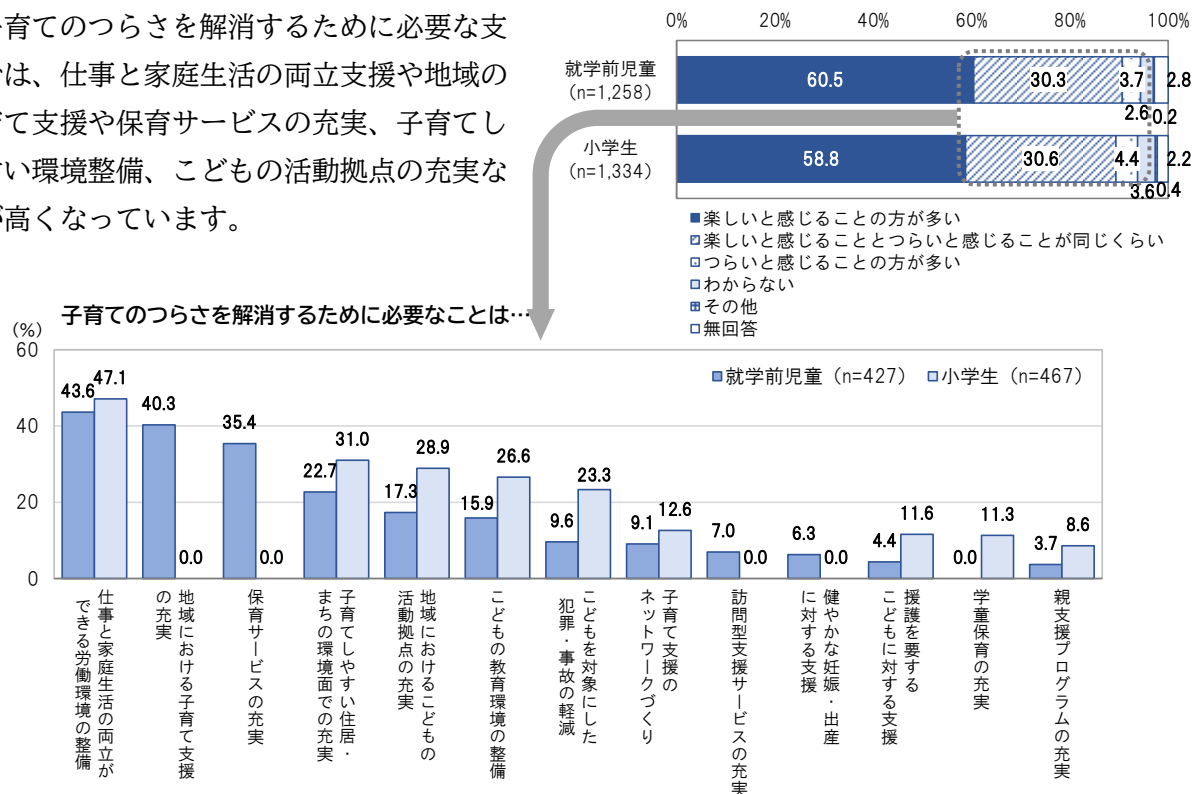
気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」人が就学前児童・小学生ともに約9割となっています。具体的な相談先では、家族や友人・知人、保育所・認定こども園・小学校などのこどもが通園・通学している施設が多く、行政等の相談機関への相談は少なくなっています。



(5) 子育てへの楽しさ・つらさの感じ方（調査①・②）

子育てを『楽しいと感じている』（「楽しいと感じることの方が多い」＋「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」）人が就学前児童・小学生ともに9割程度を占めています。

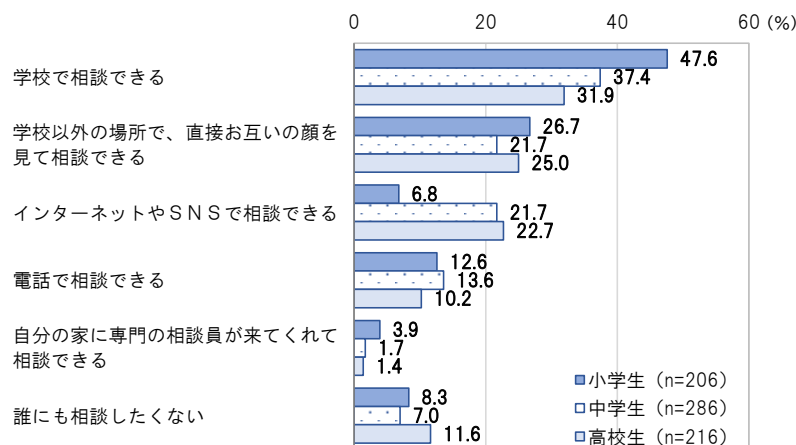
子育てのつらさを解消するために必要な支援では、仕事と家庭生活の両立支援や地域の子育て支援や保育サービスの充実、子育てしやすい環境整備、こどもの活動拠点の充実などが高くなっています。





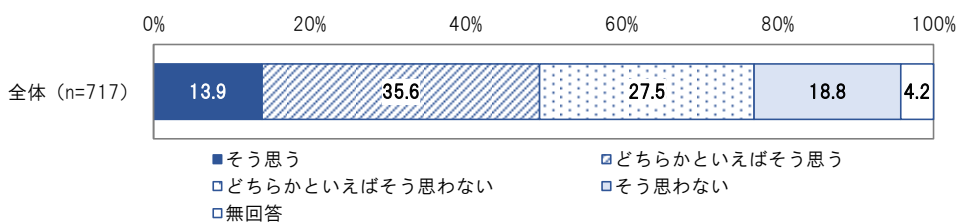
(6) 困り事や悩み事があるときに相談しやすい方法（調査③）

相談しやすい方法は、「学校で相談できる」が最も高くなっていますが、学年が上がるにつれて「インターネットやSNSで相談できる」が高く、[中学生][高校生]では2割を超えています。

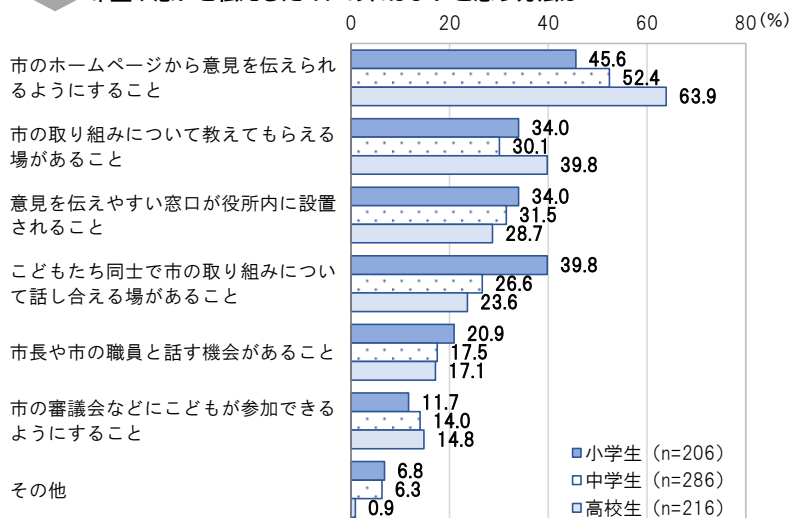


(7) 茨木市の取組への希望や想いの反映について（調査③）

希望や想いが『(反映されていると)思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)が約半数占めています。希望や想いを伝えるためにあればよいと思う方法は、学年が上がるにつれて、市のホームページからの意見提出が高くなり、学年が下がるにつれて、窓口が役所内に設置されることや子ども同士で話し合える場があることなどが高くなる傾向がみられます。



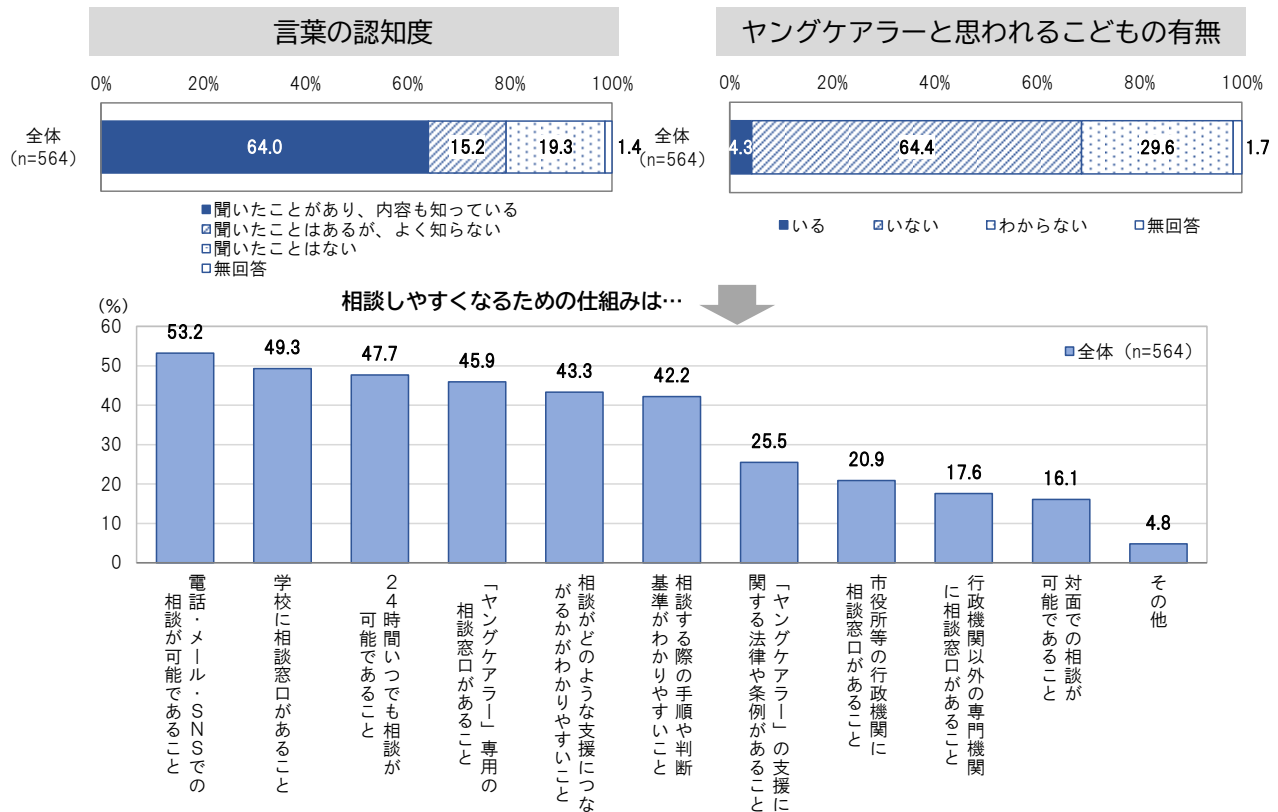
希望や想いを伝えるためにあればよいと思う方法は…





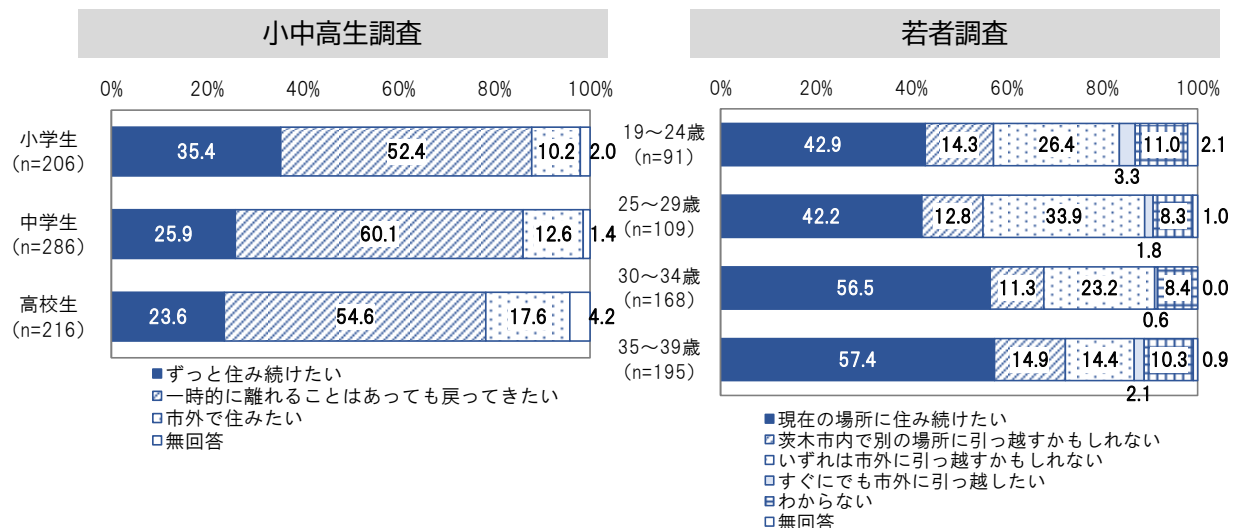
(8) ヤングケアラー認知度・相談しやすくなるための仕組み（調査④）

ヤングケアラーの言葉について、「聞いたことがあり、内容も知っている」人は6割程度となっており、自分の周りでヤングケアラーと思われるこどもが「いる」人は1割未満となっています。周りでヤングケアラーと思われるこどもがいた場合に相談しやすくなるための仕組みは、電話・メール・SNSでの相談や学校での相談、24時間対応可能な相談などが高くなっています。



(9) 今後の茨木市での居留意向（調査③・④）

今後の市内居留意向について、小中高校生調査では、学年が上がるにつれて「ずっと住み続けたい」が低くなり、「市外で住みたい」が高くなる傾向がみられます。19歳以上の若者調査では、年齢が上がるにつれて「現在の場所に住み続けたい」が高くなる傾向がみられます。



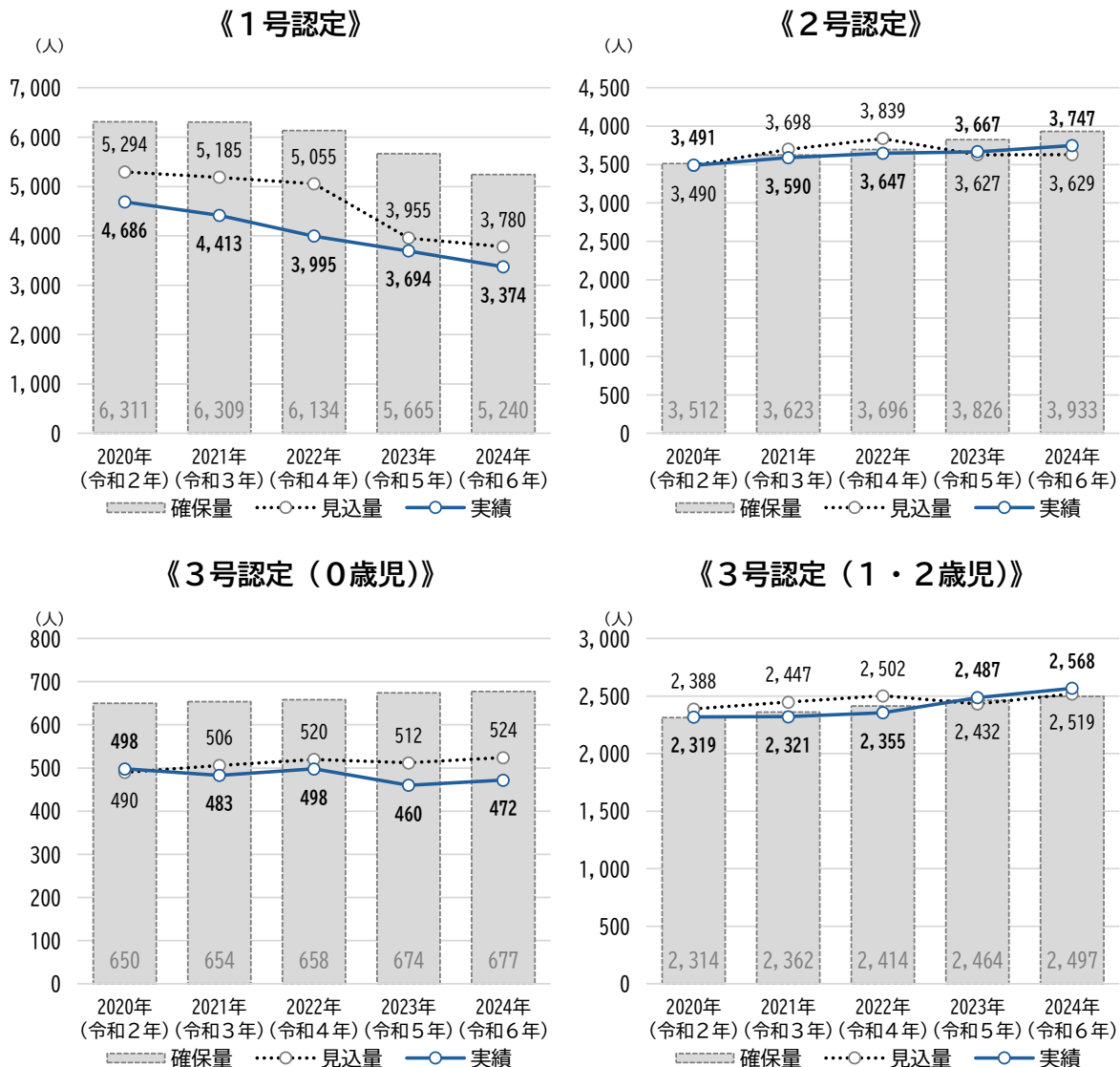


3 第4期計画の総括

(1) 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況

① 教育・保育施設の確保状況

2号認定及び3号認定の1・2歳児については令和2年(2020年)以降、増加傾向となっており、令和5年(2023年)以降は見込み量を上回り、特に3号認定の1・2歳児については確保量を上回る人数となっています。一方で、1号認定は年々減少傾向となっています。



(各年4月1日時点)

- 1号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。
(認定子ども園、幼稚園を利用) ※ 2号認定及び他市からの受入分を含む
- 2号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。
(幼稚園、認定子ども園、保育所を利用)
- 3号認定：0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。
(認定子ども園、保育所、地域型保育施設を利用)



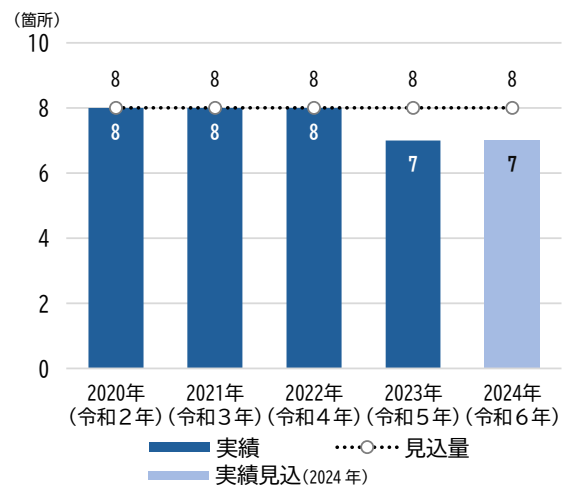
② 利用者支援事業

事業概要

妊産婦や、児童とその保護者等が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

評価

令和5年(2023年)11月に新設された「文化・子育て複合施設 おにクル」(以下おにクル)において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営し、こども家庭センター型を新たに実施しています。



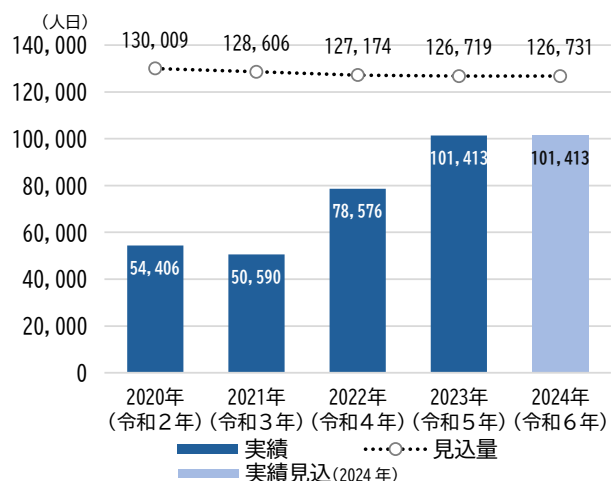
③ 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、つどいの広場)

事業概要

就学前児童とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

評価

令和2・3年度(2020・2021年度)は新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が少なかったものの、令和5・6年度(2023・2024年度)で概ね小学校区ごとの地域子育て支援拠点の整備を進め、利用者が増加しています。



④ 妊婦健康診査事業

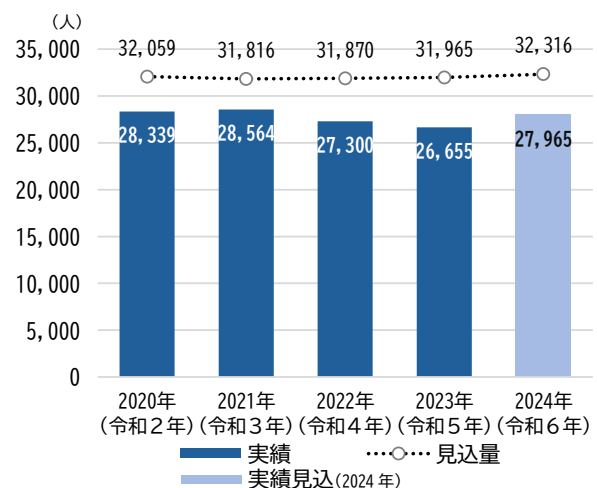
事業概要

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

評価

妊娠届出人数の減少などに伴い、受診人数は減少しています。

妊娠届出時から妊婦健康診査の重要性について普及・啓発を行い、産科医療機関等との連携を図りながら、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう支援しています。





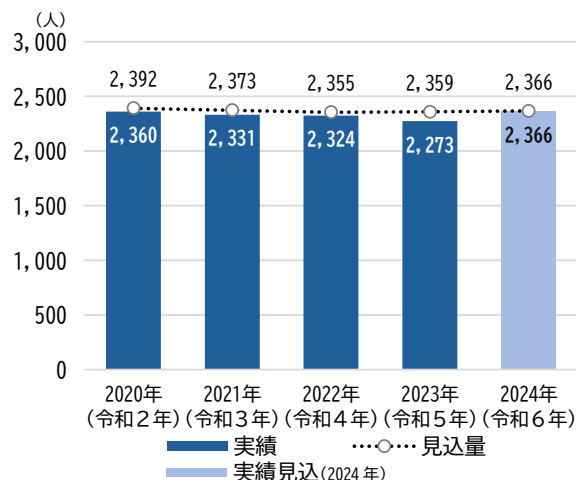
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業です。

評価

全件訪問を行うとともに、関係機関との連携のもと、すべての赤ちゃんの確認を行っており、見込量とほぼ同数の実績で推移しています。



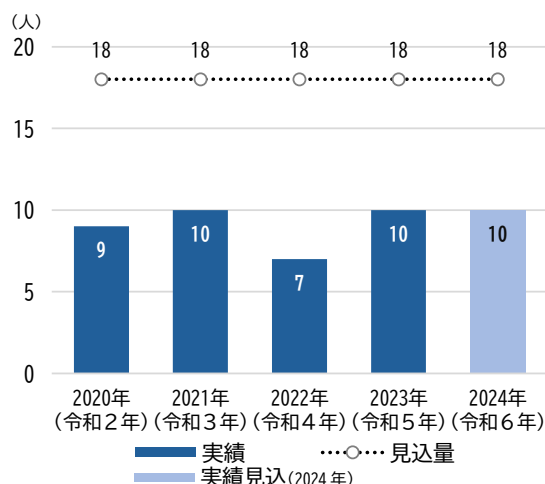
⑥ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援担当員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

評価

関係機関と連携し、支援が必要な家庭に対し、養育に関する助言などの支援を行いました。



⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

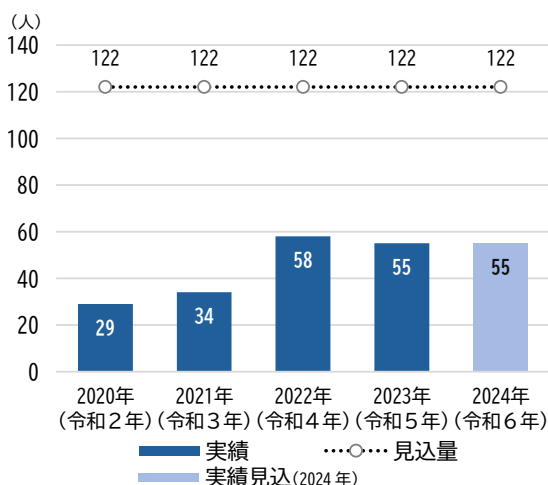
事業概要

18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病やその他の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合（ショートステイ）や、仕事の事由により夜間不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合（トワイライトステイ）に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

評価

令和3年度（2021年度）より、実施施設を1か所追加しています。市民ニーズの予測が困難な事業であることから、関係機関等との連携を図りながら、受入事業所数を維持し、対応していく必要があります。

《ショートステイ》





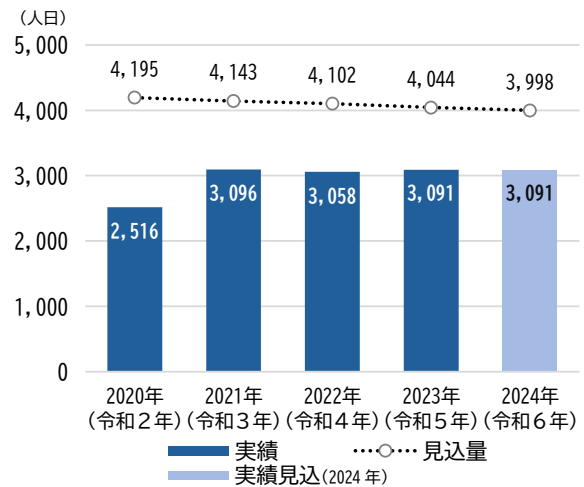
⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

3か月から小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

評価

援助会員の少ない地域で説明登録会を開催するとともに、依頼会員の登録時に両方会員登録を勧め、援助会員の募集に努めました。



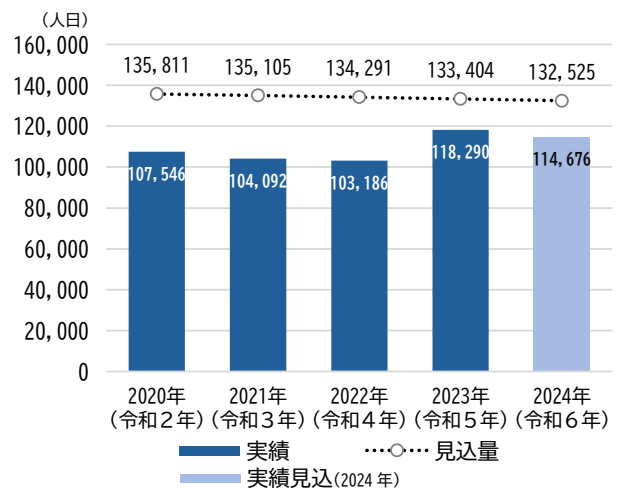
⑨-1 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

幼稚園・認定こども園に在園する満3歳児以上を対象に、一時的にこどもを預けることができる事業です。

評価

各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。



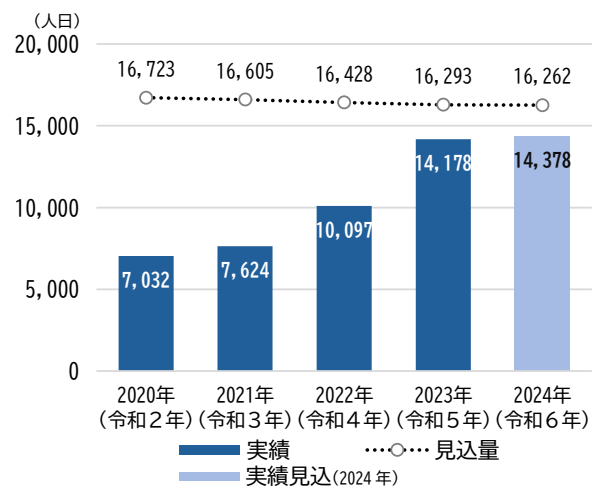
⑨-2 一時預かり事業（一般型）

事業概要

就学前児童を対象に、保育所や地域子育て支援拠点等で一時的にこどもを預けることができる事業です。

評価

就学前児童数は減少していますが、保育需要が伸びているため、利用者は増加しているものの、現状の供給量で需要量を確保できています。





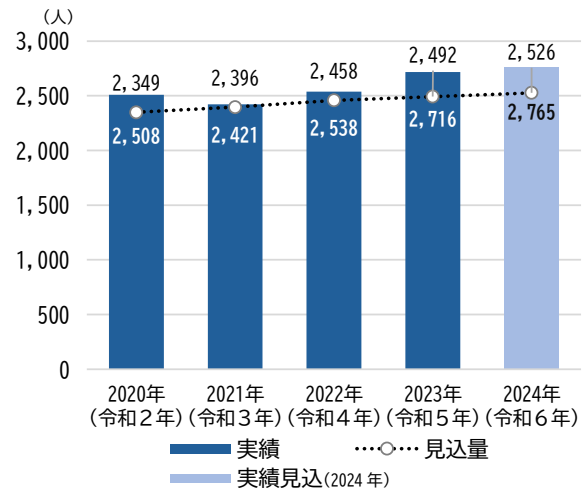
⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間帯以外に保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

評価

共働き家庭の増加等に伴い、見込量を上回る実績で推移していますが、各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、順調に事業実施を行うことができています。



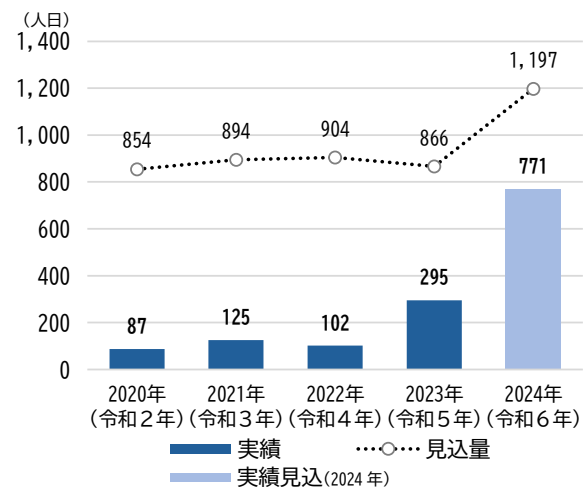
⑪ 病児・病後児保育事業

事業概要

保育を必要とする0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

評価

受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。



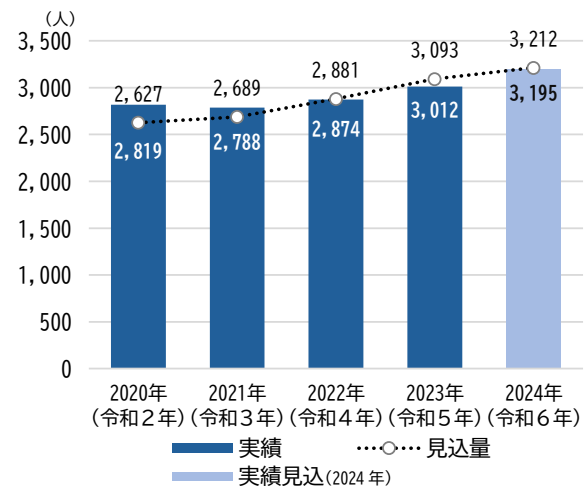
⑫ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業概要

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

評価

学童保育室の分割運営や学校の教室借用などにより、支援の単位数を増やし、受入児童数の拡充を行いました。また、教室の借用が困難な学童保育室については、専用施設の新設を実施しました。今後も増加することが見込まれるニーズに対し、さらなる場所の確保が課題です。





(2) 子育て支援とこども・若者支援に関する施策の取組状況と課題

① ライフステージごとの施策（事業）

【妊娠・出産期】

《主な取組》

【妊産婦の健康保持・増進・支援の充実】

こども健康センターにおいて、妊娠届出者へ母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、保健指導や情報提供を行いました。子育て支援総合センターの子育て支援部門と密接に連携し、必要に応じて地域の関係機関とも連携を図ることにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めました。コロナ禍においてもオンラインで面談・教室などを実施しました。

また、令和5年（2023年）2月から伴走型出産・子育て応援事業を実施し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うことで支援の充実を図るとともに、令和5年（2023年）11月26日からおにクルにこども健康センターと子育て支援総合センターの機能を移転し、「こども支援センター」として、土日祝日の相談窓口を開設し、妊産婦の不安の軽減等を図っています。

【妊娠・出産期からの切れ目のない支援（いばらき版ネウボラ）】

こども支援センターを中心として、母子保健と子育て支援の両分野のより密接な連携のもと、ニーズに応じた継続支援を実施しています。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 引き続き、子育て支援に関するワンストップサービスの提供体制の充実など、妊娠期から出産期・子育て期にわたる切れ目のない支援を図る必要があります。
- 安心してこどもを産み育てることができるよう、必要な子育て支援サービスが有効に活用される環境の整備や、サービスの充実に引き続き取り組む必要があります。



【就学前期】

《主な取組》

【こどもの健康保持・増進】

乳幼児健康診査においては、疾病や発達上の課題を早期に発見し、医療及び療育へつなげ、保護者の育児不安の解消や虐待を未然に防ぐための支援に努めました。4か月児健康診査などにおいて、インターネット上での日時変更を可能とするなど、受診しやすい体制整備を構築しました。未受診児の状況を把握し、必要な支援を行いました。また、歯科健康診査や二次健康診査（経過観察健康診査）なども実施しました。予防接種については、必要性、疾病への理解を幅広く周知するため、情報提供等を行っています。事故防止や発育発達についての出前講座や保健相談なども、つどいの広場や子育てサロンなどに出向き実施しました。

また、こどもの救急については、こども医療でんわ相談などの相談窓口を周知するとともに、小児救急医療体制では、三市一町（茨木市、高槻市、摂津市、島本町）で小児初期救急の広域運営を実施し、小児救急医療体制の安定的な確保に努めています。

食育の推進においては、離乳食・幼児食の講習会などを実施するとともに、幼稚園・保育所においてこどもや保護者に対する食育指導を実施しています。

【就学前教育・保育体制の充実】

保護者の就労形態の多様化に合わせ、延長保育や休日保育を実施しています。連休中の預かりなど、おおむね保護者のニーズに応じた対応ができました。

また、幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との接続期におけるこどもの理解や対応をスムーズに進めることができるよう、職員研修や交流などにより情報共有を行っています。

一方で、待機児童対策の側面では、保育所の新設、幼稚園の認定こども園化など、計画通りの施設整備を行い利用定員は確保できましたが、保育士不足により十分な定員の弾力化が困難でした。

【子育て支援サービスの充実】

乳児家庭全戸訪問事業の実施や、乳幼児の保護者に向けての対面・オンラインでの講座の実施など、親子の心身の状況や養育環境の把握、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報の提供に努めています。就学前のこどもとその保護者が、身近な地域で気軽に集い、安心して遊んだり相談できるよう、地域子育て支援拠点がない小学校区に概ね一つのつどいの広場の新規設置を進めています。

また、経済的支援と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、令和6年（2024年）10月分より、児童手当の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円とする拡充を行い、支給月を年3回から年6回に見直しています。さらに、茨木市多世代近居・同居支援補助制度の周知・啓発を図り、年間40件以上の交付を行っています。

**【地域ぐるみの子育て、こども・若者支援】**

おはなし会の開催など、こどもの読書環境の整備を図るとともに、地域の高齢者が講師となってさまざまな体験学習を行う世代間交流事業、本市の歴史・文化財の展示や体験学習など、こどもが本市に興味を持つ機会の提供に努めています。

社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援として、「子ども・若者支援地域協議会」に参画するさまざまな支援機関・団体の専門性を活かした支援を行っています。また、令和5年度（2023年度）にはヤングケアラー相談窓口を開設し、ヤングケアラーコーディネーターを配置することにより、相談体制や関係機関との連携強化を図っています。さらに、令和6年度（2024年度）からヤングケアラー家庭への訪問支援事業（家事・育児等）を実施し、家庭や養育環境の改善を図り、新たな生活につなぐための取組を行っています。

《主な課題やこれから必要な施策》

- こどもの健康保持・増進に向けては、情報発信ツールを活用するなど、積極的な情報発信を行っていく必要があります。
- 待機児童の解消に向けて、引き続き保育士確保支援策の拡充や定員の弾力化等を進めていく必要があります。
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者やヤングケアラー家庭の支援に向けては、引き続き、子ども・若者支援地域協議会構成機関の連携強化を図り、早期支援・早期困難解消を図っていく必要があります。



【小・中学校期】

《主な取組》

【児童・生徒の健康への支援】

小・中学校の児童・生徒を対象として、食事の栄養バランス診断講習会を実施しています。

また、思春期保健教育に関わる関係機関との連携を図り、小・中学校や高等学校にこころや身体の変化や生命の大切さに関する出前型講座などを行うとともに、令和6年度（2024年度）にはデートDV予防啓発冊子の刷新を行い、暴力によらない問題解決能力を身につける教育を推進しています。

今後も、市内全域に普及していくように小・中学校等と連携していく必要があります。

【特色ある学校教育の充実】

こどもたちの学力・体力向上に向けて、学力向上担当者会やスクールエンパワーメント推進校による授業公開などを通じた各校の効果的な取組の共有を行うとともに、元気力向上担当者と食育担当者の合同交流会を実施しています。

また、家庭の事情や経済的理由により進学を諦めることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、就学援助や奨学金（入学支度金）の支給など、就学及び進路・進学のための支援を行うとともに、制度について、広報紙への掲載だけでなく、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、こども食堂などの関係団体と連携した周知に努めています。

【様々な悩みに対応する体制の充実】

複雑化・複合化する困りごとへの相談対応の強化として、子育てに関する相談時間の拡充を行うとともに、24時間相談申し込みができるよう二次元コードでの対応を実施しています。また、配慮が必要な児童・生徒や家庭を福祉面で支援するため、本市では、SSWを2中学校区に1人配置し、いじめや不登校等の問題行動に対しては、SC（スクールカウンセラー）・SSWを含めたケース会議を実施し、専門的な見立てのもと児童・生徒への対応を行っています。

【学校・地域・家庭の連携】

少子高齢化や時代の変化に伴うさまざまな選択肢の増加により、こども会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど、地域活動団体へのこどもの参加は減少傾向となっています。

また、こどもの体験学習については、乳幼児とのふれあい・交流により、本市の子育て環境を知ってもらうとともに、将来の子育てを見通す機会を提供しています。令和6年度（2024年度）以降は小・中学校、高校、大学向けにまちづくりについての出前講座や授業を実施するなど、将来の担い手としての成長に向けた学習の場を提供しています。

**【安全で安心な居場所づくり】**

本市には、上中条青少年センターや多世代交流センター、ユースプラザなど、こども・若者が交流できる場所が数多くあり、いずれの施設においてもコロナ禍で利用人数は減少しましたが、コロナ禍後には年々増加し、各施設がこども・若者の居場所として定着しています。

小学生児童の放課後の居場所では、放課後子ども教室や学童保育室を実施しており、広報紙等を活用してボランティア及び学童保育指導員を募集するとともに、場所の確保等を進めています。学童保育一斉受付での待機児童は発生していませんが、低学年の受入のみとなっており、対象学年の拡大は達成できていません。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 児童・生徒や保護者からの相談件数が年々増加しており、専門家が関わりきれていないケースも存在していることから、対応力の強化を行うとともに、学校における専門家の活用や「チーム学校」としての体制をさらに構築していく必要があります。
- ライフスタイルの多様化を踏まえ、持続可能な地域活動団体のあり方について模索していく必要があります。
- まちづくりについての出前講座や授業の実施にあたっては、受講者の興味・関心を引き付けられるよう、企業等との連携も検討していく必要があります。
- 公共施設等の居場所では、さらなる利用者増に向けて周知していくとともに、全体的な支援の底上げに向け、今後も職員やスタッフの支援力向上を図っていく必要があります。
- 小学生児童の放課後の居場所では、民間事業者や大学等と連携した場所と人材の確保とともに、学童保育指導員の確保とさらなる資質向上を図っていく必要があります。



【青年・若者期】

《主な取組》

【若者への自立をめざした支援】

不登校・ひきこもり・若年無業など社会的な困難を抱えるこども・若者が、人生を主体的に生きていくことができるよう、茨木市子ども・若者自立支援センターにおいて、こども・若者とその保護者の個別専門支援を実施しています。

【就労の支援】

就労支援フェアや就労支援に関するセミナーを開催しています。参加者数は増加しているものの、就職者数は減少傾向となっています。

【青少年の健全育成】

各種交流活動については、コロナ禍により中止となった年度もありましたが、開催年度には概ね目標を超える来場者がみられました。各種体験活動においても、運営方法を工夫するなどして継続して実施し、令和5年度（2023年度）からは参加者数も戻りつつあります。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 生きづらさを抱えるこども・若者の状態改善を図るため、茨木市子ども・若者自立支援センターとユースプラザ等の支援機関との連携をさらに強化していく必要があります。
- 求職者と求人企業のニーズを把握した就労支援フェアや企業説明会・見学会の実施が必要です。
- こども・若者のニーズを捉え、興味を持ってもらえる企画・運営に向けて、市内の大学や関係団体とも連携していく必要があります。



② 社会的な支援が必要なこども・家庭が安心できる環境づくり

《主な取組》

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭に必要な情報提供は、「ひとり親家庭の施策案内」冊子の作成・配布の他、市ホームページの「ひとり親支援施策」ページが確認できる二次元コードやひとり親自立支援員の連絡先を掲載した名刺サイズのカードを関係窓口等に配架するなど、積極的に行っています。

ひとり親自立支援員については、さらなるスキルアップとともに、他の受講者との情報交換の場や最新情報入手の場となるよう、大阪府や関係機関が実施する研修を積極的に受講しています。

また、生活困窮世帯・ひとり親家庭等の中学生を対象に学習・生活支援事業（市内6か所で週2回）を行い、学習の支援や生活上の問題、進路選択（進学に要する費用・各種奨学金等）に関する各種相談に応じています。学習会への参加人数は、周知が進み増加傾向となっています。

その他、養育費の履行確保を図るための公正証書等作成費補助や養育費保証料の補助、生活の安定と自立の促進を図るための資格取得に伴う補助や福祉資金の貸付相談など、経済的負担の軽減策としてさまざまな施策を実施しています。

【障害児（発達に支援が必要なこども）への健やかな育ちの支援】

発達に支援の必要なこどもへの切れ目のない支援体制に向けて、乳幼児健康診査から早期療育へつなげられるよう努めています。また、医療的ケアの必要な児童に対して、専門的な療育を提供するとともに、医療関係・福祉関係それぞれの医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関の連携促進等に取り組んでいます。

保育・教育面では、保育・教育施設への心理士の巡回を実施しており、近年ではこれまで巡回していなかった私立幼稚園からの依頼を受けて巡回支援を開始するなど、各施設に事業が定着してきています。また、医療的ケアを要する児童・生徒の在籍する支援学級には、看護師資格を有する医療介助員を配置しています。

障害理解の促進に向けては、「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の中学生向け啓発用リーフレットを作成して配布するとともに、市内の小学生・中学生を対象とした手話教室の開催、また、おにクルにおいて、障害のある人の作品を展示する「おにも見にクルアート展」を開催しています。

【児童虐待防止対策の強化】

妊娠期から切れ目なく、それぞれの家庭に寄り添った支援を実施することにより、子育て家庭の孤立予防と、子育ての負担の軽減を図り、児童虐待の早期予防に努めています。また、職員のオレンジリボン着用や市内走行バスの車両側面及び扉横シートへの啓発広告を掲出するなど、まち全体での児童虐待予防について周知を行っています。



【外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援】

帰国・渡日の児童生徒に対して、年間 30 回の適応指導教室の開催や学校からの依頼に基づく授業通訳の派遣を行っています。利用回数や児童・生徒数は増加傾向となっており、近年では通訳依頼の多言語化もみられます。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 学習・生活支援事業については、学習会への継続的な参加を促すため、学校等関係機関との連携による利用勧奨を行うとともに、支援体制の強化を図っていく必要があります。また、ひとり親家庭に対するさまざまな相談支援については、内容に応じて各種制度の案内や関係機関との連携に努め、今後も必要な人に必要な支援が届くよう、より効果的な制度・事業の周知方法を検討し、引き続き実施していく必要があります。
- 発達に支援の必要なこどもへの健やかな育ちに向けては、増加する巡回対象者に対応するため、心理士の体制を見直すなど、引き続き必要な相談・支援を実施していく必要があります。また、こどもや保護者の教育的ニーズを踏まえた介助員の適切な配置が行えるよう、人材の確保に努めていく必要があります。また、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を進める必要があります。
- 児童虐待通告件数は増加傾向にあり、多様化・複雑化する家庭での課題が、養育に影響を及ぼしています。今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、早期に支援を行い、虐待の防止に努める必要があります。
- 適応指導教室に参加できていない在日外国人や配慮が必要な家庭へ引き続き周知を行うとともに、幅広い言語に対応できるような通訳者の確保に努めていく必要があります。



③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる環境づくり

《主な取組》

【意識啓発】

「いばらきジェンダー平等プラン」を策定し、各種講座を企画・実施しています。コロナ禍後の再開以降、参加数が増加しています。

【職場環境の改善に向けた支援】

ワーク・ライフ・バランスの取組等を総合評価一般競争入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を設けています。また、茨木市産業情報サイト「あい・きゃっち」に認定事業所の取組を紹介するなど、事業者への自主的取組を推進しています。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 参加者に関心を持ってもらえるような講座内容の企画や、参加しやすい日時・場所の工夫等を行っていく必要があります。
- ライフスタイルの変化等により今後も働き方の多様化が見込まれることから、中小企業の働き方改革を進めていく取組を検討していく必要があります。



④ 社会全体で子育て家庭やこども・若者を支援できる環境づくり

《主な取組》

【こどもを産む・育てるための意識啓発】

児童福祉週間（5月5日～11日）やこどもの権利について、ポスター展示や広報誌への記事掲載など、啓発活動を行っています。また、こども自身にも分かりやすく周知ができるよう、カレンダーや4コマ漫画での周知を行っています。

若者世代が市政に関する意見を伝える場として、「次なる茨木ミーティング」を実施し、市政への理解や関心を深めてもらうとともに、ミーティングで出た意見を市政に反映しています。

【支援ネットワークの充実】

住民がより身近な地域で相談できるよう、地域包括支援センター・いきいきネット相談支援センターを14か所、障害者相談支援センターを10か所、地区保健福祉センターを4か所に設置しています。また、こども支援センター及び公立保育所を中心に、地域における子育て支援活動団体等の連絡会を開催し、情報共有を行っています。

地域における子育て支援活動の活性化を図るため、地域子育て支援者のさらなるスキル向上をめざす研修を実施しています。コロナ禍においてもオンラインでの研修を実施するなど、必要な情報提供を行っています。

【安全で安心な育成環境】

交通量の多い路線や学校周辺における歩道整備を行うとともに、交通安全教室の開催や自転車乗車時におけるヘルメット着用の推進等、こども・若者の安全確保に努めています。

また、公園施設や遊具の更新・設置や、こどもの登下校時の見守り（防犯・交通安全の観点より）、防犯カメラ設置補助制度の活用による防犯カメラの設置促進などにより、こども・若者の安心な育成環境づくりに努めています。

《主な課題やこれから必要な施策》

- 若者世代とのより活発な意見交換の実施方法やテーマ設定の工夫を行うとともに、SNS等、多様な方法も活用しながら継続的に有益な情報の発信を行っていく必要があります。
- 引き続き、子育て支援マップの作成や連絡会の開催等を通じて、地域子育て団体との連携の強化・充実を図る必要があります。
- 地域で抱える課題の複雑化・複合化がみられることから、今後も引き続き、社会全体で子育て家庭やこども・若者の支援を継続していく必要があります。



⑤ こどもの貧困対策

《主な取組》

生活保護受給者において、必要に応じて教育扶助や高校就学費用等を支給しています。また、中学校3年生へ「夢を実現する奨学金」冊子を配布するとともに、奨学金に関する情報提供や個別相談会を実施しています。

また、経済的に困窮している人(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている人(世帯)に対して、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援を行っています。

こども食堂については、令和6年12月現在、18団体・25か所で地域の人たちがボランティアや食材等の寄付によって運営されている中、市として、報償金の支給やオンライン上でクレジットカード等のキャッシュレス決済により気軽に応援できる寄付サイトを開設しています。

《主な課題やこれから必要な施策》

- こどもたちが経済的理由で進学を諦めることがないように、今後も継続して事業を行っていく必要があります。
- 令和2年(2020年)のコロナ禍をピークに新規相談受付件数は減少してきているものの、複雑・複合化した課題を抱えた相談者は多いことから、日々の相談支援において他機関・地域等と協力・連携しながら支援を実施していく必要があります。
- こども食堂は、こどもの孤立や孤食、貧困を解決するだけでなく、勉強や遊びを提供する場、地域の交流や憩いの場となっていることから、持続的な運営ができるように、今後も継続的にサポートしていく必要があります。



4 第5期計画の実施に向けた検討課題

子育て家庭や小学校高学年・中高生、19歳から39歳までの若者を対象に行ったアンケート調査をはじめ、第4期計画での取組の課題や社会情勢、国のこども施策をめぐる動向などを踏まえ、本計画において、新たに取り組むべき課題や充実すべき課題を整理すると次のとおりです。

(1) こどもの権利の尊重と意見表明の場の確保

こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念として、こどもの人権を守ることやこどもの社会のさまざまな活動への参加、意見の表明とともに、こどもや子育て当事者の意見がこども施策へ反映されることなどが定められています。

そこで、本市でこども・若者・保護者等にニーズ調査を行ったところ、「市の取組に希望や想いが反映されている」と思う小中高生の割合は半数程度（49.5%）となっており、特に自己肯定や自己表現ができている人ほど、希望や想いが反映されていると感じているという結果がみられました。本計画の策定にあたり、団体ヒアリングやユースプラザワークショップを実施した中では、市のさまざまな取組や事業等に対して伝えたい意見や要望を持っているこどもが多くみられました。

また、意見や想いを伝えることに関心がある一方で、ニーズ調査では市の取組に希望や想いを伝えるためにあればよいと思う方法として「市の取組について教えてもらえる場があること」が3割以上（34.0%）となるなど、市の取組自体を知らないこどもも多い結果となっています。

今後は、学校や家庭、地域での日々の関わりが、こどもたちの自己肯定や自尊感情に大きな影響を与えていることから、こどもたちがそれぞれの個性を発揮し、自らの未来を自らの手で切り拓いていけるよう、こどもを取り巻くすべての関係者による取組が必要です。

さまざまな手法を用いてこどもの意見や想いを得られる場を設けるとともに、市の取組や意見の反映について、こどもにも伝わりやすい方法と内容で広報を充実させていく必要があります。

(2) 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

本市では、令和5年（2023年）11月から、おにクルにおいて、こども支援センターとして、伴走型相談支援により妊産婦の不安の軽減等を図っています。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者の茨木市における子育て環境や子育て支援に関する満足度平均点は2.53点と高くなっているものの、保育・医療の充実やさまざまな課題を抱える家庭への支援に関する満足度平均点は2.32点とやや低くなっています。また、9割程度の保護者は子育てや教育について気軽に相談できる人がいると回答しているものの、その相談先としては、家族や友人・知人などが多く、関係機関等への相談は少ない結果となっています。

今後も引き続き、気軽に相談できる身近な相談機関としての周知を図るとともに、さまざまな課題を抱える家庭への伴走型相談支援機関としての機能の一層の強化を図っていく必要があります。



(3) 子育てでつながる共創のまちづくり

ニーズ調査では、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合は6割程度（就学前：63.6%、小学生：60.8%）と、前回調査と比較すると低くなっています。核家族化や共働き家庭の増加が進む中、家庭や地域での子育て協力者が少ないことが推測され、子育て家庭が社会で孤立してしまうことのないよう取り組む必要があります。

本市では、市内各地域でこども食堂が実施されており、年々実施団体数が増えています。こども食堂は、食事を提供するだけでなく、こども同士や保護者同士のコミュニケーションの場となるとともに、食事を食べるに訪れる多様な人とのつながりの場ともなり、こどもや保護者の孤立防止（居場所）にもつながっています。

こどもの豊かな感性や自主性、社会性を育んでいくためには、家庭や就学前児童施設等だけでなく、地域のさまざまな人とのつながりが不可欠です。地域社会を構成する人が「共創」して子育てに取り組むことで、子育て家庭の孤立を予防するとともに、地域全体の子育て支援の機運を高めることができます。そのためには、市民一人ひとり、大学、企業などの団体、学生から高齢者まですべての人々が子育て支援の担い手として活動できる環境整備を行い、子育てを通して地域全体がつながり、協力しあえる仕組みづくりが必要です。

とりわけ、児童・生徒・学生や若者と共創し、自身の能力を活かして活躍できる場や子育てに関する体験ができる場を創出するとともに、児童・生徒・学生や若者のさまざまなチャレンジを応援し、将来の子育てに対して肯定的なライフイメージをもつことができるよう次世代育成支援を行います。

(4) 保育需要に応えるための提供体制の確保・充実

ニーズ調査では、フルタイムで就労している母親の割合が増加（就学前：23.1%→33.9%、小学生：24.7%→36.2%）しており、前回調査と比較すると共働き家庭の増加がみられました。また、就労していない母親の就労希望は一定数（就学前：8.2%、小学生：8.8%）みられ、今後も共働き家庭が増加していくことが推測される結果となりました。母親の就労割合の上昇に伴い、低年齢児からの平日にこどもを預かる施設・サービスへの利用ニーズは高まっており、0歳児で約2割（19.4%）となっています。また、施設種別としては、認定こども園や認可保育所など、比較的長時間預けることができる施設への利用希望が高くなっています。

一方、近年保育事故や不適切な保育が各地で相次いでいることを受け、国は、令和5年（2023年）12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、保育士の配置基準の見直しを打ち出しました。

また、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けて「こども誰でも通園制度」として、6か月～3歳未満のこどもを対象に、親が就労していなくても保育所や認定こども園等の施設で預けられる制度が導入され、令和8年度（2026年度）からの全国での開始が示されています。

これまで、認定こども園化を含む保育施設の新規開設や定員増、弾力化など、さまざまな対応策を講じてきましたが、母親の就労割合の上昇や働き方の多様化が進む中で、「こども誰でも通園制度」の導入に伴い、保育や一時預かりに対するニーズのさらなる高まりが予測されます。慢性的な保育士や幼稚園教諭などの人材不足が叫ばれる中において、保育需要に応えるための提供体制の確保や充実を図っていく必要があります。



第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題

また、すべてのこどもが等しく心身ともに健やかに成長でき、より良い教育・保育を受けられるよう、施設・事業類型の区別に関わらず相互の連携を図るとともに、すべての施設・事業所に所属する保育士や幼稚園教諭等の確保や資質の向上に努めていく必要があります。

(5) 就学期のこどもの安全・安心な居場所づくり（就学期保育需要への対応）

ニーズ調査では、学年が下がるほど学童保育を利用している人が多く、未就学児童の保護者による就学後のこどもの放課後の過ごし方の希望では、小学校低学年時での学童保育の利用意向が約6割（60.4%）と、高い利用ニーズとなっています。また、夏休みなどの長期休業中の利用ニーズも高く（就学前：71.6%）、母親の就労率の上昇傾向を踏まえると、学童保育に対するニーズのより一層の高まりが見込まれます。

小学校に上がることでこどもを預ける時間が短くなり、認定こども園や認可保育所などの利用により比較的長時間預けることができた就学前期にはできていた仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」という言葉もあります。保護者の就労ニーズに対応していくためには、放課後におけるこどもの安全・安心な居場所は不可欠です。次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、各地域の特色を生かした放課後のこどもたちの居場所のさらなる充実が必要です。

また、本市では、上中条青少年センターにおいて、地域活動や交流活動を行うイベントや催しを開催していますが、ニーズ調査では施設自体の認知度は3割未満、利用状況は2割未満と低くなっています。利用しているこどもからは、「楽しい」や「さまざまな知識や経験を得られる」などの高評価を受けている一方で、利用しない理由は「施設について知らなかったから」が半数以上（55.9%）と高くなっていることから、利用や参加することで享受できる知識や経験などのメリットを含めた形での広報を検討していく必要があります。

(6) 生きづらさを抱えるこども・若者への支援の充実

ニーズ調査では、小中高生の困り事の相談では、学年が上がるにつれて親や担任の先生などの大人への相談が少なくなっています（親：小学生 78.6%、中学生 64.0%、高校生 65.3%／担任の先生：小学生 31.1%、中学生 16.8%、高校生 11.6%）。また、19～39歳の若者では、相談したい人としては、同じ悩みを持っている（持っていた）人や同世代の人、カウンセラー等の心理学の専門家、場所としては、無料での相談や匿名での相談などが高い割合となっています。

本市では、こども・若者を利用の対象とした相談窓口や居場所として、ユースプラザを市内5か所に開設し、家でも学校・職場でもない「第三の居場所」としてサポートを行っています。利用者は年々増加傾向となっている一方で、ニーズ調査では認知度・利用状況ともに1割未満と低くなっています。また、無料相談や匿名相談、同じ悩みを持っている人や同世代の人との関わり等も既に実施している相談機関もあることから、それぞれの施設や相談機関の特徴なども合わせた広報・周知を一層進めていくとともに、多世代交流等を通じた孤独・孤立を防ぐための支援策を充実していく必要があります。



子育て家庭においても、近所（お住まいの近く）で日常的にちょっとしたこどもの話や世間話をする人がいる保護者の割合は前回調査と比較すると減少（就学前：69.3%→57.3%、小学生：76.2%→67.3%）しており、また、日頃こどもをみてくれる人がいない人の割合は前回調査と比較すると増加（就学前：17.4%→23.1%、小学生：12.2%→18.7%）しています。地域とのつながりの希薄化や核家族化、少子化などの背景もあり、孤立している子育て家庭が一定数みられる結果となりました。

子育て家庭の孤立は、育児不安や困難などの問題だけでなく、各種支援の必要性の気づきの遅れや虐待につながるおそれもあることから、子育てのつらさを軽減するためにも、地域で子育て家庭を見守り、支えることができるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

（7）ヤングケアラーに対する支援の充実

ニーズ調査では、19～39歳の若者でヤングケアラーについて聞いたことがある人は約8割を占め、言葉の認知は進んでいる一方で、自分の周りでヤングケアラーと思われるこどもは「いない」と回答した人が6割以上を占めていました。ヤングケアラーの支援に向けては、教育や福祉、医療などの関係者だけでなく、周りの人が“気付く”ことからはじまるため、ヤングケアラーに対する正しい知識の普及が必要です。

また、周りでヤングケアラーと思われるこどもがいた場合に相談しやすくなるためには、「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」「学校に相談窓口があること」「相談がどのような支援につながるかがわかりやすいこと」などの回答が多くなっていたことから、相談するきっかけをつくるためには、相談から支援への流れなどの「見える化」を進めていく必要があります。

（8）生活に困窮するこどもや子育て家庭への支援の充実

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、令和3年（2021年）の日本の相対的貧困率は15.4%で、17歳以下のこどもを対象とした「こどもの貧困率」は11.5%となっています。また、こどもがいる世帯で大人が1人だけの場合は44.5%と、大人が2人以上いる場合の8.6%を大きく上回る状況です。また、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回り、諸外国と比べると低い状況となっています。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など、さまざまな面においてこどものその後の人生に影響を及ぼします。すべてのこどもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができ、こども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくためには、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図っていくなど、こどもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。



(9) こどもを持ち育てたいと思える社会づくりの推進

本市の一人の女性が一生に産むこどもの数を示す合計特殊出生率は、令和3年(2021年)は1.40で、全国・大阪府の数値を上回っていますが、総人口に占める0～14歳の年少人口の割合は、令和5年(2023年)には13.5%に対し65歳以上の老年人口の割合は24.1%となっており、人口構造は少子高齢化が進行しています。

ニーズ調査では、現在のこどもの人数が理想の人数より少ない人が約半数を占めており、こどもをもう1人以上持ちたいと思うために必要な環境では、「収入が増えれば持ちたい」が最も高く、経済的な負担がネックになっている人が多い結果となりました。

国では、令和5年(2023年)12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、若年人口が急激に減少する2030年代までを少子化対策のラストチャンスとして、少子化対策を加速させていく取組が盛り込まれています。

児童手当の拡充や扶養控除の見直しなどの子育て世帯に対する経済的支援の強化策だけでなく、伴走型の相談支援事業などのすべてのこどもや子育て世帯を切れ目なく支援するための取組、男性の家事や育児の時間を増やし夫婦で仕事と家事育児を行う“共働き・共育で”を定着させるための政策などが盛り込まれています。

国の対策を注視しながら、本市の特性に合った施策を展開し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会の実現を図る必要があります。



第3章 計画の構想

1 計画の基本理念

こども基本法では、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策に関する基本的な方針として、下記の6つが示されています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第4期計画では、本市において、こどもを生み育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～』を基本理念に据え、こども・若者に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、こども・若者の今とこれからの最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍するこども・若者の育成をめざします。

そのため、基本理念を下記の通り定め、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、すべてのこども・若者が将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりに向けて、さまざまな施策の展開を図っていきます。

未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～こども・若者の最善の利益をめざして～



2 施策展開についての考え方

(1) ライフステージに沿った施策の展開

こども・子育て、若者に関する施策をライフステージごとのニーズや課題に沿って適切に展開していくため、ライフステージを4つに分け、それぞれの段階における課題解決に向けて、支援が途切れることがないよう、切れ目のない施策や事業を推進します。

① 妊娠・出産期



～ 安心して妊娠・出産できる環境づくり ～

妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援を充実させます。また、こどもの健やかな成長・発達に向けて、子育て家庭全体に対する妊娠・出産期からの切れ目のないサポートを行います。

施策の 方向

- 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実
- 妊娠・出産期からの切れ目のない保健・福祉の支援
(いばらき版ネウボラ)

② 就学前期



～ 乳幼児期のこどもがのびのびと育つ環境づくり ～

疾病予防や発達課題への早期対応など、健康増進に係る取組を推進するとともに、子育てに関する相談や情報提供の充実を図ります。また、多様化する教育・保育ニーズに応える教育・保育提供体制の確保と、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

施策の 方向

- こどもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育体制の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て支援

③ 小・中学校期



～ 生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり ～

学校で学んだことが将来の「生きる力」となるよう、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばすとともに、健やかな心を育む教育活動を充実します。また、特色のある教育活動を展開し、家庭や地域社会との連携を進めるとともに、こどもが安全・安心に過ごせる居場所を充実します。

施策の 方向

- 児童・生徒の健康への支援
- 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進
- さまざまな悩みに対応する体制の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり

④ 青年・若者期



～ 主体性を育む環境づくり ～

社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、相談体制の強化や居場所づくり、就労支援等に取り組み、こども・若者の“やってみたい”を後押しします。また、こども・若者が生きづらさや孤立・孤独を感じることがないように、地域で見守る活動を推進します。

施策の 方向

- 若者の自立をめざした支援
- 就労支援
- 青少年の健全育成



(2) 社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

ひとり親家庭、貧困、虐待、障害、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、さまざまな困難に直面し、支援が必要な状況に陥っているこどもとその家庭への支援は、こどもの未来を切り拓くためには不可欠です。

困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、困ったことを気兼ねなく相談でき、本人やその家族に寄り添った適切な支援を受けられ、地域で安心して暮らすことができるインクルーシブな環境づくりを推進します。

施策の 方 向

- ひとり親家庭への支援
- 障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援
- 児童虐待防止対策の強化
- 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要なこども・家庭への支援
- こどもの貧困の解消に係る対策
- ヤングケアラーへの支援

(3) 社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり

すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、意見を伝えることができ、その意見が尊重されるよう、本市の取組や施策に対して自由に意見を表明しやすい環境整備と、まちづくりへの参画に対する機運の醸成を推進します。

また、子育て・親育ち・子育てを地域が支えるという視点のもと、地域社会全体でこども・若者と子育て家庭を支援し、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進します。

施策の 方 向

- こども・若者が権利の主体であることの共有
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 包括的な支援ネットワークの充実
- 活躍できる機会づくり
- 犯罪などからこども・若者を守る取組

(4) こどもを持ち育てたいと思える環境づくり

働く意欲を持つすべての人が、希望する結婚や出産・子育てを可能としながら、就労やさまざまな社会活動に継続して参加・参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発を行うとともに、企業・事業所に対して、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備や子育てに対する理解と協力が得られる職場環境づくり等についての啓発に努めます。

また、こどもは、将来にわたって本市のまちづくりを担う存在です。保護者がこどもを育てる喜びを実感でき、また、こども・若者が将来こどもを産み育てることに夢や希望を持てるような環境づくりを推進します。

施策の 方 向

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を図るための職場環境の改善に向けた支援
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 共働き・共育での推進

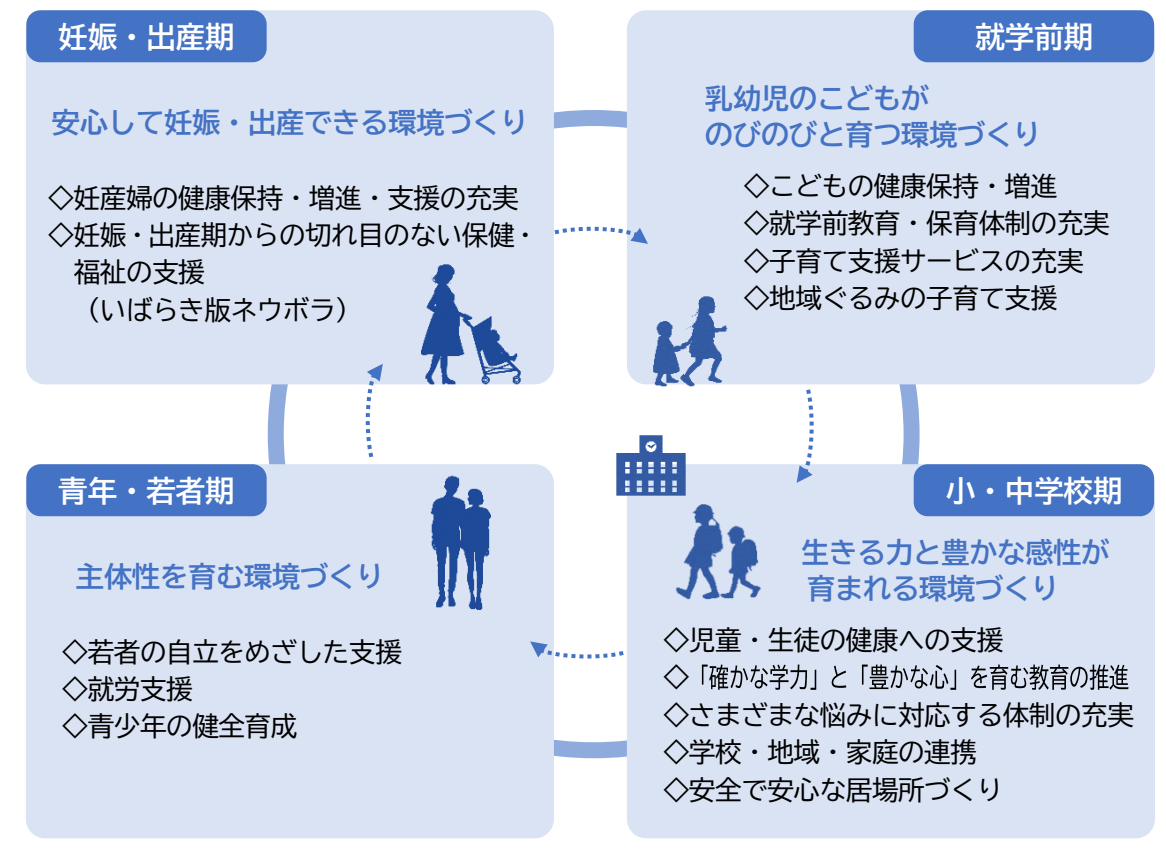


3 施策展開のイメージ図

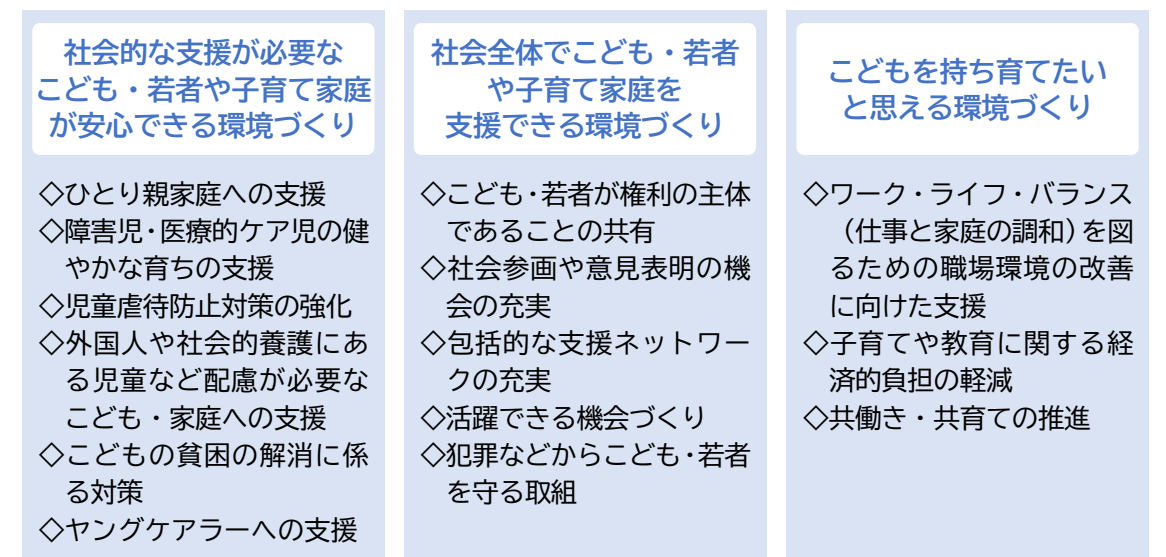
未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～こども・若者の最善の利益をめざして～

ライフステージに沿った視点



世代を超えた横断的視点





4 SDGsとの関係

SDGsがめざす『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、本市計画のめざすべき方向性と同様であり、本計画の推進がSDGsの推進にも資するものといえます。また、いずれも行政だけの目標ではなく、市民、教育・保育関係機関、事業者・団体など、さまざまな主体が目標を共有し、連携しながら一体となってめざすものです。

本計画の施策ごとにSDGsの17のゴールを位置付けて整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

《各施策とSDGsの目標との関係》

施策		SDGs																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ライフステージに沿った施策の展開	妊娠・出産期	○		○	○		○											○
	就学前期	○	○	○	○	○						○						○
	小・中学校期	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				○
	青年・若者期	○	○	○	○				○	○	○		○			○		○
社会的な支援が必要な子ども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり		○	○	○	○	○					○	○						○
社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり		○	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○
子どもを持ち育てたいと思える環境づくり		○		○	○	○			○	○		○						○

SDGsとは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17のゴール（目標）と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第4章 施策の展開

■ 施策の展開一覧

本計画における各施策（事業）については、ライフステージに沿って展開します。

◆：こどもの貧困の解消に係る施策

事業No.	施策（事業）	ライフステージ			
		妊娠・ 出産期	就学前期	小・中 学校期	青年・ 若者期
【妊娠・出産期】					
◇妊産婦の健康保持・増進・支援の充実					
①妊娠・出産に関する相談・情報の提供					
1101	妊婦等包括相談支援				
1102	両親教室（パパ＆ママクラス）				
1103	保健相談				
1104	訪問指導				
②妊娠・出産期における健康の保持・増進					
1105	妊婦健康診査				
1106	妊婦歯科健康診査				
1107	産前・産後ホームヘルパー派遣 ◆				
1108	入院出産の助成 ◆				
1109	産婦健康診査				
1110	産後ケア				
◇妊娠・出産期からの切れ目のない保健・福祉の支援（いばらき版ネウボラ）					
1111	妊娠・出産期からの切れ目のない支援（こども家庭センターの整備） ◆				
【就学前期】					
◇こどもの健康保持・増進					
①こどもの疾病予防・発達上の課題の早期発見・早期対応					
1201	乳幼児健康診査				
1202	歯科疾患予防				
1203	二次健康診査（経過観察健診）				
1204	予防接種				
1205	小児救急医療体制の確保				
②食育の推進					
1206	栄養相談				
1207	離乳食・幼児食講習会				
1208	幼稚園・保育所における食育				
◇就学前教育・保育体制の充実					
1209	「個」を大切にする教育・保育				
1210	公立保育所の機能と役割				
1211	認定こども園の普及				
1212	小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携				
1213	保育の提供体制の充実				
1214	一時預かり事業（幼稚園型）				
1215	時間外保育（延長保育）				
1216	休日保育				
1217	保育所・幼稚園職員の研修				
◇子育て支援サービスの充実					
①相談支援・情報提供					
1218	子育てに関する相談				
1219	子育てに関する情報発信及び利用者支援				
1220	こども支援センター各種講座				



事業No.	施策（事業）	ライフステージ			
		妊娠・ 出産期	就学前期	小・中 学校期	青年・ 若者期
②地域子ども・子育て支援事業の充実					
1221	乳児家庭全戸訪問及び4～12か月児親子交流 ◆				
1222	養育支援家庭訪問 ◆				
1223	地域子育て支援拠点の整備・運営支援 ◆				
1224	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆				
1225	ファミリー・サポート・センター				
1226	出前型一時保育				
1227	一時預かり事業（一般型） ◆				
1228	病児・病後児保育				
1229	親子関係形成支援				
◇地域ぐるみの子育て支援					
1230	こどもの読書活動推進				
1231	世代間交流				
1232	ローズWAM親子交流				
1233	こども向け文化財普及啓発活動				
1234	子ども・若者支援地域協議会				
【小・中学校期】					
◇児童・生徒の健康への支援					
1301	食事の栄養バランス診断講習会				
1302	こども（食育）クッキング				
1303	健康管理への支援				
1304	デートDV防止啓発				
◇「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進					
1305	学力向上				
1306	体力向上				
1307	学校施設の整備				
1308	地域連携・地域移行をふまえた中学校部活動の改革推進				
◇さまざまな悩みに対応する体制の充実					
1309	小・中学生及びその保護者に対する教育相談 ◆				
1310	生徒指導（いじめ・不登校・問題行動等）への対応				
1311	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置 ◆				
1312	こども本人からの相談				
◇学校・地域・家庭の連携					
1313	こども会活動の支援				
1314	スポーツ少年団の育成				
1315	スポーツ環境の整備				
1316	環境教育・啓発				
1317	家庭教育支援				
1318	乳幼児とのふれあい・交流				
1319	こどもたちの体験型まちづくり学習				
1320	消費者教育支援				
◇安全で安心な居場所づくり					
1321	上中条青少年センターの運営				
1322	多世代交流センターの運営				
1323	ユースプラザの運営 ◆				
1324	学童保育室の運営				
1325	放課後児童健全育成事業の支援				
1326	学童保育室指導員の研修				
1327	放課後子ども教室の推進				
1328	新・放課後子ども総合プランの推進 ◆				



第4章 施策の展開

事業No.	施策（事業）	ライフステージ			
		妊娠・ 出産期	就学前期	小・中 学校期	青年・ 若者期
【青年・若者期】					
◇若者の自立をめざした支援					
1401	青少年に関する相談				
1402	子ども・若者自立支援センター	◆			
◇就労支援					
1403	就職サポート	◆			
1404	青年就農事業				
◇青少年の健全育成					
①交流活動の推進					
1405	姉妹・友好都市との青少年交流				
1406	青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成				
1407	青少年健全育成				
②体験活動の推進					
1408	青少年の野外活動				
1409	青少年センター行事				
1410	各種スポーツ・レクリエーション活動				

【世代を超えた横断的視点】

◆：こどもの貧困の解消に係る施策

社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり					
◇ひとり親家庭への支援					
①相談・情報提供					
2101	ひとり親家庭の相談・支援				◆
2102	ひとり親家庭への情報提供				◆
2103	ひとり親自立支援員のスキルアップ				
2104	ひとり親のための法律相談				
②子育て・生活支援					
2105	ひとり親家庭の保育所の優先入所				◆
2106	学童保育室の優先入室				◆
2107	母子生活支援施設への入所受入				◆
2108	当事者団体への支援				◆
2109	住宅支援				◆
2110	学習・生活支援				◆
③就労支援					
2111	資格取得・技能習得のための支援				◆
2112	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援				◆
④経済的支援					
2113	児童扶養手当				◆
2114	ひとり親家庭の医療費の助成				◆
2115	ひとり親家庭への福祉資金の貸付				◆
2116	特別割引制度の周知				◆
2117	養育費確保等支援事業補助金				◆
◇障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援					
①適切な療育・保育の提供					
2201	すくすく親子教室の運営				
2202	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営				
2203	児童発達支援センター（藍野療育園）の支援の充実、医療的ケア児の支援体制の構築				
2204	障害児保育				
②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進					
2205	支援教育				
2206	幼児に対することばの相談				
2207	学童保育室での障害のある児童の受入				
2208	理解促進研修・啓発				



社会的な支援が必要な子ども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり		
③障害福祉サービス等の提供		
2209	障害児通所支援	
2210	自立支援・地域生活支援	
④経済的支援		
2211	支援学級等就学奨励	◆
◇児童虐待防止対策の強化		
2301	児童虐待の予防及び児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備	◆
2302	面前DVの防止及び被害者の支援	◆
2303	子育て世帯訪問支援事業	
◇外国人など配慮が必要な家庭への支援		
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援	◆
2402	外国人総合相談	
◇こどもの貧困の解消に係る対策		
①教育の支援		
2501	こどものいる生活保護世帯に対する扶助費等の支給	◆
2502	ゆめ実現支援事業	◆
②生活支援		
2503	生活困窮者自立支援事業	◆
2504	いのち・愛・ゆめセンター相談事業	◆
2505	生活保護世帯に対する健康管理支援	◆
2506	生活保護世帯の小中学生と養育者に対する食育支援の実施	◆
③就労支援		
2507	生活困窮者自立支援事業における就労支援	◆
2508	生活困窮者自立支援事業における就労準備支援	◆
④経済的支援		
2509	大学奨学金利子補給	◆
◇ヤングケアラーへの支援		
2601	ヤングケアラーの支援	◆
2602	ヤングケアラー家庭への家事等支援	

社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり		
◇子ども・若者が権利の主体であることの共有		
3101	こどもまんなか 児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発	
3102	こどもの権利に関する啓発・普及	
◇社会参画や意見表明の機会の充実		
3201	次なる茨木ミーティング（旧：次代を担う若者世代との未来ミーティング）	
◇包括的な支援ネットワークの充実		
3301	包括的支援体制の推進	◆
3302	子育て支援団体のネットワーク化	◆
3303	子育て支援活動の活性化	
3304	こども食堂への支援	◆
3305	子育て支援の人材育成	
◇活躍できる機会づくり		
3401	学生と連携した子育て支援	
◇犯罪などから子ども・若者を守る取組		
3501	道路（歩道）の整備	
3502	公園等の整備及び維持補修	
3503	交通安全啓発・指導	
3504	防犯に関する広報・啓発	
3505	防犯カメラ設置補助	
3506	啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布	
3507	児童・生徒の安全対策	
3508	こころの健康相談	



第4章 施策の展開

こどもを持ち育てたいと思える環境づくり		
◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を図るための職場環境の改善に向けた支援		
4101	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	
4102	男女共同参画に関する啓発	
4103	働きやすい職場づくり推進	
4104	特定事業主行動計画(第5期)の運用	
◇子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
4201	児童手当	◆
4202	こども医療費の助成	◆
4203	未熟児医療費の助成	◆
4204	茨木市多世代近居・同居支援	
4205	就学援助	◆
4206	奨学金（高校等入学支度金）	◆
4207	山地部児童生徒通学費補助	
◇共働き・子育ての推進		
4301	父親対象の子育て支援講座	
4302	女性の就労支援	



1 ライフステージごとの施策

◆妊娠・出産期◆

(1) 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実

すべての妊産婦が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供の充実をはじめ、心身の健康を保持・増進する取組を推進します。

① 妊娠・出産に関する相談・情報の提供

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1101	妊婦等包括相談支援	妊婦・そのパートナーなどに対して保健師、助産師、保育士などが、妊娠届出時、妊娠8か月頃や出生届出後に、面談などにより情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行います。妊婦のための支援給付と併せて実施し、面談後も継続的な情報発信や希望に応じた相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。	継続	子育て支援課
1102	両親教室（パパ＆ママクラス）	妊娠期から出産や育児に関する情報提供、相談支援体制の充実を図るため、妊婦とそのパートナー等が参加する講座を実施します。	質的充実	子育て支援課
1103	保健相談	家庭環境の問題や育児困難等、相談内容が複雑化・困難化していることを踏まえ、関係機関とのさらなる連携による支援体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課
1104	訪問指導	妊産婦や乳幼児のいる家庭に、保健師・助産師等が訪問し、育児相談や子育て支援サービス等の情報提供等を実施します。	継続	子育て支援課



② 妊娠・出産期における健康の保持・増進

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1105	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康保持を図るとともに、妊娠状態を定期的に確認します。また、医療機関と連携し、保健指導や産後の育児不安の軽減等を図ります。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		延べ受診者数	26,655人	27,305人
1106	妊婦歯科健康診査	妊婦に対して、妊娠中の口腔管理を通して、安全・安心な出産をサポートします。	継続	子育て支援課
1107	産前・産後ホームヘルパー派遣	産前・産後、体調不良かつ家族等のサポートが受けられないため、家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣します。	量的・質的 充実	子育て支援課
1108	入院出産の助成	誰もがこどもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部助成します。	継続	こども政策課
1109	産婦健康診査	出産後間もない時期にある産婦の心身の健康保持・増進を図るため、おおむね産後2週間、産後1か月に受診する産婦健康診査にかかる費用を助成します。 また、医療機関と連携し、育児不安の軽減等を図ります。	継続	子育て支援課
1110	産後ケア	支援を必要とする産後1年以内の母子に対して、産科医療機関や助産所などへの宿泊や通所により、心身のケアや育児のサポートなどを行います。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		利用延べ日数	宿泊型	440日
			通所型	59日



(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない保健・福祉の支援（いばらき版ネウボラ）

こどもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップにより、妊娠・出産期から切れ目なく継続的に相談支援を行う体制を整備します。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1111	妊娠・出産期からの切れ目のない支援（こども家庭センターの整備）	母子保健事業と子育て支援事業の一体的な提供により、子育て支援に関するワンストップサービスを行うこども家庭センターを整備し、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	継続	子育て支援課



◆就学前期◆

(1) こどもの健康保持・増進

生涯にわたって豊かな生活を送ることができるよう、幼少時からの生活習慣等に関する正しい知識の普及・啓発に努め、発達上の課題に対する不安や悩みの解消など、保護者がこどもの健康を適切に管理できるよう支援します。

① こどもの疾病予防・発達上の課題の早期発見・早期対応

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1201	乳幼児健康診査	乳幼児期において各種健康診査を実施し、疾病や発達上の課題を早期に発見し、医療及び療育へつなげ、保護者の育児不安の解消や虐待を未然に防ぐための支援に努めます。また、未受診児の状況を把握し、必要な支援を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		4か月児健康診査受診率	98.3%	98.5%
		1歳8か月児健康診査受診率	97.3%	98.0%
		3歳6か月児健康診査受診率	94.4%	97.0%
1202	歯科疾患予防	歯科疾患予防を図るため、幼児に対する口腔内検査、予防処置、保健指導、むし歯のなりやすさ検査等を実施します。また、幼児期の発育・発達に応じた口腔保健に関する知識の普及を図ります。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		2歳3か月児歯科健康診査受診率	81.0%	81.5%
		2歳5か月児歯科健康診査受診率	82.5%	83.0%
1203	二次健康診査 (経過観察健診)	一次健康診査等で発見された問題について、適切な事後指導を行うため、経過観察や相談等を実施します。 また、関係機関と連携を図りながら、医療機関や療育機関等を紹介する等、フォローアップを実施します。	継続	子育て支援課



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1204	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。(長期療養を含む)	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		接種率(MR第2期)	92.5%	95%
1205	小児救急医療体制の確保	小児初期救急の広域化に伴い、3市1町(本市、高槻市、摂津市、島本町)で高槻島本夜間休日応急診療所の小児科を共同運営します。	継続	医療政策課

② 食育の推進

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1206	栄養相談	乳幼児期の食事と栄養等について正しい知識の普及を図ります。	継続	子育て支援課
1207	離乳食・幼児食講習会	乳幼児をもつ保護者に対し、離乳期や幼児期における食事の進め方、調理方法、味付け等の講習を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ごっくんクラス参加者数	376人	420人
1208	幼稚園・保育所における食育	こどもや保護者と接する職員の食育に対する知識の向上を図り、食指導や取組の紹介等により、こどもや保護者の食に対する関心を育てます。	質的充実	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		食育研修の実施	—	1回



(2) 就学前教育・保育体制の充実

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、教育・保育の提供体制の充実を図るとともに、質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成に取り組み、すべてのこどもが等しく教育・保育を受けられる環境整備に努めます。また、産後休暇や育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、保護者への情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1209	「個」を大切に する教育・保育	職員の知識の習得や自己啓発に努め、こども一人ひとりの人権を大切にした教育・保育を実施します。	継続	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		人権研修の実施	5回	5回
1210	公立保育所の機能と役割	地域の子育て家庭支援の充実や、圏域の5ブロックでの拠点として、教育・保育施設等の交流や連携を図ります。また、小規模保育事業所等との連携を図ります。	継続	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ともだち広場（園庭開放）	233件	240件
1211	認定こども園の普及	保育の提供体制の充実を見据え、保育所・幼稚園の特長をあわせ持つ認定こども園の普及を図ります。	継続	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		認定こども園化数	2園	4園
1212	小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な移行、並びにこどものライフステージの各段階で生じる壁の解消を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続を図ります。	継続	保育幼稚園総務課 学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		保幼小接続の研修	—	1回
		学びのシンポジウム全体会参加者人数	102人	160人
1213	保育の提供体制の充実	保育士確保のための支援を充実させ、定員の弾力化及び施設整備による保育所等の定員増等により、待機児童を解消するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。	量的・質的 充実	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		待機児童数	0人	0人



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1214	一時預かり事業 (幼稚園型)	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育を実施します。	継続	保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		延べ利用人数	133,404人	120,169人
1215	時間外保育 (延長保育)	通常の保育時間を超えて保育を実施する延長保育を実施します。また、保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実を図ります。	継続	保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		実施か所数	76か所	87か所
1216	休日保育	認定こども園での休日保育及び企業主導型保育事業所を休日に利用した場合に利用料の一部を補助する「休日保育事業利用料補助事業」の周知を継続的に行い、休日でも安心して預けられる保育環境の充実を図ります。	継続	保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		休日保育利用延べ人数	402人	400人
		休日保育事業利用料補助事業利用延べ人数	180人	200人
1217	保育所・幼稚園 職員の研修	保育所・幼稚園において、社会ニーズや実態に即した研修を企画及び実施し、職員の知識・技能の向上を図ります。	継続	保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		障害児保育研修	4回	4回
		栄養士・看護師研修	3回	3回
		保幼連携研修	2回	2回



(3) 子育て支援サービスの充実

こどもを持つ保護者が安心して子育てができるよう、多様な方法による情報提供の充実を図るとともに、保健、福祉、医療、教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制の整備を図り、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

① 相談支援・情報提供

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1218	子育てに関する相談	子育てや発達などについて、電話・面接・メールによる相談を実施し、相談内容に応じ、子育ての負担感の軽減を図ります。	質的充実	子育て支援課
1219	子育てに関する情報発信及び利用者支援	利用者が欲しい情報をタイムリーに入手できるように、子育てハンドブックの配布や乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等における相談の機会を提供するほか、SNS等、多様な媒体を通して、子育て支援サービス情報の周知を図ります。	質的充実	子育て支援課 保育幼稚園総務課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		子育てハンドブック発行数	14,200部	14,200部
1220	こども支援センター各種講座	子育てに対する不安の解消や親子のふれ合いを深めることを目的として、就学前児童の保護者を対象に子育てに関するさまざまな講座を開催します。	質的充実	子育て支援課

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1221	乳児家庭全戸訪問及び4～12か月児親子交流	生後2か月前後から4か月の赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、保護者の相談に応じるとともに、子育てに必要な情報を知らせ、必要に応じて、関係機関につなげます。また、「あかちゃんあそび」を開催することで、赤ちゃんとのふれあい遊びを楽しんでもらったり、保護者同士の交流の場を設けます。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		乳幼児家庭全戸訪問率	96.4%	100%



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1222	養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、支援担当員に加え、保育士や心理判定員等の専門職が家庭を訪問し、保護者の自立に向けた支援を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		訪問世帯数	10件	10件
1223	地域子育て支援拠点の整備・運営支援	就学前のこどもとその保護者が身近な地域で気軽に集い安心して遊んだり相談できるつどいの広場を概ね小学校区毎に設置し、より身近な地域で安心して子育てができるよう、つどいの広場の新規設置を進めます。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		利用者数	87,415人	118,220人
1224	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の病気や出産、育児疲れなどでこどもの養育が一時的にできない家庭や保護者の仕事などが夜間にわたる家庭などに対し、児童養護施設等と連携し、預かり等の対応をします。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ショートステイ延べ利用日数	55日	95日
		トワイライトステイ延べ利用日数	0日	20日
1225	ファミリー・サポート・センター	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動による子育てを支援します。また、経済的に不安を抱えるひとり親世帯に対し助成を行います。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		活動件数	3,091件	4,310件
1226	出前型一時保育	子育て世代が、講演やイベント、審議会等に参加できるように保育士を派遣する等して、一時的にこどもを預かります。	継続	子育て支援課
1227	一時預かり事業（一般型）	保護者のリフレッシュや外出、病気など、家庭でのこどもの保育が困難な場合に、一時的にこどもを預かります。	継続	子育て支援課 保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		延べ利用者数（子育て支援課）	13,107人	13,442人
		延べ利用者数（保育幼稚園事業課）	3,186人	2,100人



第4章 施策の展開

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1228	病児・病後児保育	現在の病児対応型事業者との協議を行い、受入の促進を行うとともに、令和7年度（2025年度）中に新規事業者を確保できるよう調整を進めます。	量的充実	保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		延べ利用人数	866人	770人
1229	親子関係形成支援	子育てに悩みや不安を抱える保護者等が、こどもの発達に応じた情報や関わり方を学ぶとともに、保護者同士が交流できる場を提供します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		参加者数	—	47人

（4）地域ぐるみの子育て支援

次代を担うこども・若者や子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合うことができるよう、地域住民や関係団体等の連携・協働による支援活動を推進し、地域の連帯感の強化を図るとともに、子育て家庭等の孤立・孤独を防ぎます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1230	こどもの読書活動推進	こどもが読書に親しめるよう、読書環境の整備を図ります。ブックスタートの取組、おはなし会など、さまざまな行事を実施することでこどもの読書推進への理解や関心の普及・啓発を促します。	継続	中央図書館
		目標値	令和5年度	令和11年度
		全出生数に対するブックスタートの絵本の配布率	—	100%
		おはなし会開催回数と参加者数	248回 11,937人	350回 16,000人
		こどもの読書推進のための講座開催回数と参加者数	6回 198人	6回 200人
1231	世代間交流	高齢者とこども世代が交流し、お互いの大切さを知る機会を提供できるよう勉強会や囲碁・将棋の指導、絵本の読み聞かせ等のさまざまな体験学習を実施します。	継続	こども政策課 地域福祉課



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1232	ローズWAM親子交流	保護者が男女共同参画の子育てを学び、就学前児童と保護者がリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		講座等に参加した親子等の人数	17人	50人
1233	こども向け文化財普及啓発活動	こども向けの展示や体験学習、イベントの実施に積極的に取り組み、こどもが本市の歴史・文化財に興味を持つ機会の提供を図ります。	継続	歴史文化財課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		夏休み体験学習講座参加者数	31人	60人
		展示等におけるこども向け企画開催回数	3回	3回
		出前授業等の参加者数	1,823人	2,000人
1234	子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者支援地域協議会に参画するさまざまな支援機関・団体との支援連携を強化し、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の早期支援、早期困難の解消をめざします。	継続	こども政策課



◆小・中学校期◆

(1) 児童・生徒の健康への支援

こどもたちが望ましい生活習慣や健康・性に関して正しい知識を身につけ、自身の健康管理について適切に判断し対処できる能力を育成するとともに、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育みます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1301	食事の栄養バランス診断講習会	児童・生徒等を対象に食事の栄養バランスに配慮した食生活の実践のための講習会を実施します。	継続	健康づくり課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		学校版SAT出前講座実施場所	4か所	6か所
1302	こども(食育)クッキング	こどもが食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけられるよう講習会を実施します。	継続	健康づくり課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		開催回数	2回	4回
1303	健康管理への支援	小・中学生自らが心身の健康管理ができるよう、健康づくりや生命の大切さ、十代の性に関する正しい知識の普及を支援します。	継続	子育て支援課
1304	デートDV防止啓発	デートDV予防啓発冊子を市内中学校等に配布し、暴力によらない問題解決能力を身につける教育を推進します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		実施回数	3回	5回



(2) 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

こどもの発達や成長段階に応じた、きめ細かな学習の推進などにより、児童・生徒の「生きる力」を育み、さまざまな課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力そのほかの能力を培うとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1305	学力向上	学力向上の取組について、各校の進捗状況を把握するとともに、効果のある取組を行っているかどうか、検証を行い、第6次プランの取組につなげます。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		全国学力・学習状況調査の正答率	小学生 1.039 中学生 1.049	1.0以上
		学力低位層の率	小学生 0.836 中学生 0.867	1.0以下
1306	体力向上	教員やこどもたちが目標を学習する前に意識し、性別や障がいの有無に関わらず、だれもが輝ける場面を模索しながら、体力向上を図ります。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		体力テストの合計点	小学生 52.6% 中学生 43.0%	54.7% 45.0%
		「運動スポーツが好き」と回答する割合	小学生 86.7% 中学生 80.9%	90.1% 85.1%
1307	学校施設の整備	快適な学習環境を整備するため、校舎の大規模改修や、便所改修・バリアフリー化への対応など、設備の充実に図ります。	継続	施設課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		大規模改修や便所改修等設備の充実	洋式化 — 大規模 4校	79% 3校



第4章 施策の展開

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1308	地域連携・地域移行をふまえた中学校部活動の改革推進	「多様な活動機会の確保」「教職員の部活動指導に係る負担軽減」を進め、生徒がスポーツや文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進するとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感を育成します。また、努力による達成感・充実感をもたらし、互いに励まし合い協力し合う中で友情を深めることにつながるため、持続可能な部活動の体制整備を図ります。	—	学校教育推進課



(3) さまざまな悩みに対応する体制の充実

子どもたちが生きづらさを感じることなく、安心して学校生活を送れるよう、関係機関と連携し、いじめや不登校の未然防止・早期解決に努めるとともに、子どもたちの悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応できる教育相談体制の充実を図ります。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1309	小・中学生及びその保護者に対する教育相談	児童・生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路、不登校等の教育に関して、電話・面接による相談を実施します。	質的充実	教育センター
		目標値	令和5年度	令和11年度
		教育相談の実施	件数 1,482件	1,400件
			回数 7,096回	6,700回
1310	生徒指導(いじめ・不登校・問題行動等)への対応	学校内外の関係機関とのつながりの構築、また教育支援ルームの活用を図り、学校の組織体制の構築を推進します。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		小中暴力行為発生件数	182件	144件
		小中不登校児童生徒数	772人	396人
1311	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーの量的・質的充実に向けた支援(担当者連絡会の開催等)を図り、各校の組織体制に位置づけ、多職種連携の充実をすべての学校で推進します。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		教職員を含めた事例検討会議(ケース会議)の回数(SSW)	412回	500回
		教職員を含めた相談の回数(SC)	17,817回	18,000回
1312	こども本人からの相談	こども本人からのいじめ等に対して電話による悩み相談を実施します。	量的充実	教育センター
		目標値	令和5年度	令和11年度
		こども本人からの電話相談数	6件	5件



(4) 学校・地域・家庭の連携

こどもたちは地域で育てていくという視点に立ちつつ、こどもたちが学ぶことの意義を実感し、将来、必要な力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が協力・連携し、さまざまな体験活動や学習・交流活動などの充実に努めます。

事業№	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1313	こども会活動の支援	こども会活動を通じて地域のこどもたちの自主性や社会性を養うことができるよう、さまざまな体験活動を実施できるよう支援します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		こども会を対象に開催した事業数	7回	7回
1314	スポーツ少年団の育成	こどもの時期からスポーツに触れる機会を充実させます。	継続	スポーツ推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		スポーツ少年団の登録団員数	544人	600人
1315	スポーツ環境の整備	身近な地域でスポーツやレクリエーションに取り組めるよう環境の整備を図ります。	継続	スポーツ推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,338人	1,400人
1316	環境教育・啓発	将来を担うこどもたちをはじめとする幅広い市民を対象に、環境に関する学習会・研修会・観察会等を開催し、環境保全意識を高め、環境行動につなげていきます。	継続	環境政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		小学校での環境学習プログラムの実施回数	9回	20回
1317	家庭教育支援	こどもを育成するために必要な知識及び技術を身に付け、保護者としての家庭教育力の向上を図るための学習の機会を提供します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		家庭教育関係事業実施回数	7回	7回
1318	乳幼児とのふれあい・交流	こどもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶとともに、自分の存在価値について改めて確認することができるよう、乳幼児とのふれあい体験の機会を提供します。	継続	子育て支援課 学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		派遣件数	4校	5件
		いのちの交付金実施報告書	8中学校	14中学校



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1319	こどもたちの体験型まちづくり学習	こどもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して、身近なまちづくりについて考え、実践につながるような学習の場を提供します。	継続	都市政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		学校での授業の実施回数	—	1回
1320	消費者教育支援	こどもの消費者教育の推進に向けて、市内学校等で出前講座を実施し、学習の機会を提供します。	継続	市民生活相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		市内学校等への出前授業実施校数	10回	11回

(5) 安全で安心な居場所づくり

民間団体・地域の協力・連携により、共働き家庭のこどもが放課後に安心して過ごせる居場所の確保に努めるとともに、生きづらさやさまざまな悩みを抱えながら生活しているこども・若者が気軽に相談でき、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1321	上中条青少年センターの運営	放課後や休日に自由につどい、遊び、年齢を超えて交流できる居場所づくりを進めます。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		利用者数	9,307人	9,500人
1322	多世代交流センターの運営	小学生が放課後や休日に自由につどい、遊び、中高生が学べる居場所づくりを進めます。	継続	地域福祉課 こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		学習室利用延べ人数	3,263人	4,500人
		こども利用延べ人数	10,619人	15,000人
1323	ユースプラザの運営	中学生からおおむね39歳までのこども・若者が、気軽に過ごすことができ、社会体験や交流・相談ができる居場所づくりを進めます。	質的充実	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ユースプラザの満足度 (本人・保護者・先生・支援者)	8.38/10点	8.5点



第4章 施策の展開

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1324	学童保育室の運営	入室児童数の見込みにより教育委員会・小学校と連携し、場所の確保に向けて協議するほか、民間事業者による施設設置を促進します。	量的充実	学童保育課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		入室児童数	2,765人	3,784人
		支援の単位数	74クラス	98クラス
1325	放課後児童健全育成事業の支援	放課後児童健全育成事業を行う民間事業者に対し、運営費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	質的充実	学童保育課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		民間学童補助施設数	10施設	15施設
1326	学童保育室指導員の研修	さまざまな課題を持つ児童に対応できるよう指導員の資質向上につながる研修を実施します。	継続	学童保育課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		研修実施回数	17回	20回
1327	放課後子ども教室の推進	放課後等にこどもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るため、地域住民や大学生等の参画を得て、こどもたちと諸活動に取り組み、地域社会全体で地域のこどもたちを見守り育む居場所づくりを推進します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		実施日数	2,066日	2,562日
1328	新・放課後こども総合プランの推進	学童保育室と放課後こども教室の両事業に児童が参加しやすいような環境整備や学童保育指導員と放課後こども教室コーディネーターの連携促進に努め、放課後の居場所の充実を図ります。	継続	学童保育課 社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		一体型の小学校区数	30校区	30校区



◆青年・若者期◆

(1) 若者への自立をめざした支援

こども・若者とその保護者が地域で孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら自立した生活を送ることができるよう、必要な情報を提供するとともに、適切な助言や相談に対応できる体制づくりに取り組みます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1401	青少年に関する相談	青少年とその保護者の相談に応じ、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携を図ります。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		相談件数	1件	5件
1402	子ども・若者自立支援センター	ひきこもり等の状態にあるこども・若者が社会参加できるよう、「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもり等の当事者や家族の相談・支援を行います。	継続	こども政策課



(2) 就労支援

就労を希望する若者が就労できるよう、就労や社会貢献に対する意識や能力を育むとともに、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労を含めたさまざまなチャレンジが図れるよう支援します。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1403	就職サポート	就労支援などを行う関係機関と連携し、就職困難者等の職業的自立をめざすため、就職相談、講習会・セミナーの実施や職業訓練校等への誘導、合同就職面接会の開催など就職に向けた支援を行います。	継続	商工労政課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		労働・職業に関する相談件数	113件	120件
		就労支援フェア来場者数	259人	265人
		就労支援フェア就職者数	32人	35人
		就職支援セミナー受講者数	57人	40人
		企業説明会・見学会参加者数	16人	50人
		職業能力開発講座受講者数	20人	30人
		再就職支援助成金利用者数	2人	5人
		三島地域若者サポートステーションへの案内	1件	1件
1404	青年就農事業	地域農家制度や就農支援塾あぐりば等を通して、農業経営に必要な技術・知識等の習得を促すことで、新規就農者の確保・育成を図ります。	量的・質的 充実	農林課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		青年就農認定者数	7人	20人



(3) 青少年の健全育成

こども・若者の自主性や社会性、正義感、倫理観を持った豊かな人間性を育むとともに、それぞれがそれぞれの能力を発揮しながら、自らの可能性に気づき、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、さまざまな交流活動や体験活動を支援します。

① 交流活動の推進

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1405	姉妹・友好都市との青少年交流	キャンプや文化芸術活動等により、姉妹・友好都市とさまざまな交流機会を設け、こども同士の交流を通じて、連帯感や協調の精神、国際感覚の養成を図ります。	継続	文化振興課 社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		参加人数	72人	64人
		絵画・書の交換作品数	46点	50点
1406	青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成	茨木市国際親善都市協会青少年活動室などにおいて、歌やゲームを通して、楽しみながら英語等を学ぶことで、こどもの国際感覚と語学力を養成します。	継続	文化振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		参加人数	123人	400人
1407	青少年健全育成	地域における青少年健全育成活動を推進するため、関係団体事業の活動を支援します。また、青少年が主体的に取り組み自己有用感を高めるためのイベントを実施します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		補助事業率	69%	80%
		スタッフとして参加した青少年（中学生以上）の人数	116人	100人



② 体験活動の推進

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1408	青少年の野外活動	体験活動を経験することが必要であるため、青少年に多様な機会を提供します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		利用者数	7,816人	10,000人
1409	青少年センター行事	こども達に豊かな体験活動の機会を提供するため、上中条青少年センター主催事業として、上中条青少年センターを中心に市の各施設を活用し、土曜日講座・イベントを実施します。	継続	社会教育振興課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		参加人数	1,124人	2,000人
		主体事業数	44事業	50事業
1410	各種スポーツ・レクリエーション活動	身近な地域でスポーツやレクリエーションに取り組めるよう環境の整備を図ります。	継続	スポーツ推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		地区スポーツ・レクリエーション大会の参加者数	24,143人	25,000人



2 社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など、引き続き関係機関と連携した総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭の自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

① 相談・情報提供

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2101	ひとり親家庭の相談・支援	ひとり親自立支援員がひとり親家庭等の保護者からの相談について、関係機関と連携を図り対応を行います。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ひとり親家庭等の相談件数	783件	970件
2102	ひとり親家庭への情報提供	関係課と連携して、ひとり親家庭対象の講座等を実施し、ひとり親家庭に必要な情報提供と啓発を行います。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ひとり親家庭施策案内の発行部数	550部	600部
2103	ひとり親自立支援員のスキルアップ	ひとり親自立支援員のスキルアップのため、大阪府の自立支援員研修等への受講を促します。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		研修受講回数	10回	10回
2104	ひとり親のための法律相談	離婚前の相談や、ひとり親家庭等が抱えるさまざまな法律問題（子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など）や残業代や給与等の未払いなどの労働問題について、ひとり親家庭等の問題に精通する弁護士へ法律相談ができます。	継続	こども政策課



② 子育て・生活支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2105	ひとり親家庭の 保育所の優先入 所	保育所の入所において、ひとり親家庭の受け 入れを優先します。	継続	保育幼稚園事業課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ひとり親家庭の入所児童数	113人	120人
2106	学童保育室の優 先入室	一斉受付で待機児童が発生した場合、ひとり 親家庭等の受け入れを優先して行います。	継続	学童保育課
2107	母子生活支援施 設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、DV被害者、生 活困窮者、母子家庭などの保護を行うととも に、入所家庭の自立促進を図ります。	継続	こども政策課
2108	当事者団体への 支援	当事者団体の活動内容を充実し、活動の活発 化を促進することにより、母子家庭の福祉の 向上を図ります。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ひとり親家庭の生活支援(情報交換)事業 の交流会開催回数	6回	6回
2109	住宅支援	市営住宅の新規募集については、ひとり親世 帯・障害者世帯・子育て世帯に対し、必要に 応じ入居者募集の優先枠を設けます。また、 府営住宅の入居者募集については、案内を配 布します。	継続	建築課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		市営住宅新規年間募集回数	2回	2回
2110	学習・生活支援	生活困窮世帯・ひとり親家庭等の中学生を対 象に学習支援を実施します。また、生活上の 問題や進路選択(進学に要する費用や奨学金 など)に関する各種相談に応じます。	質的充実	こども政策課 福祉総合相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		参加率	90%	100%
		参加人数	79人	86人



③ 就労支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2111	資格取得・技能習得のための支援	パソコン等の技能習得のための講座を実施します。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		支給件数（自立支援訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等）	9件	10件
2112	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。	継続	こども政策課

④ 経済的支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2113	児童扶養手当	こどもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、こどもの養育に関する手当を支給します。	継続	こども政策課
2114	ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	こども政策課
2115	ひとり親家庭への福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親自立支援員が貸付相談を実施します。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		貸付件数	6件	10件
2116	特別割引制度の周知	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知を図ります。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		交付件数	272件	300件
2117	養育費確保等支援事業補助金	離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。	継続	こども政策課



(2) 障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援

障害に対する理解を深めるための周知を図るとともに、一人ひとりの発達状況や障害に応じた適切な療育及び教育・保育の推進、福祉サービスの提供を図り、支援を必要としているこどもが、住み慣れた地域で、必要な時に必要な支援が受けられるよう環境づくりに努めます。

① 適切な療育・保育の提供

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2201	すくすく親子教室の運営	初期療育機関として、引き続き関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援に努めます。また、こどもの特性について、保護者と共通認識を持つとともに、適切な助言や支援を提供します。	継続	発達支援課
2202	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営	重度の知的障害児等を含めた発達に支援の必要なこどもへの専門性に基づく支援や家族支援、地域の障害児通所支援事業所への相談や助言、地域のインクルージョンの推進等の障害児支援体制の充実を図ります。	継続	発達支援課
2203	児童発達支援センター（藍野療育園）の支援の充実、医療的ケア児の支援体制の構築	肢体不自由児等を含めた発達に支援の必要なこどもへの機能訓練等の専門性に基づく支援や家族支援、地域の障害児通所支援事業所への相談や助言、地域のインクルージョンの推進等の障害児支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、各関連分野の協働による包括的な支援体制の構築を図ります。	継続	発達支援課
2204	障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人的・物的な環境整備を図るとともに、心理判定員の保育所等への定期的な巡回を実施します。	継続	保育幼稚園総務課
		目標値 心理士による延べ巡回日数	令和5年度 947回	令和11年度 —



② ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2205	支援教育	障害のある児童・生徒一人一人が、地域の学校で地域のこどもたちと共に学ぶことを通して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう、必要な支援や介助を行います。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		配置要綱に基づく支援学級への介助員の配置	小学生 83人 中学生 24人	82人 24人
		医療的ケアを要する児童生徒の在籍する支援学級への看護師の配置	小学生 17人	17人
			中学生 4人	8人
2206	幼児に対することばの相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	質的充実	教育センター
		目標値	令和5年度	令和11年度
		ことばの教室相談・指導の実施	件数 167件 回数 893回	130件 750回
2207	学童保育室での障害のある児童の受入	児童の障害の程度や発達状況等、個々の状況に応じた支援を行うため、指導員の配置や設備改修等を行います。	継続	学童保育課
2208	理解促進研修・啓発	障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供等について、市民や事業者が理解を深めるための研修会やイベント、啓発活動などを実施します。	質的充実	障害福祉課

③ 障害福祉サービス等の提供

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2209	障害児通所支援	障害児通所支援の提供体制が充実するように、多様なニーズに対応できる総合的な支援を提供する事業所等の参入の促進を図ります。また、必要とする利用者に障害児相談支援が提供できるよう相談支援専門員の確保を図ります。	継続	発達支援課
2210	自立支援・地域生活支援	利用者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえながら、利用者に応じたサービスが公平かつ適切に提供されるよう取り組みます。	継続	発達支援課 障害福祉課



④ 経済的支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2211	支援学級等就学奨励	市立小・中学校の支援学級等に在籍している児童生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するために、学用品費等の費用の一部を支給します。	継続	学務課

(3) 児童虐待防止対策の強化

子育てに困難を抱える家庭を早期に発見し、こどもや家庭のニーズをとらえた適切な支援を行うことで、児童虐待の未然防止に努めるとともに、児童虐待が発生した時には迅速かつ的確な対応ができる支援体制の充実を図ります。また、地域の見守り活動の推進や育児に悩む保護者への支援など、地域における虐待防止活動の充実を図ります。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2301	児童虐待の予防及び児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備	母子保健事業と子育て支援事業の一体的な提供により、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。児童虐待事案に対し早期対応と早期支援を行えるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。また、「オレンジリボンキャンペーン」等を通して、啓発活動を引き続き実施し、地域での見守り活動の推進を図ります。	継続	子育て支援課
2302	面前DVの防止及び被害者の支援	心理的児童虐待にあたる面前DVの防止に努めるとともに、被害者・被害児童が安心して暮らせるよう支援します。	継続	人権・男女共生課
2303	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに不安や負担を抱える妊産婦や子育て家庭に、訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値 利用回数	令和5年度 —	令和11年度 278件



(4) 外国人など配慮が必要な家庭への支援

外国にルーツのあるこどもが地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

事業№	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援	帰国・渡日の児童・生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むための学級を開講するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒に授業通訳を派遣します。	質的充実	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		適応指導教室授業通訳利用回数	1,298回	1,500回
		通訳を受けている児童・生徒数	14人	20人
2402	外国人総合相談	外国人や外国にルーツを持つ人等を対象とした、暮らしや文化、行政手続き等に関する総合相談窓口を設置し、外国人住民の日常生活を支援します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		相談件数	—	300件



(5) こどもの貧困の解消に係る対策

貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが等しく夢や希望を持てるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図ります。また、貧困家庭への支援として、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮するとともに、生活の安定に資するよう、就労支援を進め、所得の増大を図るなど、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

① 教育の支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2501	こどものいる生活保護世帯に対する扶助費等の支給	こども（小学生～高校生）のいる生活保護世帯に対し、必要に応じて教育扶助、高校就学費用、進学・就職準備給付金を支給します。	継続	生活福祉課
2502	ゆめ実現支援事業	こどもたちが経済的理由で進学をあきらめることがないよう、継続して各種奨学金の紹介や相談業務を行います。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		情報提供者数	—	150人

② 生活支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2503	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、対象者とともに自立に向けた具体的なプランを作成し、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援を行います。	継続	福祉総合相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		相談受付件数	888件	900件
2504	いのち・愛・ゆめセンター相談事業	学校との連携について協議を実施します。また、モデル的な取組として、こどもを対象としたコミュニケーション講座の実施や居場所づくりについて取り組み、令和9年(2027年)までの4年間で実施、評価を行います。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		相談件数	2,095件	2,200件



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2505	生活保護世帯に対する健康管理支援	生活保護受給者において、健康管理支援が必要な場合に実施します。	継続	生活福祉課
2506	生活保護世帯の小中学生と養育者に対する食育支援の実施	生活保護世帯のこども（小学生～高校生）とその養育者を対象に、健康教育（調理実習を含む）を実施します。	継続	生活福祉課

③ 就労支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2507	生活困窮者自立支援事業における就労支援	ハローワークと連携を図り、就職活動に不安や課題のある方に対して就労支援を行います。	量的・質的 充実	福祉総合相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		就労支援対象者数	59人	110人
2508	生活困窮者自立支援事業における就労準備支援	さまざまな課題を抱える方が一般雇用などに移行できるよう、庁内職場実習やスマイルオフィスでの雇用を通じて中間的就労の機会を提供しています。この事業では、就労意欲を高め、作業スキルを向上させるとともに、就労に向けた段階的な支援を行います。	量的充実	福祉総合相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		スマイルオフィス利用者の就職率	—	60%

④ 経済的支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2509	大学奨学金利子補給	市民が大学等を卒業した後に抱える奨学金返済の負担を軽減し、若者の市内への流入と定住促進を図るため、奨学金の利子相当額（上限2万円）を10年間給付します。	継続	こども政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		継続受給率	69.6%	80%



(6) ヤングケアラーへの支援

年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族のケアをしている、いわゆるヤングケアラーなどについて、関係機関・団体との連携のもと、適切な支援に取り組みます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2601	ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、こどもとその家族、市民及び関係機関等の支援者からの一元的な相談窓口を設け、ケースに基づき適切な窓口や支援機関の紹介、見守りなどを行います。また、ヤングケアラーの孤立を防ぐとともに、支援の充実を図るため、共感の場となるピアサロンなど、ケアから離れて「ホッ」とできる安心の場の提供を図ります。	量的・質的 充実	こども政策課
2602	ヤングケアラー家庭への家事等支援	家事・子育てに不安や負担を抱えるヤングケアラーのいる家庭に、訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		利用回数	—	268件



3 社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり

(1) こども・若者が権利の主体であることの共有

こども・若者自身や関わる大人に対して、こども基本法の周知を図るとともに、こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進を図ります。

事業№	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3101	こどもまんなか 児童福祉週間 (5月5日～11日)の普及啓発	児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、こどもまんなか児童福祉週間の期間中に、広報への啓発記事の掲載のほか、ポスター等による広報活動や子育てに関する相談窓口を身近に感じてもらえるような取組を推進します。	継続	こども政策課 子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		広報誌による周知回数(年間)	2回	2回
3102	こどもの権利に関する啓発・普及	学習会の開催やパンフレットの配布等を通じ、児童を含めた幅広い世代に向けて「児童の権利に関する条約」の啓発・普及を実施します。また、SNSなども活用し、より多くの市民に周知します。	継続	子育て支援課

(2) 社会参画や意見表明の機会の充実

事業や施策を企画する場面に限らず、日常的な活動や、家庭、学校、施設などの生活場面においても、こどもを社会の一員として認識し、対等な立場でこどもの意見を聞くことが重要です。

それぞれの場面において、こどもと関わる人が、こどもが意見を表明する機会を設けるとともに、社会参加や意見表明に必要な情報や背景をこどもへわかりやすく説明することを意識した情報提供を行います。

事業№	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3201	次なる茨木ミーティング	若者世代の意見を市政に取り入れるため、実施方法やテーマを工夫しながら、若者世代が意見を発言できる場を設けます。 (旧：次代を担う若者世代との未来ミーティング)	継続	市民生活相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		次なる茨木ミーティング開催回数	2回	2回



(3) 包括的な支援ネットワークの充実

次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えることができるよう、子育て支援に取り組む関係団体・機関や地域で活躍する人材との連携の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークを広げ、安心して子どもを産み育てていくための環境づくりに取り組みます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3301	包括的支援体制の推進	住民がより身近な地域で相談できるように、コミュニティソーシャルワーカー、障害者相談支援センター、地域包括支援センターを14のエリアごとに整備するとともに、圏域ごとにエリアをとりまとめる地区保健福祉センターを整備します。	量的・質的 充実	福祉総合相談課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		地区保健福祉センター	4か所	5か所
3302	子育て支援団体のネットワーク化	身近な地域で子育てを支えるため、地域子育て団体と連携を図り、地域ごとの子育て支援マップを作成するなど、地域情報の共有・発信と団体間の交流を図ります。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		連絡会開催回数	10回	20回
3303	子育て支援活動の活性化	子育て支援活動の輪を一層広げるため、子育てに関するイベントの企画運営にチャレンジしたい市民の伴走支援や、おもちゃの貸出しなどのサポートを行います。	量的・質的 充実	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		活動支援回数	—	100件
3304	こども食堂への支援	こどもに家庭的な雰囲気のある食事と学習や交流の場を提供する団体を支援します。	継続	こども政策課
3305	子育て支援の人材育成	地域における子育て支援活動の活性化のため、子育てにかかる幅広いジャンルの研修を実施します。	継続	子育て支援課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		研修参加者数	474人	500人



(4) 活躍できる機会づくり

一人ひとり異なる長所、特技、才能を持った子ども・若者が、その持てる能力を活かして活躍できる場を整備し、その活動の支援等を行うことを通じて、子ども・若者が成長・活躍できる環境づくりを推進するとともに、地域の担い手としても活躍できるよう取り組みます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3401	学生と連携した子育て支援	学生の持てる能力を活かして子育て支援に携わることのできる機会を設け、学生がそれにチャレンジすることを通じて成長・活躍できる環境づくりに向けて、市内の学校とも連携を図りながら取り組みます。	質的充実	子育て支援課

(5) 犯罪などから子ども・若者を守る取組

子ども・若者を犯罪や交通事故・災害等から守るための対策の充実など、子ども・若者と子育て家庭が安心・安全に暮らし、外出できる環境づくりを進めます。

また、近年では、小中高生の自殺者数が増加していることから、すべての児童・生徒が、こころのSOSの出し方について学び、相談しやすい環境を整え、必要な支援機関につなぎ、誰も自殺に追い込まれることのない社会づくりを進めます。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3501	道路（歩道）の整備	通学路や生活道路において、歩車分離を図り、歩行者の安全を確保するとともに、子育て中の親子や高齢者、障害者が安全かつ円滑に移動できるよう歩道の段差解消や改良を行います。	継続	道路課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		歩道改良工事の実施	237m	100m
3502	公園等の整備及び維持補修	多岐にわたるニーズに対応するため、引き続き地域との協議を丁寧に行います。	継続	公園緑地課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		遊具の更新・設置を行った公園数	4か所	3～5か所



第4章 施策の展開

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3503	交通安全啓発・指導	交通安全教室を市内の幼稚園や保育所、小・中・高等学校で実施します。また、体験型の教室を実施するほか、自転車乗車時におけるヘルメット着用の推進等を図ります。	継続	交通政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		交通安全教室の実施回数	119回	120回
3504	防犯に関する広報・啓発	こどもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や関係団体、地域住民と連携した防犯に関する広報・啓発を実施します。	継続	危機管理課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		警察や関係団体と連携した啓発行事の実施	1回	2回
3505	防犯カメラ設置補助	屋外の公共空間で発生するこどもや女性への犯罪の抑止を図るため、防犯カメラを設置する自治会等に対し、補助金を交付します。	継続	危機管理課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		防犯カメラ設置事業補助金	19台	20台
3506	啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布	防災ハンドブックの内容を見直し、市民にとってより分かりやすい内容となるよう情報の充実を図ります。	継続	危機管理課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		防災ハンドブックの配布数	9,700冊	9,000冊
3507	児童・生徒の安全対策	こども見守り隊は、毎年6月に市の広報誌・HPに挙げて募集するとともに、学期ごとに学校運営協議会で学校安全（登下校）について議題にあげながら、登下校の協力を求めています。	継続	学校教育推進課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		こども見守り隊の人数	885人	900人
3508	こころの健康相談	若年層への相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信に努め、自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発活動を強化します。	継続	健康づくり課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		集中的な相談窓口の啓発活動の実施	2回	2回



4 こどもを持ち育てたいと思える環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を図るための職場環境の改善に向けた支援

働き方やライフスタイルが多様化する中で、働く人が、性別や年齢、こどもの有無などに関わりなく、その能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立への理解や協力を求める啓発を推進し、子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

事業№	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4101	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	令和6年度(2024年度)以降の総合評価の評価基準に、子育て支援の取組に関する項目を1つ以上設けます。	質的充実	契約検査課
		目標値	令和2年度	令和11年度
		子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	2件	6件
4102	男女共同参画に関する啓発	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、男女共同参画に関する啓発や講座を実施します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		男女共同参画に関する各種講座への参加人数	6,770人	9,000人
4103	働きやすい職場づくり推進	市内事業所における健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境づくりを推進するため、セミナーの開催や障害者・高齢者雇用啓発リーフレット送付等の啓発活動を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスや両立支援を図り、多様な雇用等の働きやすい職場づくりに取り組む市内事業所に対する認定制度を実施します。	継続	商工労政課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		研修会・セミナー受講者数	72人	80人
		働きやすい職場づくり認定事業所数	6事業所	10事業所



第4章 施策の展開

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4104	特定事業主行動計画(第5期)の運用	仕事と子育てが両立できる職場のモデルになるよう、茨木市特定事業主行動計画(第5期)(令和6年度(2024年度)策定)に沿って、男女問わず職員が働きやすく、ますます活躍でき、責任と自覚をもって生き生きと働けるような環境をつくるための取組を進めます。	継続	人事課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		月平均の時間外勤務数【現状の目標:16.49時間】	16.65時間	現状の目標値を
		年休取得促進(年平均)【現状の目標値:12日】	13.9日	踏まえた適切な
		男性の育児休業取得促進【現状の目標値:10%】	70.4%	水準を維持

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

児童手当、こども医療費などの子育てや教育に関する各種制度を通じて、誰もが安心して子育てができるよう、それぞれの家庭に適した経済的支援を推進します。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4201	児童手当	家庭生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、制度の普及・啓発を実施します。	継続	こども政策課
4202	こども医療費の助成	こどもの健やかな育成を支援するため、こどもの医療費の一部を助成します。	継続	こども政策課
4203	未熟児医療費の助成	入院治療を必要とする未熟児に対して、入院にかかる医療費のうち、世帯の市町村民税額に応じた自己負担分を差し引いた額を助成します。	継続	こども政策課
4204	茨木市多世代同居・同居支援	多世代(親世帯と子世帯)が支えあって暮らせるまちづくりを進め、子育てや介護などの各世代が抱える不安の軽減を図るため、同居・同居するにあたっての住宅購入やリフォーム費用の一部を補助します。(補助額の上限・世帯に関する要件あり)	継続	居住政策課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		補助金の交付件数	58件	50件
4205	就学援助	学用品費、修学旅行費等の支払いが経済的に負担となっている家庭に対し、市立小・中学校へ通う児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、その費用の一部を支給します。	継続	学務課



事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4206	奨学金（高校等入学支度金）	進学を希望する生徒が、経済的負担を理由に高等学校等への進学をあきらめないよう、奨学金（入学支度金）を支給します。	継続	学務課
4207	山地部児童生徒通学費補助	山地部に居住する児童生徒の通学の安全確保と保護者の費用負担を軽減するために、通学費を補助します。	継続	学務課

（３）共働き・子育ての推進

男女で育児・家事を分担しつつ、子育て期の男女が共に希望に応じたキャリア形成と子育ての両立が可能となるよう、仕組みの構築を行います。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4301	父親対象の子育て支援講座	父親の育児参加を促進するために、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識や技術を身につける講座を実施します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		仕事との生活と調和に関する講座	開催回数 15回	10回
			参加人数 190人	100人
4302	女性の就労支援	就労を支援する講座やセミナーの開催により、女性の職場復帰や再就職を支援します。	継続	人権・男女共生課
		目標値	令和5年度	令和11年度
		女性活躍推進講座参加人数	41人	300人



こどもの貧困について

◆◇ こどもの貧困の解消に関する対策が必要な理由 ◆◇

家庭が経済的に困窮していると、例えば習い事に行けない、部活動に参加できないなど、他のこどもがあたり前に経験できることができなかったり、通常得られるものが得られなかったりします。

また、保護者の病気や障害が原因で、こどもの育ちを支えることが難しい場合もあります。

こうした複合的な困難は、学力の低下や精神的な落ち込みにつながり、こどもたちが未来に希望をもてなくなることから、人生の選択肢を狭め貧困の連鎖を生み出す原因にもなります。

◆◇ こどもの貧困の解消対策に関する指標（令和5年度実績） ◆◇

こどもの貧困の解消に係る対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、国の大綱で示された指標を踏まえ、本市の指標の項目を次のとおり設定します。

項目		茨木市※1	国
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率※3		100.0% (※参考 市全体 99.1%)	93.8% (R4)
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率※2・※3		7.0%	3.3% (R4)
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率※3		30.8%	42.4% (R4)
児童養護施設のこどもの進学率（中学校卒業後）※3		100.0% (※参考 市全体 98.8%)	97.1%
ひとり親家庭のこどもの進学率（中学校卒業後）※3		99.0% (※参考 市全体 98.8%)	94.7% (R3)
小学生の不登校率		2.0%	
中学生の不登校率		6.0%	
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	100.0%	75.9% (R4)
	中学校	100.0%	78.5% (R4)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	100.0%	95.5% (R4)
	中学校	100.0%	98.5% (R4)
将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合※4	小学生	81.1%	81.5%
	中学生	65.0%	66.3%
朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合※4	小学生	95.9%	93.9%
	中学生	92.0%	91.2%
家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合※4	小学生	66.3%	70.7%
	中学生	52.3%	55.0%
ひとり親家庭で、養育費を受け取っていないこどもの割合※5		77.6%	母子家庭 69.8% 父子家庭 89.6% (R3)

※1：茨木市の数値は、(市全体)は学校教育推進課の数値で令和6年(2024年)5月1日現在、生活保護世帯は生活福祉課の数値で、令和6年(2024年)4月1日現在数値。

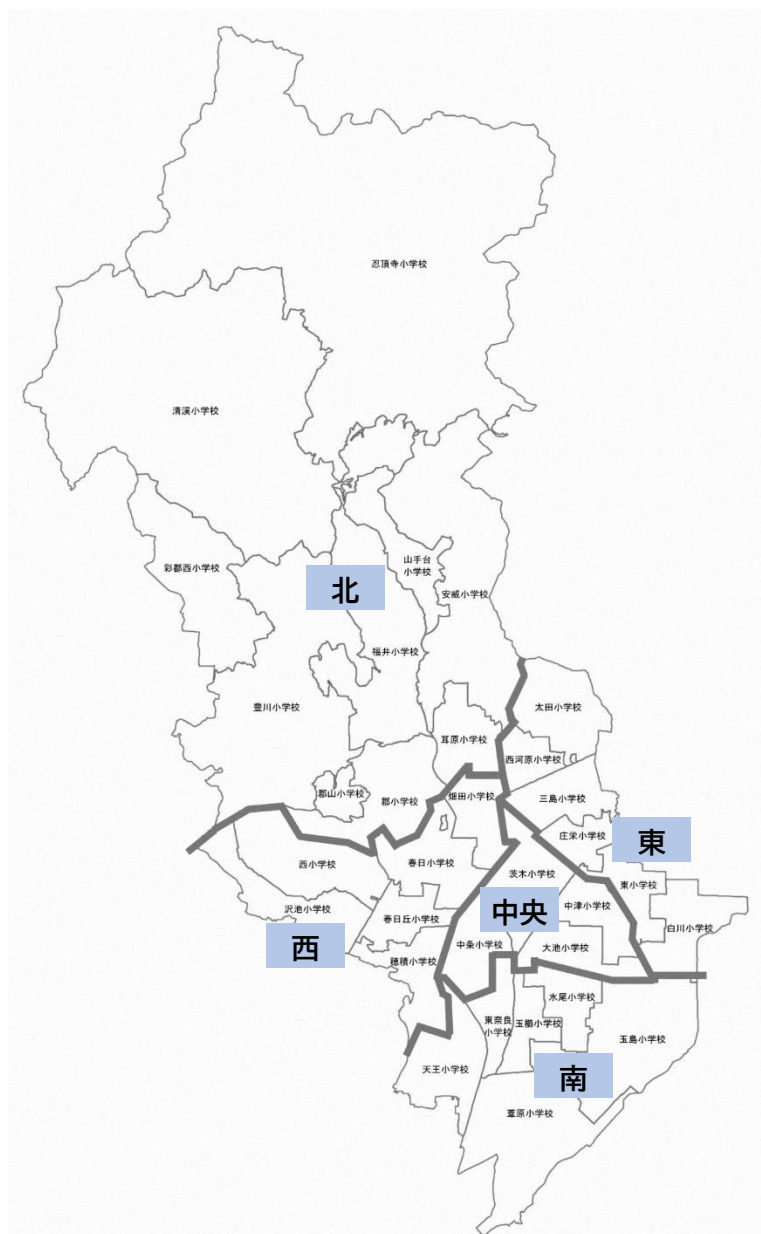
※2：生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む令和5年度(2023年度)」の数値。

※3：国の数値は、令和6年度(2024年度)こども白書。

※4：茨木市の数値は、令和5年度(2023年度)全国学力・学習状況調査。

※5：国の数値は、令和3年度(2021年度)全国ひとり親世帯等調査。

1 教育・保育提供区域の設定

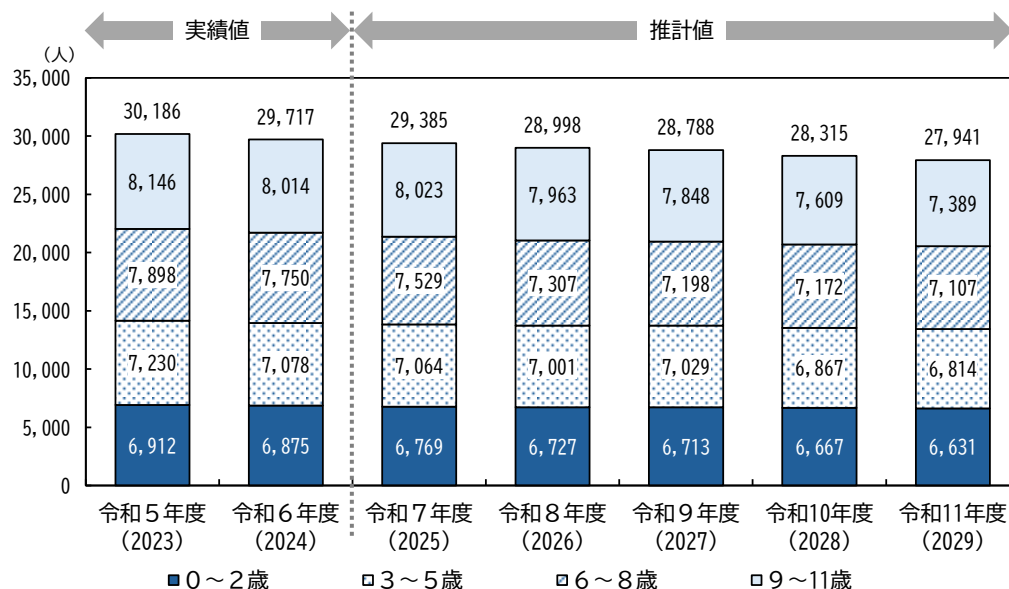




2 計画期間中の推計児童数

将来人口の推計にあたっては、令和元年（2019年）から令和5年（2023年）の5か年の住民基本台帳の各年4月1日の実績データに基づき、1歳以上の人口については、コーホート（性別・1歳階級別）変化率法を用いて推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性こども比）により推計しています。

全体として、児童人口は減少傾向と推計されており、令和11年度（2029年度）には27,941人となり、令和6年度（2024年度）の29,717人から1,776人減少（6.0%減）する見込みです。



	実績値		推計値				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	2,216	2,178	2,202	2,185	2,188	2,169	2,164
1歳	2,399	2,290	2,285	2,260	2,254	2,244	2,223
2歳	2,297	2,407	2,282	2,282	2,271	2,254	2,244
3歳	2,325	2,300	2,402	2,272	2,280	2,257	2,242
4歳	2,442	2,325	2,300	2,419	2,296	2,292	2,269
5歳	2,463	2,453	2,362	2,310	2,453	2,318	2,303
6歳	2,574	2,468	2,470	2,365	2,329	2,457	2,314
7歳	2,698	2,588	2,473	2,472	2,384	2,333	2,460
8歳	2,626	2,694	2,586	2,470	2,485	2,382	2,333
9歳	2,638	2,625	2,708	2,593	2,491	2,491	2,386
10歳	2,725	2,653	2,651	2,717	2,619	2,497	2,502
11歳	2,783	2,736	2,664	2,653	2,738	2,621	2,501
計	30,186	29,717	29,385	28,998	28,788	28,315	27,941



3 子ども・子育て支援事業についての考え方

(1) 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等

基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込み（潜在的なニーズを含む利用の見込み）とそれを確保するための内容を定めることとされています。本計画で量の見込みと確保の内容を定める事業等は、次のとおりです。

区 分			対象者等	内 容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（幼稚園、認定こども園、保育所）
	(3)	3号認定	0～2歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	利用者支援事業 ①基本型 ②特定型 ③こども家庭センター型	①・②0～5歳 ③妊婦～18歳未満	こどもやその保護者が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(2)	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター、つどいの広場）	0～5歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(3)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業
	(5)	養育支援訪問事業	0～18歳未満 養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(6)	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	1～18歳未満	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0歳～小学生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ②その他の一時預かり	①3～5歳 ②0～5歳	①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業
	(9)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業
	(10)	病児・病後児保育事業	0歳～小学3年生	病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 （学童保育）	小 学 生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業		※量の見込みの算出等は不要
	(13)	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業		※量の見込みの算出等は不要



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

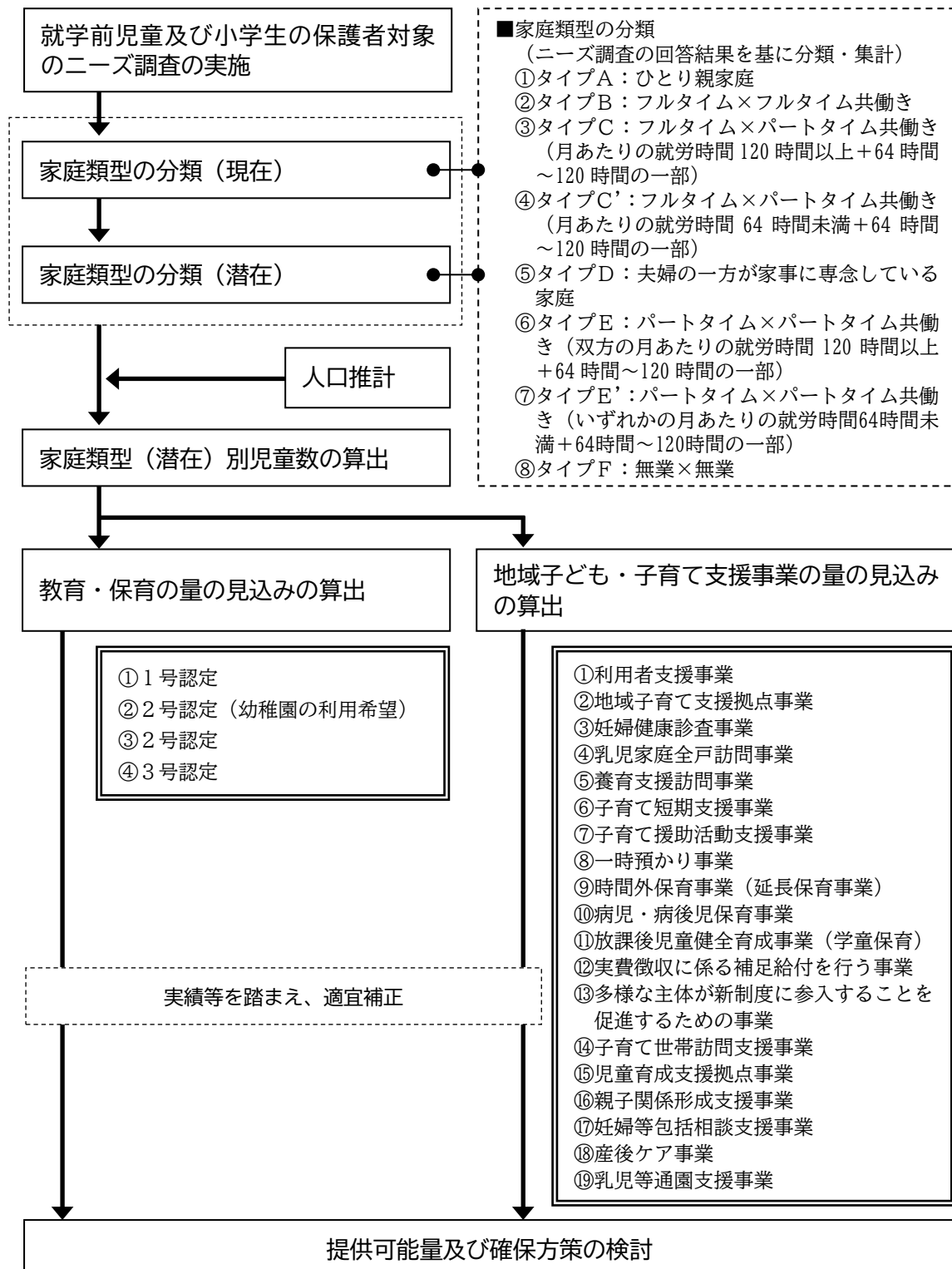
区 分		対象者等	内 容
地域子ども・子育て支援事業	(14)	子育て世帯訪問支援事業	0～18歳未満 家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、支援を実施する事業
	(15)	児童育成支援拠点事業	12～18歳未満 家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などを行う事業
	(16)	親子関係形成支援事業	0～18歳未満 子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業
	(17)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等 面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業
	(18)	産後ケア事業	出産後1年以内の母子 産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業
	(19)	乳児等通園支援事業	6か月～満3歳未満 保育施設において、こどもの適切な遊びや生活の場を与えとともに、こどもと保護者の心身の状況や養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報提供や助言・援助を行う事業



(2) 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の保育サービスの利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いました。

《量の見込み算出の流れ》





4 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育施設における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育サービスの提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

《支給認定ごとの対象年齢・家庭類型、利用該当施設・事業等》

支給認定	対象年齢・家庭類型		該当する施設・事業等 (家庭類型に関連する分類)
1号認定	3～5歳	夫婦の一方が家事に専念している家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園の利用を希望する家庭	幼稚園・認定こども園 (※支給認定：1号認定)
		共働き等で保育所の利用を希望する家庭	認定こども園・保育所 (※支給認定：2号認定)
3号認定	0～2歳	共働き等で保育所の利用を希望する家庭	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1) 1号認定

3～5歳児が対象で、幼稚園の利用希望がある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

《量の見込みと確保内容》

(単位：人)

市全域	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	3,284	3,127	3,057	2,896	2,786
幼稚園利用希望	2,842	2,724	2,663	2,523	2,427
他市のこども(受入)	442	403	394	373	359
確保の内容 ②	5,198	4,738	4,733	4,721	4,713
幼稚園(特定教育・保育施設)	305	165	165	165	165
認定こども園(特定教育・保育施設)	1,730	1,820	1,820	1,820	1,820
確認を受けない幼稚園	2,915	2,515	2,515	2,515	2,515
他市通園(市内のこども)	248	238	233	221	213
差(②-①)	1,914	1,611	1,676	1,825	1,927

- 市全域では需要量を確保できます。(中央ブロックにおいて供給不足となっていますが、私立幼稚園は通園バスにより他のブロック等に通園している実態があるためです。)



《提供区域別》

(単位：人)

中央ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	551	514	496	471	468
幼稚園利用希望	551	514	496	471	468
他市のこども（受入）	0	0	0	0	0
確保の内容 ②	214	213	213	212	212
幼稚園（特定教育・保育施設）	0	0	0	0	0
認定こども園（特定教育・保育施設）	201	201	201	201	201
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
他市通園（市内のこども）	13	12	12	11	11
差（②－①）	△ 337	△ 301	△ 283	△ 259	△ 256

(単位：人)

東ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	699	681	657	623	578
幼稚園利用希望	538	533	513	487	447
他市のこども（受入）	161	148	144	136	131
確保の内容 ②	1,390	1,390	1,388	1,386	1,383
幼稚園（特定教育・保育施設）	75	75	75	75	75
認定こども園（特定教育・保育施設）	212	212	212	212	212
確認を受けない幼稚園	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
他市通園（市内のこども）	43	43	41	39	36
差（②－①）	691	709	731	763	805

(単位：人)

西ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	432	412	394	371	360
幼稚園利用希望	428	408	390	367	356
他市のこども（受入）	4	4	4	4	4
確保の内容 ②	402	400	398	396	396
幼稚園（特定教育・保育施設）	90	90	90	90	90
認定こども園（特定教育・保育施設）	270	270	270	270	270
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
他市通園（市内のこども）	42	40	38	36	36
差（②－①）	△ 30	△ 12	4	25	36



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(単位：人)

南ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	739	739	721	689	659
幼稚園利用希望	668	678	661	632	604
他市のこども（受入）	71	61	60	57	55
確保の内容 ②	1,222	773	771	768	765
幼稚園（特定教育・保育施設）	140	0	0	0	0
認定こども園（特定教育・保育施設）	607	697	697	697	697
確認を受けない幼稚園	400	0	0	0	0
他市通園（市内のこども）	75	76	74	71	68
差（②－①）	483	34	50	79	106

(単位：人)

北ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	863	781	789	742	721
幼稚園利用希望	657	591	603	566	552
他市のこども（受入）	206	190	186	176	169
確保の内容 ②	1,970	1,962	1,963	1,959	1,957
幼稚園（特定教育・保育施設）	0	0	0	0	0
認定こども園（特定教育・保育施設）	440	440	440	440	440
確認を受けない幼稚園	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
他市通園（市内のこども）	75	67	68	64	62
差（②－①）	1,107	1,181	1,174	1,217	1,236



(2) 2号認定

3～5歳児が対象で、保育の必要性がある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」です。

《量の見込みと確保内容》

(単位：人)

市全域	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	3,853	3,925	4,043	4,059	4,131
保育利用希望	3,853	3,925	4,043	4,059	4,131
確保の内容 ②	3,922 (4,025)	4,044 (4,151)	4,187 (4,302)	4,187 (4,302)	4,187 (4,302)
認定こども園(特定教育・保育施設)	2,691 (2,762)	2,814 (2,888)	3,029 (3,111)	3,029 (3,111)	3,029 (3,111)
保育所(特定教育・保育施設)	1,131 (1,160)	1,130 (1,160)	1,058 (1,088)	1,058 (1,088)	1,058 (1,088)
その他(待機児童対策事業)	100 (103)	100 (103)	100 (103)	100 (103)	100 (103)
差(②-①)	69 (172)	119 (226)	144 (259)	128 (243)	56 (171)

※その他(待機児童対策事業)は、待機児童保育室及び企業主導型保育事業です。

()内の数値は、確保の内容については利用定員を、差については、利用定員と量の見込みとの差を表しています。

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和7年度～)
- 私立認定こども園を新設します。(令和7年度)
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。(令和7～9年度)
- なお供給不足となっているブロックがありますが、他ブロックに通園している実態があることから、市全域では需要量を確保できる見込みです。



《提供区域別》

(単位：人)

中央ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	863	849	869	877	922
保育利用希望	863	849	869	877	922
確保の内容 ②	873 (896)	926 (950)	940 (966)	940 (966)	940 (966)
認定こども園（特定教育・保育施設）	558 (573)	611 (627)	626 (643)	626 (643)	626 (643)
保育所（特定教育・保育施設）	283 (290)	283 (290)	282 (290)	282 (290)	282 (290)
その他（待機児童対策事業）	32 (33)	32 (33)	32 (33)	32 (33)	32 (33)
差（②－①）	10 (33)	77 (101)	71 (97)	63 (89)	18 (44)

- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）

(単位：人)

東ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	720	752	766	769	749
保育利用希望	720	752	766	769	749
確保の内容 ②	630 (647)	630 (647)	641 (659)	641 (659)	641 (659)
認定こども園（特定教育・保育施設）	491 (504)	491 (504)	572 (588)	572 (588)	572 (588)
保育所（特定教育・保育施設）	134 (138)	134 (138)	64 (66)	64 (66)	64 (66)
その他（待機児童対策事業）	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
差（②－①）	△ 90 (△ 73)	△ 122 (△ 105)	△ 125 (△ 107)	△ 128 (△ 110)	△ 108 (△ 90)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



(単位：人)

西ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	637	641	647	646	662
保育利用希望	637	641	647	646	662
確保の内容 ②	686 (703)	685 (703)	685 (703)	685 (703)	685 (703)
認定こども園(特定教育・保育施設)	362 (371)	362 (371)	362 (371)	362 (371)	362 (371)
保育所(特定教育・保育施設)	261 (267)	260 (267)	260 (267)	260 (267)	260 (267)
その他(待機児童対策事業)	63 (65)	63 (65)	63 (65)	63 (65)	63 (65)
差(②-①)	49 (66)	44 (62)	38 (56)	39 (57)	23 (41)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和7年度～)
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。(令和7～9年度)

(単位：人)

南ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	970	1,036	1,064	1,073	1,083
保育利用希望	970	1,036	1,064	1,073	1,083
確保の内容 ②	1,019 (1,046)	1,089 (1,118)	1,155 (1,187)	1,155 (1,187)	1,155 (1,187)
認定こども園(特定教育・保育施設)	695 (713)	765 (785)	831 (854)	831 (854)	831 (854)
保育所(特定教育・保育施設)	324 (333)	324 (333)	324 (333)	324 (333)	324 (333)
その他(待機児童対策事業)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
差(②-①)	49 (76)	53 (82)	91 (123)	82 (114)	72 (104)

- 私立認定こども園を新設します。(令和7年度)
- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和7年度～)
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。(令和7～9年度)



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(単位：人)

北ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	663	647	697	694	715
保育利用希望	663	647	697	694	715
確保の内容 ②	714 (733)	714 (733)	766 (787)	766 (787)	766 (787)
認定こども園(特定教育・保育施設)	585 (601)	585 (601)	638 (655)	638 (655)	638 (655)
保育所(特定教育・保育施設)	129 (132)	129 (132)	128 (132)	128 (132)	128 (132)
その他(待機児童対策事業)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
差(②-①)	51 (70)	67 (86)	69 (90)	72 (93)	51 (72)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和7年度～)
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。(令和7～9年度)



(3) 3号認定

0～2歳児が対象で、保育の必要性がある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」「地域型保育事業」です。

《量の見込みと確保内容》

(単位：人)

市全域	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	500	518	519	514	513
保育利用希望	500	518	519	514	513
確保の内容 ②	513 (686)	528 (686)	529 (688)	526 (688)	524 (688)
保育所（特定教育・保育施設）	129 (173)	131 (173)	125 (164)	125 (164)	125 (164)
認定こども園（特定教育・保育施設）	266 (348)	276 (348)	283 (359)	280 (359)	278 (359)
地域型保育事業	52 (72)	54 (72)	54 (72)	54 (72)	54 (72)
その他（待機児童対策事業）	66 (93)	67 (93)	67 (93)	67 (93)	67 (93)
差（②－①）	13 (186)	10 (168)	10 (169)	12 (174)	11 (175)
【1歳児】					
量の見込み ①	1,250	1,288	1,352	1,346	1,334
保育利用希望	1,250	1,288	1,352	1,346	1,334
確保の内容 ②	1,237 (1,190)	1,281 (1,232)	1,352 (1,297)	1,352 (1,297)	1,352 (1,297)
保育所（特定教育・保育施設）	291 (280)	290 (280)	276 (265)	276 (265)	276 (265)
認定こども園（特定教育・保育施設）	648 (623)	693 (665)	777 (745)	777 (745)	777 (745)
地域型保育事業	140 (135)	140 (135)	141 (135)	141 (135)	141 (135)
その他（待機児童対策事業）	158 (152)	158 (152)	158 (152)	158 (152)	158 (152)
差（②－①）	△ 13 (△ 60)	△ 7 (△ 56)	0 (△ 55)	6 (△ 49)	18 (△ 37)



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(単位：人)

市全域	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【2歳児】					
量の見込み ①	1,344	1,392	1,433	1,470	1,463
保育利用希望	1,344	1,392	1,433	1,470	1,463
確保の内容 ②	1,387 (1,346)	1,431 (1,388)	1,514 (1,440)	1,514 (1,440)	1,514 (1,440)
保育所（特定教育・保育施設）	320 (311)	320 (311)	302 (287)	302 (287)	302 (287)
認定こども園（特定教育・保育施設）	740 (717)	784 (759)	877 (835)	877 (835)	877 (835)
地域型保育事業	180 (174)	180 (174)	183 (174)	183 (174)	183 (174)
その他（待機児童対策事業）	147 (144)	147 (144)	152 (144)	152 (144)	152 (144)
差（②－①）	43 (2)	39 (△ 4)	81 (7)	44 (△ 30)	51 (△ 23)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 私立認定こども園を新設します。（令和7年度）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）
- なお東・南・北ブロックの1・2歳児では供給不足となっていますが、他ブロックに通園している実態があることから、市全域では需要量を確保できる見込みです。



《提供区域別》

(単位：人)

中央ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	130	135	135	134	134
保育利用希望	130	135	135	134	134
確保の内容 ②	131 (189)	135 (189)	135 (189)	134 (189)	134 (189)
保育所（特定教育・保育施設）	32 (46)	33 (46)	33 (46)	33 (46)	33 (46)
認定こども園（特定教育・保育施設）	56 (81)	58 (81)	58 (81)	57 (81)	57 (81)
地域型保育事業	14 (20)	14 (20)	14 (20)	14 (20)	14 (20)
その他（待機児童対策事業）	29 (42)	30 (42)	30 (42)	30 (42)	30 (42)
差（②－①）	1 (59)	0 (54)	0 (54)	0 (55)	0 (55)
【1歳児】					
量の見込み ①	292	303	317	318	317
保育利用希望	292	303	317	318	317
確保の内容 ②	305 (293)	324 (311)	333 (320)	333 (320)	333 (320)
保育所（特定教育・保育施設）	92 (88)	91 (88)	91 (88)	91 (88)	91 (88)
認定こども園（特定教育・保育施設）	137 (132)	157 (150)	166 (159)	166 (159)	166 (159)
地域型保育事業	36 (35)	36 (35)	36 (35)	36 (35)	36 (35)
その他（待機児童対策事業）	40 (38)	40 (38)	40 (38)	40 (38)	40 (38)
差（②－①）	13 (1)	21 (8)	16 (3)	15 (2)	16 (3)
【2歳児】					
量の見込み ①	259	292	302	311	313
保育利用希望	259	292	302	311	313
確保の内容 ②	357 (346)	375 (364)	388 (369)	388 (369)	388 (369)
保育所（特定教育・保育施設）	94 (91)	94 (91)	96 (91)	96 (91)	96 (91)
認定こども園（特定教育・保育施設）	163 (158)	181 (176)	190 (181)	190 (181)	190 (181)
地域型保育事業	54 (52)	54 (52)	55 (52)	55 (52)	55 (52)
その他（待機児童対策事業）	46 (45)	46 (45)	47 (45)	47 (45)	47 (45)
差（②－①）	98 (87)	83 (72)	86 (67)	77 (58)	75 (56)

●認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(単位：人)

東ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	71	73	72	71	70
保育利用希望	71	73	72	71	70
確保の内容 ②	71 (93)	74 (93)	72 (94)	71 (94)	70 (94)
保育所（特定教育・保育施設）	14 (18)	14 (18)	7 (9)	7 (9)	7 (9)
認定こども園（特定教育・保育施設）	53 (69)	56 (69)	61 (79)	60 (79)	59 (79)
地域型保育事業	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)
その他（待機児童対策事業）	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)
差（②－①）	0 (22)	1 (20)	0 (22)	0 (23)	0 (24)
【1歳児】					
量の見込み ①	227	231	237	231	228
保育利用希望	227	231	237	231	228
確保の内容 ②	186 (179)	186 (179)	200 (192)	200 (192)	200 (192)
保育所（特定教育・保育施設）	29 (28)	29 (28)	14 (13)	14 (13)	14 (13)
認定こども園（特定教育・保育施設）	125 (120)	125 (120)	154 (148)	154 (148)	154 (148)
地域型保育事業	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
その他（待機児童対策事業）	26 (25)	26 (25)	26 (25)	26 (25)	26 (25)
差（②－①）	△ 41 (△ 48)	△ 45 (△ 52)	△ 37 (△ 45)	△ 31 (△ 39)	△ 28 (△ 36)
【2歳児】					
量の見込み ①	274	259	263	265	259
保育利用希望	274	259	263	265	259
確保の内容 ②	210 (204)	210 (204)	219 (208)	219 (208)	219 (208)
保育所（特定教育・保育施設）	41 (40)	41 (40)	16 (16)	16 (16)	16 (16)
認定こども園（特定教育・保育施設）	139 (135)	139 (135)	172 (163)	172 (163)	172 (163)
地域型保育事業	11 (10)	11 (10)	11 (10)	11 (10)	11 (10)
その他（待機児童対策事業）	19 (19)	19 (19)	20 (19)	20 (19)	20 (19)
差（②－①）	△ 64 (△ 70)	△ 49 (△ 55)	△ 44 (△ 55)	△ 46 (△ 57)	△ 40 (△ 51)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



(単位：人)

西ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	83	86	85	84	84
保育利用希望	83	86	85	84	84
確保の内容 ②	95 (136)	95 (136)	95 (136)	95 (136)	95 (136)
保育所（特定教育・保育施設）	21 (30)	21 (30)	21 (30)	21 (30)	21 (30)
認定こども園（特定教育・保育施設）	30 (43)	30 (43)	30 (43)	30 (43)	30 (43)
地域型保育事業	16 (23)	16 (23)	16 (23)	16 (23)	16 (23)
その他（待機児童対策事業）	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)
差（②－①）	12 (53)	9 (50)	10 (51)	11 (52)	11 (52)
【1歳児】					
量の見込み ①	199	204	212	211	208
保育利用希望	199	204	212	211	208
確保の内容 ②	268 (258)	268 (258)	269 (258)	269 (258)	269 (258)
保育所（特定教育・保育施設）	47 (45)	47 (45)	47 (45)	47 (45)	47 (45)
認定こども園（特定教育・保育施設）	90 (87)	90 (87)	91 (87)	91 (87)	91 (87)
地域型保育事業	51 (49)	51 (49)	51 (49)	51 (49)	51 (49)
その他（待機児童対策事業）	80 (77)	80 (77)	80 (77)	80 (77)	80 (77)
差（②－①）	69 (59)	64 (54)	57 (46)	58 (47)	61 (50)
【2歳児】					
量の見込み ①	210	228	232	236	235
保育利用希望	210	228	232	236	235
確保の内容 ②	286 (278)	287 (278)	292 (278)	292 (278)	292 (278)
保育所（特定教育・保育施設）	54 (53)	54 (53)	56 (53)	56 (53)	56 (53)
認定こども園（特定教育・保育施設）	100 (97)	101 (97)	101 (97)	101 (97)	101 (97)
地域型保育事業	61 (59)	61 (59)	62 (59)	62 (59)	62 (59)
その他（待機児童対策事業）	71 (69)	71 (69)	73 (69)	73 (69)	73 (69)
差（②－①）	76 (68)	59 (50)	60 (46)	56 (42)	57 (43)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(単位：人)

南ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	134	138	138	137	138
保育利用希望	134	138	138	137	138
確保の内容 ②	134 (175)	138 (175)	138 (176)	138 (176)	138 (176)
保育所（特定教育・保育施設）	49 (64)	50 (64)	50 (64)	50 (64)	50 (64)
認定こども園（特定教育・保育施設）	65 (85)	67 (85)	67 (86)	67 (86)	67 (86)
地域型保育事業	15 (20)	16 (20)	16 (20)	16 (20)	16 (20)
その他（待機児童対策事業）	5 (6)	5 (6)	5 (6)	5 (6)	5 (6)
差（②－①）	0 (41)	0 (37)	0 (38)	1 (39)	0 (38)
【1歳児】					
量の見込み ①	331	343	360	359	358
保育利用希望	331	343	360	359	358
確保の内容 ②	313 (301)	338 (325)	365 (350)	365 (350)	365 (350)
保育所（特定教育・保育施設）	93 (90)	93 (90)	94 (90)	94 (90)	94 (90)
認定こども園（特定教育・保育施設）	172 (165)	197 (189)	223 (214)	223 (214)	223 (214)
地域型保育事業	41 (39)	41 (39)	41 (39)	41 (39)	41 (39)
その他（待機児童対策事業）	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
差（②－①）	△ 18 (△ 30)	△ 5 (△ 18)	5 (△ 10)	6 (△ 9)	7 (△ 8)
【2歳児】					
量の見込み ①	383	382	393	404	402
保育利用希望	383	382	393	404	402
確保の内容 ②	338 (328)	363 (352)	396 (377)	396 (377)	396 (377)
保育所（特定教育・保育施設）	96 (93)	96 (93)	98 (93)	98 (93)	98 (93)
認定こども園（特定教育・保育施設）	189 (183)	214 (207)	243 (232)	243 (232)	243 (232)
地域型保育事業	47 (46)	47 (46)	48 (46)	48 (46)	48 (46)
その他（待機児童対策事業）	6 (6)	6 (6)	7 (6)	7 (6)	7 (6)
差（②－①）	△ 45 (△ 55)	△ 19 (△ 30)	3 (△ 16)	△ 8 (△ 27)	△ 6 (△ 25)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 私立認定こども園を新設します。（令和7年度）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



(単位：人)

北ブロック	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
【0歳児】					
量の見込み ①	82	86	89	88	87
保育利用希望	82	86	89	88	87
確保の内容 ②	82 (93)	86 (93)	89 (93)	88 (93)	87 (93)
保育所（特定教育・保育施設）	13 (15)	13 (15)	14 (15)	14 (15)	14 (15)
認定こども園（特定教育・保育施設）	62 (70)	65 (70)	67 (70)	66 (70)	65 (70)
地域型保育事業	5 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
その他（待機児童対策事業）	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
差（②－①）	0 (11)	0 (7)	0 (4)	0 (5)	0 (6)
【1歳児】					
量の見込み ①	201	207	226	227	223
保育利用希望	201	207	226	227	223
確保の内容 ②	165 (159)	165 (159)	185 (177)	185 (177)	185 (177)
保育所（特定教育・保育施設）	30 (29)	30 (29)	30 (29)	30 (29)	30 (29)
認定こども園（特定教育・保育施設）	124 (119)	124 (119)	143 (137)	143 (137)	143 (137)
地域型保育事業	6 (6)	6 (6)	7 (6)	7 (6)	7 (6)
その他（待機児童対策事業）	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
差（②－①）	△ 36 (△ 42)	△ 42 (△ 48)	△ 41 (△ 49)	△ 42 (△ 50)	△ 38 (△ 46)
【2歳児】					
量の見込み ①	218	231	243	254	254
保育利用希望	218	231	243	254	254
確保の内容 ②	196 (190)	196 (190)	219 (208)	219 (208)	219 (208)
保育所（特定教育・保育施設）	35 (34)	35 (34)	36 (34)	36 (34)	36 (34)
認定こども園（特定教育・保育施設）	149 (144)	149 (144)	171 (162)	171 (162)	171 (162)
地域型保育事業	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
その他（待機児童対策事業）	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
差（②－①）	△ 22 (△ 28)	△ 35 (△ 41)	△ 24 (△ 35)	△ 35 (△ 46)	△ 35 (△ 46)

- 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和7年度～）
- 認定こども園・保育所の定員増を図ります。（令和7～9年度）



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、地域子ども・子育て支援事業における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数等）」を定めます。

（１）利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

基本型	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 整備目標数（か所）	6	34	34	34	34
中央ブロック 整備目標数（か所）	2	6	6	6	6
東ブロック 整備目標数（か所）	1	6	6	6	6
西ブロック 整備目標数（か所）	1	7	7	7	7
南ブロック 整備目標数（か所）	1	8	8	8	8
北ブロック 整備目標数（か所）	1	7	7	7	7

（地域子育て相談機関）	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 整備目標数（か所）	6	34	34	34	34
中央ブロック 整備目標数（か所）	2	6	6	6	6
東ブロック 整備目標数（か所）	1	6	6	6	6
西ブロック 整備目標数（か所）	1	7	7	7	7
南ブロック 整備目標数（か所）	1	8	8	8	8
北ブロック 整備目標数（か所）	1	7	7	7	7

特定型	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 整備目標数（か所）	1	1	1	1	1

こども家庭センター型	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 整備目標数（か所）	1	1	1	1	1



(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

0～5歳児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		101,016	101,016	101,016	101,016	101,016
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	118,220	118,220	118,220	118,220	118,220
	実施か所数（か所）	28	28	28	28	28
差（②－①）		17,204	17,204	17,204	17,204	17,204

《提供区域別》

中央ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		9,184	9,184	9,184	9,184	9,184
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	11,944	11,944	11,944	11,944	11,944
	実施か所数（か所）	4	4	4	4	4
差（②－①）		2,760	2,760	2,760	2,760	2,760

東ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		22,679	22,679	22,679	22,679	22,679
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	24,401	24,401	24,401	24,401	24,401
	実施か所数（か所）	5	5	5	5	5
差（②－①）		1,722	1,722	1,722	1,722	1,722

西ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		17,866	17,866	17,866	17,866	17,866
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	23,387	23,387	23,387	23,387	23,387
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
差（②－①）		5,521	5,521	5,521	5,521	5,521



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

南ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		34,207	34,207	34,207	34,207	34,207
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	38,651	38,651	38,651	38,651	38,651
	実施か所数(か所)	7	7	7	7	7
差(②-①)		4,444	4,444	4,444	4,444	4,444

北ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		17,080	17,080	17,080	17,080	17,080
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	19,837	19,837	19,837	19,837	19,837
	実施か所数(か所)	6	6	6	6	6
差(②-①)		2,757	2,757	2,757	2,757	2,757



(3) 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
健診受診見込み者数（延べ人数）	27,785	27,570	27,608	27,368	27,305

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
訪問対象者の見込み（人） ①	2,202	2,185	2,188	2,169	2,164
確保の内容 ②	2,202	2,185	2,188	2,169	2,164
差（②－①）	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
訪問対象者の見込み数（人） ①	10	10	10	10	10
確保の内容 ②	18	18	18	18	18
差（②－①）	8	8	8	8	8



(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

① ショートステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		95	95	95	95	95
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	145	145	145	145	145
	実施か所数（か所）	8	8	8	8	8
差（②－①）		50	50	50	50	50

② トワイライトステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合により帰宅が夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		20	20	20	20	20
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	113	113	113	113	113
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
差（②－①）		93	93	93	93	93



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3か月～小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人日） ①	4,310	4,310	4,310	4,310	4,310
確保の内容 活動人数（人日） ②	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
差（②－①）	490	490	490	490	490

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する「一般型」があります。

幼稚園・認定こども園における「一時預かり事業（幼稚園型）」は、在園する満3歳児以上が対象で、「一時預かり事業（一般型）」は、0～5歳児を対象に、保育所等で一時的にこどもを預けることができる事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①	113,621	115,216	116,807	118,527	120,169
確保の内容②	受入可能人数（人日）	421,590	421,590	421,590	421,590
	実施か所数（か所）	49	50	50	50
差（②－①）	307,969	306,374	304,783	303,063	301,421



《提供区域別》

中央ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		16,973	17,204	17,452	17,733	17,964
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	23,205	23,205	23,205	23,205	23,205
	実施か所数(か所)	7	7	7	7	7
差(②-①)		6,232	6,001	5,753	5,472	5,241

東ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		19,859	20,147	20,415	20,703	20,990
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	144,300	144,300	144,300	144,300	144,300
	実施か所数(か所)	10	10	10	10	10
差(②-①)		124,441	124,153	123,885	123,597	123,310

西ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		12,261	12,438	12,615	12,804	12,969
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860
	実施か所数(か所)	7	7	7	7	7
差(②-①)		16,599	16,422	16,245	16,056	15,891

南ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		31,569	31,994	32,450	32,875	33,361
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	74,295	74,295	74,295	74,295	74,295
	実施か所数(か所)	12	13	13	13	13
差(②-①)		42,726	42,301	41,845	41,420	40,934

北ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		32,959	33,433	33,875	34,412	34,885
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	150,930	150,930	150,930	150,930	150,930
	実施か所数(か所)	13	13	13	13	13
差(②-①)		117,971	117,497	117,055	116,518	116,045



② 一時預かり事業（一般型）

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		14,193	14,135	14,117	13,941	13,933
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	64,997	64,997	64,997	64,997	64,997
	実施か所数（か所）	44	44	44	44	44
差（②－①）		50,804	50,862	50,880	51,056	51,064

《提供区域別》

中央ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		5,858	5,819	5,802	5,751	5,828
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	20,338	20,338	20,338	20,338	20,338
	実施か所数（か所）	11	11	11	11	11
差（②－①）		14,480	14,519	14,536	14,587	14,510

東ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		1,350	1,331	1,311	1,282	1,236
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	8,691	8,691	8,691	8,691	8,691
	実施か所数（か所）	4	4	4	4	4
差（②－①）		7,341	7,360	7,380	7,409	7,455

西ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日） ①		1,774	1,762	1,738	1,704	1,699
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
差（②－①）		7,795	7,807	7,831	7,865	7,870



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

南ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		3,956	4,005	4,002	3,965	3,934
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	19,910	19,910	19,910	19,910	19,910
	実施か所数(か所)	16	16	16	16	16
差(②-①)		15,954	15,905	15,908	15,945	15,976

北ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日) ①		1,255	1,218	1,264	1,238	1,236
確保の 内容②	受入可能人数(人日)	6,489	6,489	6,489	6,489	6,489
	実施か所数(か所)	7	7	7	7	7
差(②-①)		5,234	5,271	5,225	5,251	5,253



(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳児を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人） ①		2,808	2,848	2,892	2,922	2,942
確保の 内容②	定員（人）	6,422	6,422	6,422	6,422	6,422
	実施か所数（か所）	84	85	85	85	85
差（②－①）		3,614	3,574	3,530	3,500	3,480

《提供区域別》

中央ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人） ①		556	563	572	578	583
確保の 内容②	定員（人）	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461
	実施か所数（か所）	18	18	18	18	18
差（②－①）		905	898	889	883	878

東ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人） ①		426	432	439	443	446
確保の 内容②	定員（人）	1,063	1,063	1,063	1,063	1,063
	実施か所数（か所）	12	12	12	12	12
差（②－①）		637	631	624	620	617

西ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人） ①		518	526	534	539	543
確保の 内容②	定員（人）	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
	実施か所数（か所）	17	17	17	17	17
差（②－①）		536	528	520	515	511



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

南ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み(人) ①		789	801	813	821	826
確保の 内容②	定員(人)	1,681	1,681	1,681	1,681	1,681
	実施か所数(か所)	24	25	25	25	25
差(②-①)		892	880	868	860	855

北ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み(人) ①		519	526	534	541	544
確保の 内容②	定員(人)	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
	実施か所数(か所)	13	13	13	13	13
差(②-①)		644	637	629	622	619



(10) 病児・病後児保育事業

0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人日） ①		770	773	783	779	778
確保の 内容②	受入可能人数（人日）	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
	実施か所数（か所）	5	5	5	5	5
差（②－①）		1,190	1,187	1,177	1,181	1,182

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

《量の見込みと確保内容》

市全域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日） ①		3,331	3,328	3,359	3,397	3,311
利用者数の見込み（高学年・人日） ①		116	598	844	965	953
確保の 内容	定員（人日） ②	4,027	4,200	4,368	4,498	4,447
	実施か所数（か所）	44	44	44	44	44
差（②－①）		580	271	152	136	183

《提供区域別》

中央ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日） ①		866	857	881	867	831
利用者数の見込み（高学年・人日） ①		45	169	218	256	254
確保の 内容	定員（人日） ②	929	1,026	1,099	1,123	1,102
	実施か所数（か所）	11	11	11	11	11
差（②－①）		18	0	0	0	17



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

東ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日）①		533	566	581	609	617
利用者数の見込み（高学年・人日）①		29	99	150	170	176
確保の 内容	定員（人日） ②	724	726	744	786	813
	実施か所数（か所）	8	8	8	8	8
差（②－①）		162	61	13	7	20

西ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日）①		537	496	481	483	481
利用者数の見込み（高学年・人日）①		5	104	146	166	150
確保の 内容	定員（人日） ②	688	688	695	699	704
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
差（②－①）		146	88	68	50	73

南ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日）①		774	772	785	791	780
利用者数の見込み（高学年・人日）①		25	120	185	208	198
確保の 内容	定員（人日） ②	883	921	970	999	984
	実施か所数（か所）	10	10	10	10	10
差（②－①）		84	29	0	0	6

北ブロック		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（低学年・人日）①		621	637	631	647	602
利用者数の見込み（高学年・人日）①		12	106	145	165	175
確保の 内容	定員（人日） ②	803	839	860	891	844
	実施か所数（か所）	9	9	9	9	9
差（②－①）		170	96	77	79	67



(12) 実費徴収に係る補足給付事業

世帯の所得その他の事情を勘案して、教育・保育施設等に対して日用品・文房具等に要する費用や、副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

茨木市においては、副食材料費に要する経費の一部を助成しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や一定以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

茨木市においては、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもに対する職員の加配に必要な経費の一部を助成しています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、支援を実施する事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み(人日) ①	570	563	559	552	545
確保の内容 活動日数(人日) ②	576	576	576	576	576
差(②-①)	6	13	17	24	31



(15) 児童育成支援拠点事業

12～18 歳未満を対象に、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などを行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人） ①	66	65	65	64	63
確保の内容 活動人数（人） ②	100	100	100	100	100
差（②－①）	34	35	35	36	37

(16) 親子関係形成支援事業

0～18 歳未満を対象に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数の見込み（人日） ①	49	49	48	48	47
確保の内容 活動日数（人日） ②	50	50	50	50	50
差（②－①）	1	1	2	2	3



(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	妊娠届出数	2,265	2,247	2,251	2,231	2,226
	1組あたり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）①	6,795	6,741	6,753	6,693	6,678
確保の内容	こども家庭センター（回）②	6,132	6,083	6,094	6,039	6,026
	業務委託（回）②	663	658	659	654	652
差（②－①）		0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型があります。

《量の見込みと確保内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日）①		517	509	511	501	499
	宿泊型	456	449	450	442	440
	通所型	61	60	61	59	59
確保の内容 活動日数（人日）②		517	509	511	501	499
差（②－①）		0	0	0	0	0



(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前こどもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用し、保護者の情報や助言を受ける制度です。

令和8年度(2026年度)から全自治体での実施が開始される予定ですが、月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能とされています(令和8・9年度の2年間の経過措置)。

《量の見込みと確保内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	—	48	46	145	143
0歳児	—	15	15	48	47
1歳児	—	17	16	52	51
2歳児	—	16	15	45	45
確保の内容 ②	—	48	46	145	143
0歳児	—	15	15	48	47
1歳児	—	17	16	52	51
2歳児	—	16	15	45	45
実施か所数 (か所)	—	5	5	15	15
差 (②-①)	—	0	0	0	0



6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。そのような幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援や配慮が求められます。

そのため、教育・保育施設等の利用のための諸手続きにかかる外国語対応やスムーズな施設利用の支援に努めます。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

① 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携

子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに応えるため、地域型保育事業者が連携施設を確保し、相互に協力して教育・保育事業を円滑に進めることができるよう、本市が教育・保育施設と地域型保育事業との調整・仲介を行うなど必要な支援を実施します。

② 教育・保育施設と小学校等との円滑な接続の推進

保育所・幼稚園・認定こども園と小・中学校との交流・連携を充実し、幼児期の教育・保育から小・中学校の教育への各段階におけるつまずきや壁を解消し、就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続を推進します。

③ 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

【幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援】

「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた幼児期の質の高い教育・保育を提供することが必要です。

このため、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等、すべての施設・事業所に所属する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等を対象とした合同研修や情報交換等を行い、教育・保育に関する共通理解や専門的技術の向上、人材育成に努めます。

【幼児教育アドバイザーの育成・配置】

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）を育成・配置することにより、公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図ります。



(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支えることにより、すべてのこどもの健やかな育ちをめざします。

また、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、地域のニーズに対応した切れ目のない子育て支援を充実します。その際、障害や生活困窮など社会的支援が必要なこどもが教育・保育を円滑に利用できるように対策を講じます。

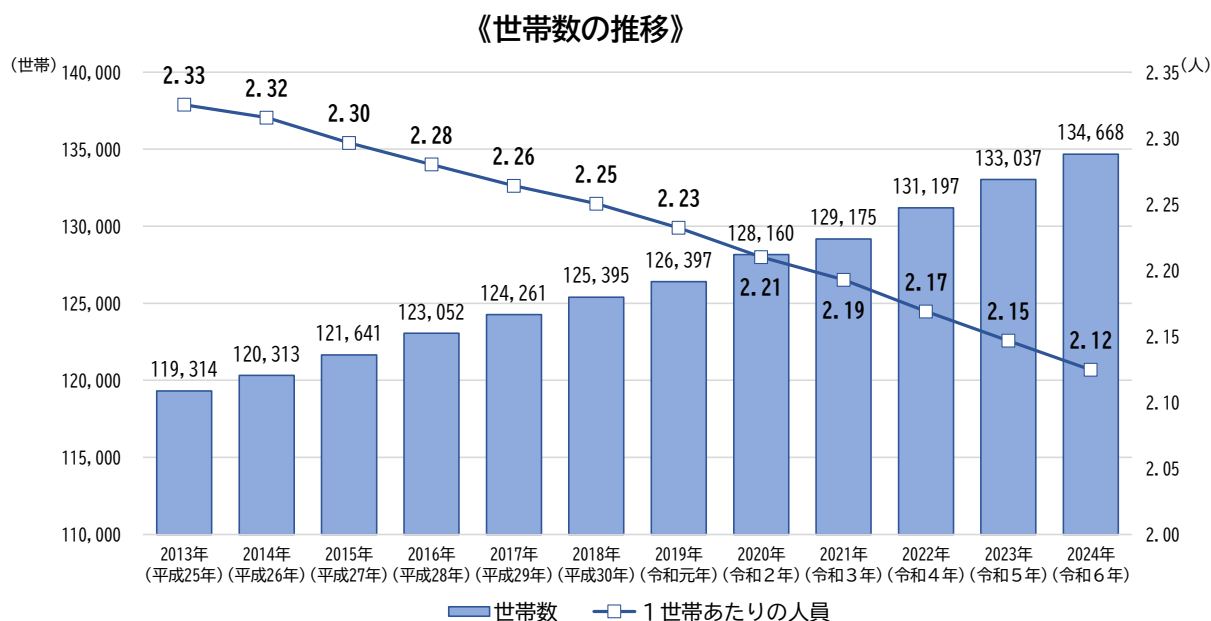
なお、これらの事業の実施にあたっては、「こども育成支援会議」において、事業内容の検討や進行状況の管理を行います。

資料編

1 基礎データ

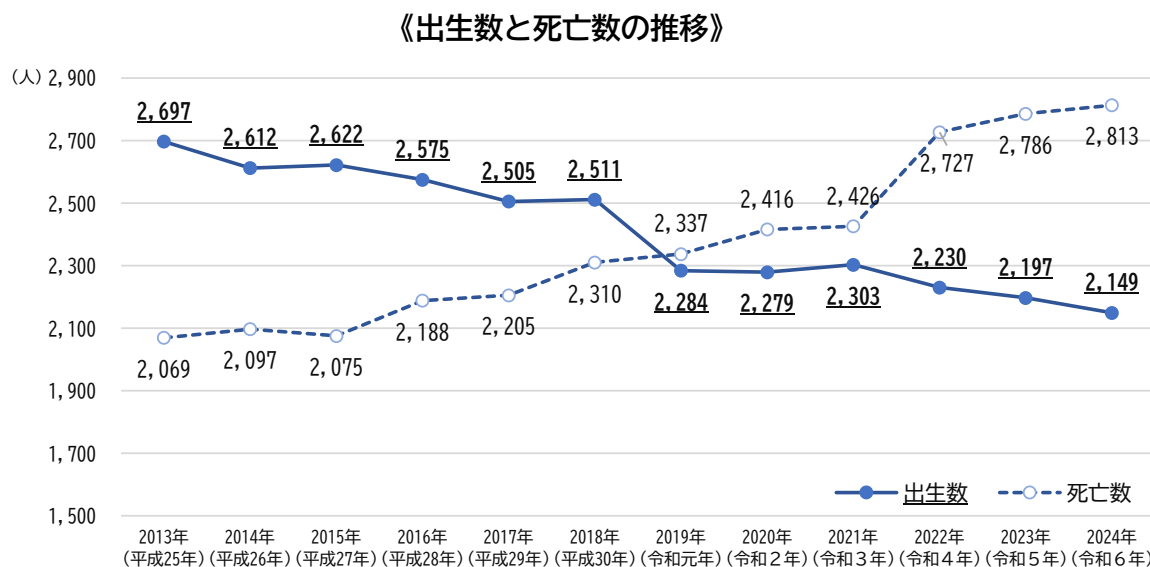
(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、年々増加しており、令和6年（2024年）9月末現在で134,668世帯となっています。緩やかな人口増加に対して世帯数の増加が大きいことから、1世帯あたりの人員は減少傾向となっており、令和6年（2024年）9月末現在で2.12人となっており、核家族化や単身世帯化の進行がうかがえます。



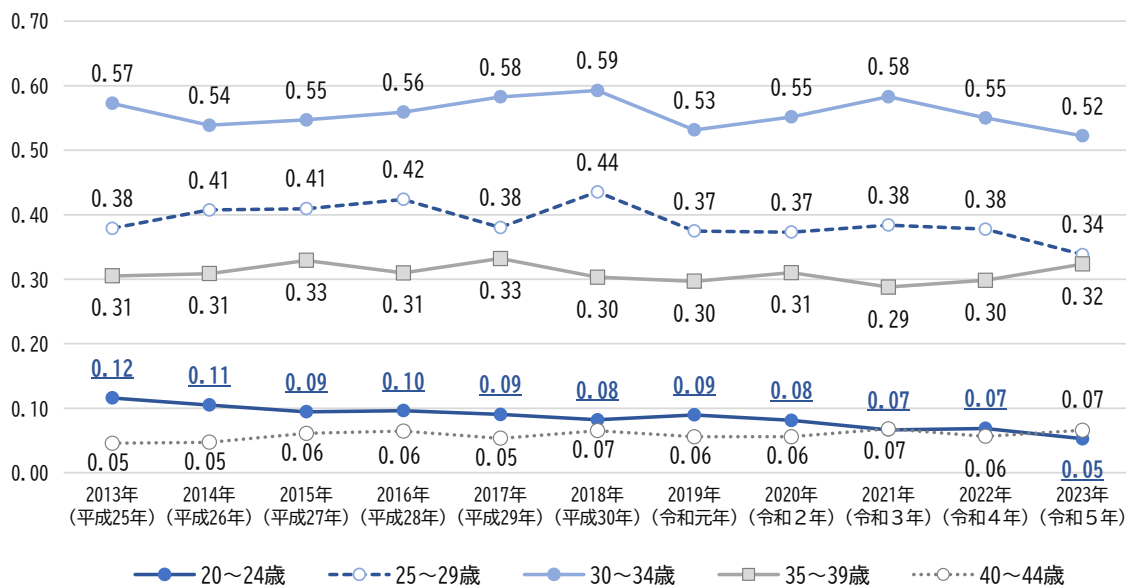
(2) 自然動態

出生数は減少傾向にあるのに対し、死亡数は増加傾向にあります。令和元年（2019年）には死亡数が出生数を上回り、近年では「自然減」となっています。



また、母親の年齢5歳階級別の出生率をみると、概ね横ばい傾向となっているのに対し、20～24歳では低下傾向、35～39歳・40～44歳ではやや上昇傾向となっています。

《母親の年齢5歳階級別出生率の推移》



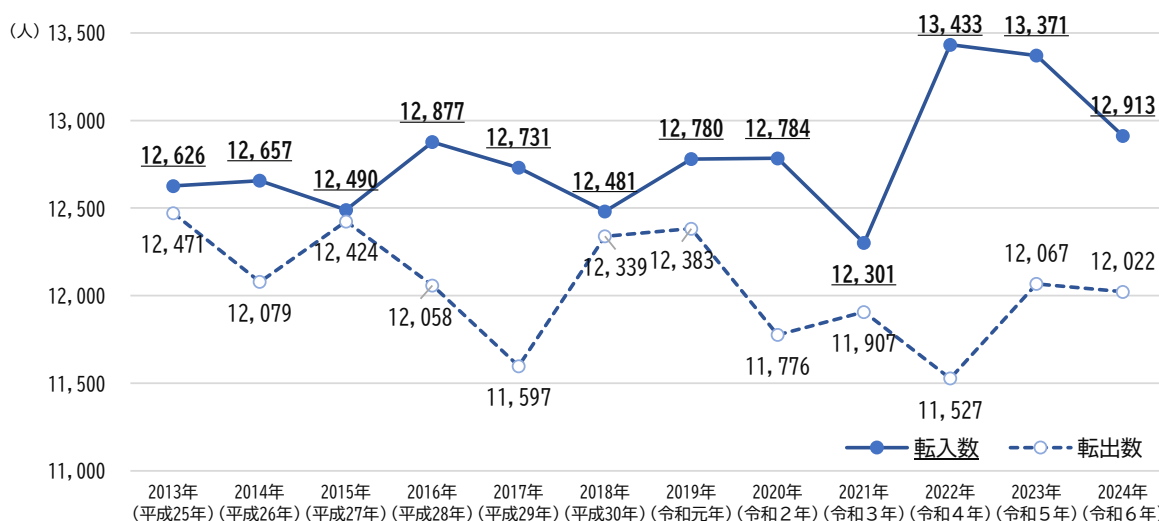
資料：人口動態調査をもとに独自に算出

(3) 社会動態

転入数は、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、令和6年（2024年）は前年に比べ458人減少し、12,913人となっています。

一方、転出数は12,000人前後で推移しており、転入数が転出数を上回る「社会増（人口流入）」が続いています。

《転入数と転出数の推移》



資料：茨木市統計書（各年1月～12月の合計）

(4) 産業別就業構造

茨木市における就業人口を国勢調査でみると、就業者数は、男性は減少傾向にある一方、女性は増加傾向となっており、令和2年(2020年)の総数は124,046人となっています。

産業分類別にみると、男女とも第三次産業の従事者の割合が高く、女性では85.1%を占めています。また、第一次産業に従事する人は極めて少なく、第二次産業は男性の割合が高くなっています。

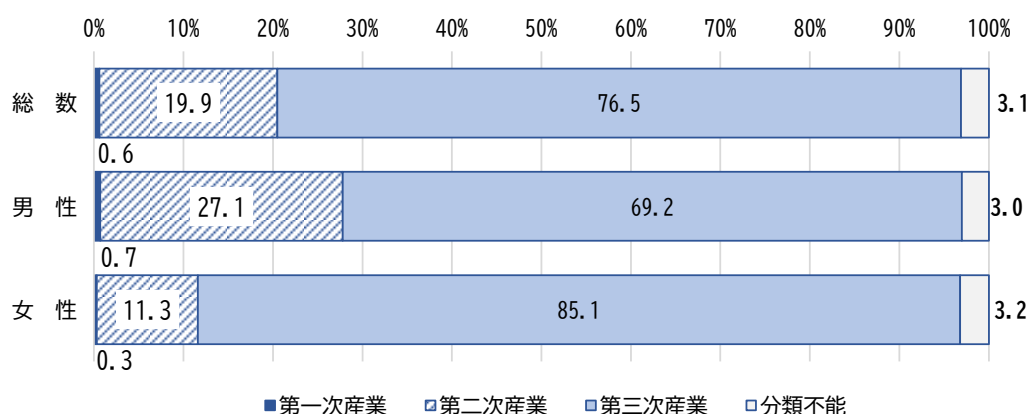
《産業分類別就業人口の推移》

(人)

		合 計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成12年 (2000年)	総 数	127,192	965	33,544	89,710	2,973
	男 性	78,173	624	25,894	50,051	1,604
	女 性	49,019	341	7,650	39,659	1,369
平成17年 (2005年)	総 数	125,758	1,005	29,031	93,271	2,451
	男 性	74,873	637	22,476	50,331	1,429
	女 性	50,885	368	6,555	42,940	1,022
平成22年 (2010年)	総 数	123,012	808	26,418	89,210	6,576
	男 性	71,757	554	20,314	47,100	3,789
	女 性	51,255	254	6,104	42,110	2,787
平成27年 (2015年)	総 数	126,662	736	27,454	91,996	6,476
	男 性	71,700	512	20,934	46,625	3,629
	女 性	54,962	224	6,520	45,371	2,847
令和2年 (2020年)	総 数	124,046	685	24,627	94,901	3,833
	男 性	67,301	487	18,226	46,599	1,989
	女 性	56,745	198	6,401	48,302	1,844

資料：国勢調査・各年10月1日現在

《産業分類別就業人口構成比(2020年(令和2年))》



資料：国勢調査・各年10月1日現在

※第一次産業：農業・林業など、第二次産業：建設業・製造業など、第三次産業：情報通信業・金融業・サービス業など



(5) 事業所数と従業者数の推移

令和3年（2021年）の事業所数および従業者数は、平成26年（2014年）に比べると減少しています。

産業分類別の平成21年（2009年）と令和3年（2021年）の事業所数をみると、ほとんどの業種が減少している中、「農業、林業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療、福祉」は増加しています。従業者数は、「農業、林業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療、福祉」で増加しています。

《産業分類別にみた事業所数と従業者数の推移》

	事業所数（箇所）			従業者数（人）		
	平成21年 （2009年）	平成26年 （2014年）	令和3年 （2021年）	平成21年 （2009年）	平成26年 （2014年）	令和3年 （2021年）
総数	9,809	9,663	8,945	114,228	111,496	107,328
農業、林業	11	10	18	121	233	164
漁業	－	0	1	－	0	1
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	4	5	6	32
建設業	725	688	682	5,783	5,113	5,113
製造業	536	479	430	13,468	11,562	11,086
電気・ガス・熱供給・水道業	17	13	11	286	308	158
情報通信業	68	54	66	991	350	1,387
運輸業、郵便業	361	373	384	12,032	10,543	12,840
卸売業、小売業	2,534	2,339	2,037	25,699	24,506	23,881
金融業、保険業	136	123	112	2,128	3,415	1,959
不動産業、物品賃貸業	1,200	1,254	1,181	4,145	4,117	3,945
学術研究、専門・技術サービス業	338	320	359	3,476	3,728	5,168
宿泊業、飲食サービス業	1,230	1,194	958	10,071	9,007	8,064
生活関連サービス業、娯楽業	786	749	699	4,807	3,880	3,252
教育、学習支援業	427	465	385	6,702	7,459	5,717
医療、福祉	809	990	1,031	13,573	17,828	17,298
複合サービス事業	37	33	33	293	324	308
サービス業（他に分類されないもの）	553	541	554	8,342	6,893	6,955
公務（他に分類されるものを除く）	40	36	－	2,306	2,224	－

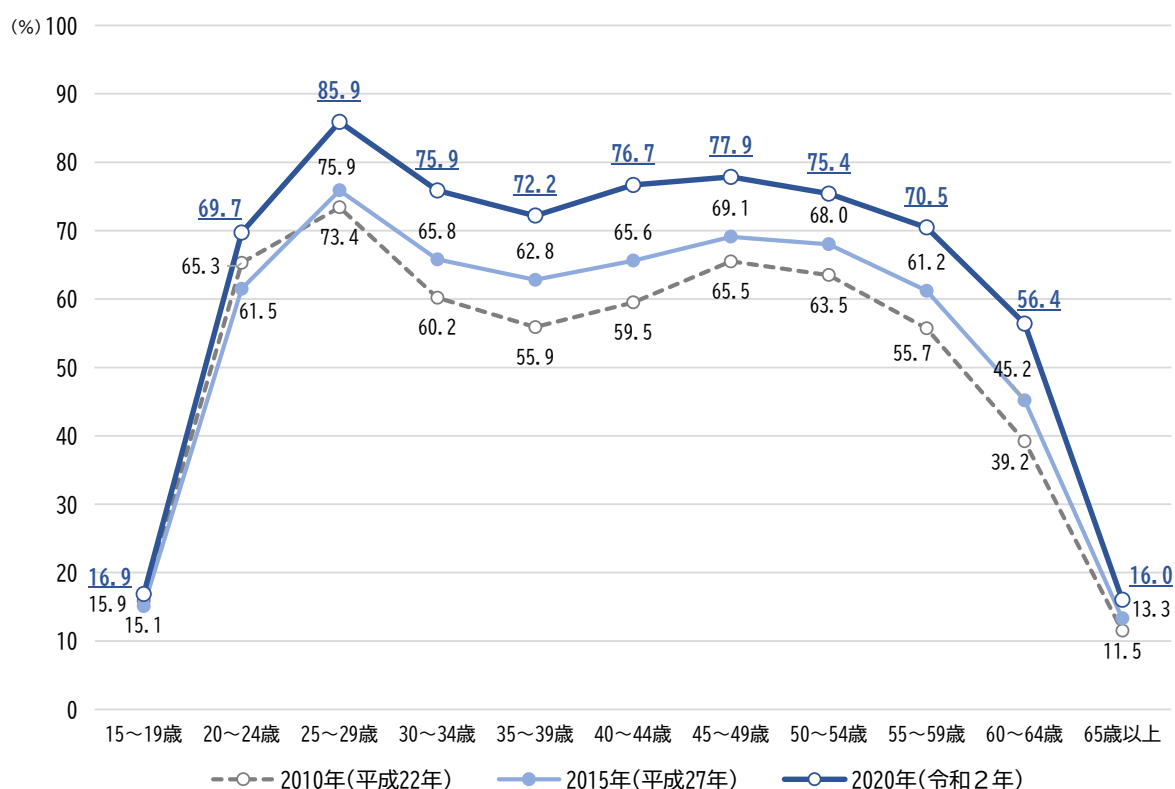
資料：経済センサス－基礎調査結果・各年7月1日現在

(6) 女性の年齢別労働力率

令和2年(2020年)の女性の年齢別労働力率をみると、すべての年齢で平成27年(2015年)に比べ上昇しています。

25～29歳が85.9%で最も高く、35～39歳の割合は72.2%と、M字カーブは緩やかになってきているものの、30歳代前半から後半にかけて低下しています。

《女性の年齢別労働力率》



資料：国勢調査・各年10月1日現在

(7) 本市のこどもに関する施策の現状

① 保育所の設置状況

令和5年度(2023年)の保育所数をみると、認可保育所は公立5か所、私立14か所の計19か所となっています。

特定地域型保育事業については、小規模保育事業が19か所、事業所内保育施設は2か所となっています。

また、平成26年度(2014年度)から設置している待機児童保育室は2か所となっています。

《認可保育所の設置数の推移》

	公立	私立	合計
平成30(2018)年度	5	13	18
令和元(2019)年度	5	14	19
令和2(2020)年度	5	14	19
令和3(2021)年度	5	13	18
令和4(2022)年度	5	13	18
令和5(2023)年度	5	14	19

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※南総持寺保育園を除く

《特定地域型保育事業及び待機児童保育室の設置数の推移》

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成30(2018)年度	19	2	2
令和元(2019)年度	19	2	2
令和2(2020)年度	19	2	2
令和3(2021)年度	19	2	2
令和4(2022)年度	19	2	2
令和5(2023)年度	19	2	2

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

② 保育所の入所状況

【保育所の入所状況の推移】

保育所の入所児童の総数は、令和5年度（2023年度）現在、公立・私立をあわせて2,056人となっており、就学前児童数に占める入所率は14.5%です。入所児童数の内訳をみると、公立は556人で入所率は3.9%、私立は1,500人で同10.6%となっています。

保育所定員に対する在籍率は、公立については各年100%を超えており、近年は、110%前後で推移しています。

《認可保育所の入所状況の推移》

	就学前 児童数 (人)	公立				私立				合計			
		定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成30(2018)年度	15,504	490	552	3.6	112.7	1,190	1,301	8.4	109.3	1,680	1,853	12.0	110.3
令和元(2019)年度	15,189	490	566	3.7	115.5	1,274	1,402	9.2	110.0	1,764	1,968	13.0	111.6
令和2(2020)年度	15,018	490	559	3.7	114.1	1,449	1,544	10.3	106.6	1,939	2,103	14.0	108.5
令和3(2021)年度	14,524	490	556	3.8	113.5	1,389	1,450	10.0	104.4	1,879	2,006	13.8	106.8
令和4(2022)年度	14,281	490	554	3.9	113.1	1,419	1,473	10.3	103.8	1,909	2,027	14.2	106.2
令和5(2023)年度	14,142	490	556	3.9	113.5	1,519	1,500	10.6	98.7	2,009	2,056	14.5	102.3

（各年度4月1日現在）資料：保育幼稚園総務課

※入所率＝入所児童数／就学前児童数、在籍率＝入所児童数／定員

※他市、南総持寺保育園への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

《特定地域型保育事業及び待機児童保育室の入所状況の推移》

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成30(2018)年度	334	22	67
令和元(2019)年度	345	26	67
令和2(2020)年度	348	20	50
令和3(2021)年度	331	23	30
令和4(2022)年度	341	24	52
令和5(2023)年度	351	21	50

（各年度4月1日現在）資料：保育幼稚園総務課

【認可保育所の入所希望者の状況】

平成 28 年度（2016 年度）までは、保育所入所待機児童数が 100 人を超えていましたが、保育所入所定員の拡充のほか、小規模保育事業の充実、市直営の待機児童保育室の設置などにより、令和 2 年度（2020 年度）以降の待機児童数は 0 となっています。

《認可保育所待機児童数の推移》

	待機児童数（人）
平成30(2018)年度	35
令和元(2019)年度	23
令和2(2020)年度	0
令和3(2021)年度	0
令和4(2022)年度	0
令和5(2023)年度	0

資料：大阪府 HP 保育所等利用待機児童数等の状況について（各年 4 月 1 日時点）

③ 幼稚園の状況

幼稚園数は、令和 5 年度（2023 年度）現在、16 か所となっています。園児数は、令和 5 年度（2023 年度）5 月 1 日現在では、1,936 人となっています。

《幼稚園の設置数と園児数の推移》

	設置数（か所）	定員数（人）	園児数（人）
平成30(2018)年度	21	5,130	3,413
令和元(2019)年度	21	5,110	3,245
令和2(2020)年度	20	4,795	2,953
令和3(2021)年度	20	4,795	2,795
令和4(2022)年度	19	4,515	2,409
令和5(2023)年度	16	3,915	1,936

資料：保育幼稚園総務課

※令和 5 年度茨木市公私立幼稚園連絡協議会資料（令和 5 年 5 月 1 日現在）を基に作成

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※幼稚園型認定こども園を除く

④ 認定こども園の状況

認定こども園数は、令和5年度（2023年度）現在、39か所となっています。園児数は年々増加し、令和5年度（2023年度）現在では、5,275人、就学前児童数に占める入所率は37.3%となっています。

《認定こども園の設置数と園児数の推移》

	設置数 (か所)	就学前 児童数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成30(2018)年度	32	15,504	4,334	4,258	27.5	98.2
令和元(2019)年度	32	15,189	4,334	4,427	29.1	102.1
令和2(2020)年度	35	15,018	4,924	4,656	31.0	94.6
令和3(2021)年度	36	14,524	5,117	4,829	33.2	94.4
令和4(2022)年度	37	14,281	5,427	4,957	34.7	91.3
令和5(2023)年度	39	14,142	5,669	5,275	37.3	93.0

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※幼保連携型、幼稚園型及び保育所型を含む
 ※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く
 ※教育認定子ども及び保育認定子どもを含む

⑤ 0～5歳児の状況

※幼稚園：令和5年（2023年）5月1日現在、保育所・認定こども園：令和5年（2023年）4月1日現在

0～5歳児の就園状況は、幼稚園が13.7%、保育所が14.5%、認定こども園が37.3%となっています。

《0～5歳児の状況》

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口	2,216	2,399	2,297	2,325	2,442	2,463	14,142
幼稚園	0	0	0	557	657	722	1,936
	0	0	0	24.0	26.9	29.3	13.7
保育所(園)	160	323	363	413	398	399	2,056
	7.2	13.5	15.8	17.8	16.3	16.2	14.5
認定こども園	264	625	711	1,156	1,283	1,236	5,275
	11.9	26.1	31.0	49.7	52.5	50.2	37.3
その他	34	190	195	3	0	0	422
	1.5	7.9	8.5	0.1	0	0	3.0

(人口は住民基本台帳2023年(令和5年)4月末現在 就園状況は2023年(令和5年)5月1日現在)

資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く
 ※3～5歳児児童数については、令和5年度茨木市公私立幼稚園連絡協議会資料(令和5年5月1日現在)を基に作成
 ※認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型及び保育所型に在籍する教育認定子ども及び保育認定子どもを含む
 ※百分率は小数点第2位を四捨五入にしているため、比率の合計が100%にならない場合がある

⑥ 小中学校の状況

小学校児童数は、令和５年度（２０２３年度）現在 １５，７８９ 人で、学級数は ６７１ 学級となっています。

中学校生徒数は令和５年度（２０２３年度）現在 ７，６０５ 人で、学級数は ２６１ 学級となっています。

不登校者数は、令和４年度（２０２２年度）は ６５７ 人で、市内全児童生徒数に占める不登校者数の割合は ２．７７ となっています。

学童保育室は、令和５年度（２０２３年度）現在、小学校 ３０ 校に設置している公立の学童保育室のほか、１１ か所の民間学童保育室（放課後児童健全育成事業所）があり、在籍児童数は ３，１２３ 人で年々増加しています。

放課後子ども教室は、令和５年度（２０２３年度）現在、３２ 校開設しており、開設延日数は ２，０６６ 日、延参加者数は ２６１，３１８ 人と利用増が続いています。

《小学校児童数、学級数》

	児童数 (人)	学級数
平成 30(2018)年度	16,502	695
令和元(2019)年度	16,431	697
令和 2 (2020)年度	16,290	703
令和 3 (2021)年度	16,109	698
令和 4 (2022)年度	16,064	701
令和 5 (2023)年度	15,789	671

《中学校生徒数、学級数》

	生徒数 (人)	学級数
平成 30(2018)年度	7,635	272
令和元(2019)年度	7,538	270
令和 2 (2020)年度	7,520	269
令和 3 (2021)年度	7,647	271
令和 4 (2022)年度	7,612	265
令和 5 (2023)年度	7,605	261

（各年度 5 月 1 日現在） 資料：学校基本調査（学務課）

《不登校者数の推移》

	不登校者数(人)	市内全児童生徒数 に占める不登校者 数の割合（％）
平成30(2018)年度	261	1.08
令和元(2019)年度	415	1.73
令和 2 (2020)年度	441	1.85
令和 3 (2021)年度	508	2.13
令和 4 (2022)年度	657	2.77
令和 5 (2023)年度	772	3.29

（各年度 3 月末現在） 資料：茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価報告書（学校教育推進課）

《学童保育室の状況》（民間含む）

	施設数	支援の単位数	児童数（人）
平成30(2018)年度	35	73	2,593
令和元(2019)年度	38	78	2,782
令和2(2020)年度	39	80	2,818
令和3(2021)年度	41	83	2,879
令和4(2022)年度	42	86	2,968
令和5(2023)年度	41	87	3,123

（各年度5月1日現在） 資料：学童保育課

《放課後子ども教室の状況》

	施設数	支援の単位数	児童数（人）
平成30(2018)年度	32	2,664	309,387
令和元(2019)年度	32	2,562	309,062
令和2(2020)年度	32	0	0
令和3(2021)年度	32	200	27,785
令和4(2022)年度	32	1,167	140,672
令和5(2023)年度	32	2,066	261,318

（各年度3月末現在） 資料：社会教育振興課

⑦ 障害児療育の状況

児童発達支援事業すくすく親子教室の利用回数は、コロナ禍で一時期減少しましたが、令和3年度（2021年度）より増加傾向にあります。相談件数に大きな変動はありません。

あけぼの学園の在籍数は60人程度で推移しています。

障害児通所支援のうち、放課後等デイサービスの利用者数は平成30年度（2018年度）に比べ約1.5倍に増加しています。

《児童発達支援事業すくすく親子教室》

	利用回数(回)	相談件数(件)
平成30(2018)年度	4,221	189
令和元(2019)年度	4,225	175
令和2(2020)年度	3,444	147
令和3(2021)年度	3,595	207
令和4(2022)年度	5,137	189
令和5(2023)年度	3,942	170

（各年度3月末現在） 資料：発達支援課

《あけぼの学園》

	児童発達支援センター あけぼの学園在籍数(人)
平成30(2018)年度	57
令和元(2019)年度	62
令和2(2020)年度	63
令和3(2021)年度	63
令和4(2022)年度	63
令和5(2023)年度	64

（各年度3月末現在） 資料：発達支援課

《障害児通所支援》

(人)

	医療型児童 発達支援	児童発達 支援	放課後等デイサービス				合計
	未就学児童	未就学児童	小学生	中学生	高校生	小計	
平成30(2018)年度	90	540	461	137	98	696	1,326
令和元(2019)年度	77	514	498	148	98	744	1,335
令和2(2020)年度	71	514	563	144	122	829	1,414
令和3(2021)年度	68	573	646	155	119	920	1,561
令和4(2022)年度	75	663	718	183	119	1,020	1,758
令和5(2023)年度	81	746	817	211	116	1,144	1,971

（各年度3月末現在） 資料：発達支援課

⑧ 母子保健事業の状況

【妊婦・乳幼児健康診査の受診状況】

乳幼児の健康診査の受診率は4か月児、1歳8か月児ともにここ数年は97%以上の受診率となっています。3歳6か月児については、いずれの年度も乳児に比べるとやや低くなっています。

歯科健診については、一次健診として1歳8か月児、2歳3か月児、3歳6か月児に対し実施しており、また、2歳3か月児の歯科健診後の要注意者には、2歳5か月児に対し予防健診事業を実施しています。受診率をみると、令和4年度（2022年度）は、2歳3か月児は70.5%、2歳5か月児は41.2%（委託医療機関での実施）となっています。

《妊婦・乳幼児健康診査の受診状況の推移》

	妊婦一般 受診数（人）	乳児一般 受診数（人）	乳児後期 受診数（人）
平成30(2018)年度	30,725	2,204	2,343
令和元(2019)年度	29,662	2,018	2,320
令和2(2020)年度	28,337	1,956	2,189
令和3(2021)年度	28,564	2,070	2,075
令和4(2022)年度	27,300	1,984	2,204
令和5(2023)年度	26,655	1,940	2,158

資料：子育て支援課

	対象数 (人)	4か月 受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	1歳8か月 受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	3歳6か月 受診数 (人)	受診率 (%)
平成30年度 (2018年度)	2,562	2,481	96.8	2,510	2,454	97.8	2,674	2,578	96.4
令和元年度 (2019年度)	2,120	2,059	97.1	2,329	2,224	95.5	2,392	2,293	95.9
令和2年度 (2020年度)	2,773	2,328	84.0	2,341	2,181	93.2	2,376	2,174	91.5
令和3年度 (2021年度)	2,318	2,236	96.5	2,129	2,067	97.1	2,567	2,408	93.8
令和4年度 (2022年度)	2,305	2,253	97.7	2,715	2,657	97.9	2,656	2,475	93.2
令和5年度 (2023年度)	2,230	2,191	98.3	2,389	2,324	97.3	2,395	2,260	94.4

（対象数：各年度4月1日現在） 資料：子育て支援課

《幼児歯科健診の受診状況の推移》

	2歳3か月児		2歳5か月児（2.3歳児）	
	実績（人）	受診率（%）	実績（人）	受診率（%）
平成30(2018)年度	2,246	86.4	533	71.4
令和元(2019)年度	1,985	85.8	467	74.7
令和2(2020)年度	964	74.2	215	76.0
令和3(2021)年度	1,465	71.6	306	67.4
令和4(2022)年度	2,853	70.5	399	41.2
令和5(2023)年度	1,809	81.0	556	81.9

資料：子育て支援課

【母子保健指導の実施状況】

令和5年度(2023年度)の保健指導の実施状況をみると、母子健康手帳の交付が延べ2,292件、訪問指導が延べ3,825件となっています。

訪問指導の延訪問件数3,825件のうち乳児が延べ1,621件と最も多くなっています。

また、健康教室では、妊婦やその夫を対象にした「パパ&ママクラス(両親教室)」は、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定員数を減らして年度途中から実施し、令和3・4年度(2021・2022年度)はオンライン講座として実施しています。また、乳幼児をもつ保護者を対象にした離乳食講習会についても受け入れ人数を制限して実施しましたが、令和4年度(2022年度)からは徐々に増やして実施しています。

《母子保健指導の実施状況の推移》

	母子健康手帳の 交付	訪問指導
平成30(2018)年度	2,476	5,921
令和元(2019)年度	2,444	5,198
令和2(2020)年度	2,382	2,347
令和3(2021)年度	2,368	2,429
令和4(2022)年度	2,281	3,221
令和5(2023)年度	2,292	3,825

資料：子育て支援課

《保健相談(随時)件数の推移》

	面接(件)	電話(件)
平成30(2018)年度	180	1,147
令和元(2019)年度	539	7,449
令和2(2020)年度	696	7,252
令和3(2021)年度	742	4,974
令和4(2022)年度	1,316	6,592
令和5(2023)年度	1,308	3,802

資料：子育て支援課

《訪問指導の内訳》

	延訪問 件数	内訳(件)						
		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他
平成30(2018)年度	5,921	174	766	195	168	2,697	1,784	137
令和元(2019)年度	5,198	143	739	159	111	2,315	1,643	88
令和2(2020)年度	2,347	101	534	85	119	1,002	474	32
令和3(2021)年度	2,429	98	528	115	96	1,080	507	5
令和4(2022)年度	3,221	40	694	130	75	1,468	809	5
令和5(2023)年度	3,825	58	866	157	117	1,621	1,003	3

資料：子育て支援課

《健康教室の実施状況の推移》

	パパ＆ママ クラス 延数 (件)	離乳食講習会		幼児食 講習会 延数 (件)
		ごっくん 延数 (件)	かみかみ 延数 (件)	
平成 30(2018)年度	940	557	226	144
令和元(2019)年度	983	444	222	138
令和 2 (2020)年度	131	152	69	41
令和 3 (2021)年度	305	142	74	46
令和 4 (2022)年度	457	202	113	73
令和 5 (2023)年度	478	376	168	102

資料：子育て支援課

【予防接種】

乳幼児、児童の感染症に対する抵抗力を高めるため、各種予防接種を委託医療機関、こども支援センター等で実施しています。

●予防接種の被接種者数の推移

(人)

	ヒブ	小児用肺炎球菌	4種混合	3種混合	2種混合	日本脳炎	ポリオ	麻しん・風しん混合	麻しん	風しん	BCG	水痘	B型肝炎	子宮頸がん予防	ロタ
平成 30(2018)年度	9,820	9,847	10,002	2	2,025	11,993	44	5,058	2	0	2,518	4,812	7,367	17	—
令和元(2019)年度	9,040	9,275	9,427	2	1,962	11,237	5	4,740	0	0	2,258	4,639	6,773	54	—
令和 2 (2020)年度	9,394	9,190	9,344	1	2,034	10,931	4	4,875	0	0	2,354	4,671	6,880	393	1,929
令和 3 (2021)年度	9,009	8,996	8,953	0	1,941	6,860	0	4,695	0	0	1,860	4,301	6,650	1,502	4,572
令和 4 (2022)年度	8,888	8,895	8,836	0	1,801	10,554	1	4,682	0	0	2,165	4,333	6,599	3,322	4,441
令和 5 (2023)年度	8,658	8,669	9,326	0	1,815	9,141	0	4,561	0	0	2,234	4,456	6,479	4,468	4,336

資料：子育て支援課

- 注：1) 4種混合はジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ、3種混合はジフテリア・破傷風・百日せき、2種混合はジフテリア・破傷風です。
- 2) ポリオは、平成24年9月に生ワクチンを2回接種から不活化ワクチンの4回接種に変更になりました。
- 3) 令和元年度のB型肝炎に長期療養による接種者4人を含みます。
- 4) 令和元年度のBCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎に長期療養による接種者各1人を含みます。
- 5) 令和2年度のB型肝炎に長期療養による接種者4人を含みます。
- 6) 令和2年度のヒブ、B型肝炎、4種混合、水痘に長期療養による接種者各2人を含みます。
- 7) 令和2年度の麻しん・風しん混合に長期療養による接種者1人を含みます。
- 8) 令和3年度のB型肝炎、水痘に長期療養による接種者各2人を含みます。
- 9) 令和3年度のヒブ、4種混合、麻しん・風しん混合に長期療養による接種者各1人を含みます。
- 10) 令和4年度のB型肝炎、水痘に長期療養による接種者各2人を含みます。
- 11) 令和4年度のヒブ、4種混合、麻しん・風しん混合に長期療養による接種者各1人を含みます。
- 12) 令和5年度の麻しん・風しん混合に長期療養による接種者3人を含みます。
- 13) 令和5年度のヒブ、4種混合、日本脳炎、BCG、水痘、B型肝炎、に長期療養による接種者各2人を含みます。
- 14) 令和5年度の小児用肺炎球菌に長期療養による接種者1人を含みます。

⑨ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員は児童委員を兼ねており、令和5年度（2023年度）現在で359人となっています。子育て・母子保健、こどもの地域生活、こどもの教育・学校生活関係をあわせた相談件数は令和5年度（2023年度）で1,421件となっており、前年度（1,812件）に比べ391件減少しています。

《民生委員・児童委員の活動状況》

	民生委員・ 児童委員数（人） （4月1日現在）	相談指導件数（延べ件数）				
			子育て・ 母子保健 （件）	こどもの地域 生活 （件）	こどもの教育 ・学校生活 （件）	計 （件）
平成30年度 （2018年度）	385	13,215	253 8.7%	1,625 55.8%	1,033 35.5%	2,911 100.0%
令和元年度 （2019年度）	384	10,766	179 7.1%	1,550 61.3%	799 31.6%	2,528 100.0%
令和2年度 （2020年度）	378	10,038	125 7.5%	1,221 73.3%	319 19.2%	1,665 100.0%
令和3年度 （2021年度）	380	10,122	125 6.4%	1,227 63.2%	590 30.4%	1,942 100.0%
令和4年度 （2022年度）	379	9,688	119 6.6%	919 50.7%	774 42.7%	1,812 100.0%
令和5年度 （2023年度）	359	7,771	188 13.2%	653 46.0%	580 40.8%	1,421 100.0%

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある 資料：地域福祉課

⑩ 児童虐待の状況

児童虐待の通告件数は、この2年間は700件超となっています。

《児童虐待通告件数の推移》

	通告件数（件）	台帳管理件数（件）
平成30（2018）年度	660	600
令和元（2019）年度	639	548
令和2（2020）年度	690	560
令和3（2021）年度	754	704
令和4（2022）年度	716	639
令和5（2023）年度	919	567

資料：子育て支援課



2 こども・若者の意見聴取

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、こども・若者の当事者や子育て支援関係者等から市の取り組み施策等において何に課題を感じているかを把握するため、令和6年（2024年）7月にワークショップやヒアリング調査を実施しました。ここでは、ユースプラザでのヒアリング内容について整理します。

■実施対象機関

- ・ユースプラザ EAST「ちょい（choi）」
- ・ユースプラザ WEST「いばらき LOBBY」
- ・ユースプラザ SOUTH「ぱーちスペース」
- ・ユースプラザ NORTH「プラザ・あい」
- ・ユースプラザ CENTER「エント」

■意見とりまとめ

《テーマ1》家族以外の日常生活でのちょっとした悩みごとの相談先（解消・解決方法）	
相談相手	○相談内容によって相談相手を変える ○ユースプラザのスタッフ ○学校の先生 ○友だち（学校、塾などの習い事など） ○ユースプラザの利用者同士 ○放課後等デイサービス、学童のスタッフ ○いのち愛ゆめセンター ○恋人（彼氏、彼女）
解消・解決方法	○自分で解決する、自分で解消する。 ○家族に話す。 ○スクールカウンセラーは常駐してないので、会う機会が少なく、あまり相談しない。 ○電話相談は使ったことはない ○SNSなどの回答は少なく、顔の見える相手が多い。

《テーマ2》茨木市について「こうなったらいいなあ、こんなものがほしいなあ」と思うこと	
居場所・遊び場	○マンションが増えているので、みどりを増やしてほしい。 ○大きな本屋さんがほしい。 ○図書館を増やしてほしい。特に漫画が置いている図書館を増やしてほしい。 ○文化的な施設やサブカルチャーに関する施設が少ない。 ○BMXパークやトレイルライド（自然の中を走る）ができる場所を整備してほしい。 ○ジム公園をつくってほしい。
生活環境（道路・交通）	○外灯が少ない。あっても、夜の一定時間になると消えるので暗い。 ○信号を増やしてほしい。 ○駐輪場を整備してほしい。 ○自転車レーンを増やしてほしい。青いラインがあるだけで安心感がある。 ○道路を整備した上で、交通ルールを徹底してほしい（交通ルールを守る文化の醸成）。 ○歩道を歩く人のマナーを改善してほしい。 ○バス専用レーンを整備してほしい（バスによる渋滞を解消してほしい）。 ○電気自動車（自動車、バス）を増やして人が集まる都市にしてほしい。 ○公共交通の充実（バス便数の増加、乗車料金の低減など）。 ○新しい交通手段が茨木市発でできるといい。

その他にも多くの意見をいただきました。今後の茨木市の「こども・若者まんなか社会」づくりに向けて参考にさせていただきます。



3 茨木市こども育成支援会議条例

平成 25 年 9 月 27 日 茨木市条例第 37 号

(設置)

第 1 条 本市における子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茨木市こども育成支援会議(以下「こども会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 こども会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項第 3 号及び第 5 号において「法」という。)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援行動計画その他次世代育成支援対策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第 3 条 こども会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) 事業主又は事業主の推薦する者
- (5) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に従事する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 こども会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、こども会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 こども会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 こども会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 こども会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第 8 条 こども会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども会議の運営について必要な事項は、会長がこども会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(茨木市附属機関設置条例の一部改正)

2 茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)の一部を次のように改正する。
別表市長の附属機関の表茨木市次世代育成支援推進協議会の項を削る。

(茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例(平成21年茨木市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「次世代育成支援推進協議会委員」を「こども育成支援会議委員」に改める。

附 則(令和5年条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



4 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和5年 8月23日	令和5年度 第1回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第5期)策定に向けたアンケート調査について
10～12月	アンケート調査の実施	市内の就学前児童及び小学生児童の保護者、小学校高学年、中学生、高校生、若者(19～39歳)、事業所を対象に実施
10月27日	令和5年度 第2回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第5期)策定に向けたアンケート調査について (2) 次世代育成支援行動計画(第4期)実施状況報告について
11月15日	令和5年度 第3回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第4期)実施状況報告について
令和6年 3月18日	令和5年度 第4回 茨木市こども育成支援会議	(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員(確認) (2) 次世代育成支援行動計画(第5期)策定に向けたアンケート調査 (3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 (4) 教育・保育提供区域 (5) 「量の見込」の算出 (6) 次世代育成支援行動計画(第5期)骨子(案) (7) 次世代育成支援行動計画(第4期)施策(事業)評価シート、次世代育成支援行動計画(第5期)目標設定シート(案) (8) 次世代育成支援行動計画(第5期)統計データ・資料 (9) 答申書(案)の作成
7月11日	令和6年度 第1回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第4期)の概要説明 (2) 「量の見込み」の算出について (3) 次世代育成支援行動計画(第5期)の構成案について
9月20日	令和6年度 第2回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第4期)実施状況報告について
9月24日	令和6年度 第3回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第4期)実施状況報告について
10月15日	令和6年度 第4回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第5期)の素案「第4期評価」及び「施策の展開」について

年月日	会議・調査等	概要
12月20日	令和6年度 第5回 茨木市こども育成支援会議	(1) 次世代育成支援行動計画(第5期)《案》について
1月20日～ 2月14日	パブリックコメントの実施	
3月19日	令和6年度 第6回 茨木市こども育成支援会議	



5 茨木市こども育成支援会議委員名簿

令和6年（2024年）4月30日まで

区分	所属団体等	役職等	氏名
市民			五 寶 美奈子
	就学後から18歳未満の子どもの保護者		前 田 真 理
	放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者		安 原 敦 代
学識経験者	関西大学	准教授	福 田 公 教
保護者	つどいの広場利用者		森 一 博
	茨木公立保育所保護者会連絡会		余 田 真 美
	茨木市私立保育園・ 私立認定こども園保護者		村 上 雄 亮
	茨木市PTA協議会（幼稚園）		福 井 真 希
	茨木市私立幼稚園保護者		西 畑 沙矢子
	茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会		久 保 哲 也
	茨木市PTA協議会（小・中学校）		石 井 顕 太
事業主又は事業主 の推薦する者	（株）西川印刷所		西 川 幸 子
子ども・子育て 支援に従事する者	茨木つどい連絡協議会 （子育て支援事業 さんさんひろば）	代表	深 見 きよみ
	茨木市社会福祉協議会 （水尾地区福祉委員会子育てサロン）	水尾地区福祉 委員	樽 井 美貴子
	茨木市私立保育園連盟	会長	三 角 智 昭
	茨木市私立幼稚園連合会	茨木高美幼稚 園園長	北 野 圭 子
	児童養護施設 救世軍希望館	館長	畑 瀬 剛
	放課後子ども教室代表者連絡会	議長	西 村 智 子
	茨木市民生委員児童委員協議会	監事兼主任 児童部会長	下田平 敬 子
	茨木市青少年指導員連絡協議会	副会長	濱 園 明 洋

令和7年（2025年）3月 現在

区分	所属団体等	役職等	氏名
市民			五 寶 美奈子
	就学後から18歳未満の子どもの保護者		前 田 真 理
	放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者		安 原 敦 代
学識経験者	関西大学	教授	福 田 公 教
保護者	つどいの広場利用者		森 一 博
	茨木公立保育所保護者会連絡会		中 谷 真 理
	茨木市私立保育園・ 私立認定こども園保護者		村 上 雄 亮
	茨木市PTA協議会（幼稚園）		柴 田 真那美
	茨木市私立幼稚園保護者		山 本 美 帆
	茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会		久 保 哲 也
	茨木市PTA協議会（小・中学校）		津 村 千 穂
事業主又は事業主 の推薦する者	（株）西川印刷所		西 川 幸 子
子ども・子育て 支援に従事する者	茨木つどい連絡協議会 （子育て支援事業 ふくろうひろば）	代表	古 川 有 里
	茨木市社会福祉協議会 （水尾地区福祉委員会子育てサロン）	水尾地区福祉 委員	樽 井 美貴子
	茨木市私立保育園連盟	会長	三 角 智 昭
	茨木市私立幼稚園連合会	茨木高美幼稚 園園長	山 田 純 子
	児童養護施設 救世軍希望館	館長	畑 瀬 剛
	放課後子ども教室研究会	議長	川 西 一 一
	茨木市民生委員児童委員協議会	監事兼主任 児童部会長	下田平 敬 子
	茨木市青少年指導員連絡協議会	副会長	濱 園 明 洋



6 用語解説

用語		解説	ページ
い	茨木市国際親善都市協会	茨木市と姉妹並びに友好都市及びその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上に努め、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進を図り、市民福祉の向上と世界平和に寄与することを目的とした民間団体のこと。	65
	茨木市国際親善都市協会 青少年活動室	市内の青少年に英語に親しむ機会を提供することによって、国際社会に対応した青少年の育成に資することを目的とした同協会内の団体のこと。	65
	いばらきジェンダー平等 プラン	ジェンダー平等の実現を踏まえ、持続可能でかつ国際社会に調和した社会の実現に向けて、性別にかかわらず、一人ひとりの「幸せ」がかなうまちいばらきをめざして、市の施策の方向と推進のための方策を明らかにした計画のこと。	3
	茨木市総合計画	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。	3
	茨木市多世代近居・同居 支援補助制度	多世代が支え合って暮らせるまちづくりを促進し、本市への定住を図ることを目的に、市外在住者のうち多世代が市内で近居又は同居するため住宅を取得するもの及び同居するため住宅のリフォーム工事を行うものに対し、補助金を交付する制度。	20
	茨木市特定事業主行動計 画	次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体が策定する計画で、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために策定する計画のこと。	82
	いばらき版ネウボラ	こども支援センターを中核とした妊娠期からの子育てを切れ目なく支えるための新たな相談支援体制。	19
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関と連携し、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。	25
	インクルーシブ	「Inclusive」「包み込むような／包摂的な」を意味する。	37
	インクルージョン	「inclusion」直訳で「包括」「包含」「包摂」などを意味する。	70
え	ウエルビーイング	「well-being」身体的、精神的、社会的に満たされている状態を指す言葉。心身が健康であるだけでなく、社会的にも良好であることを意味する。	2
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのこと。	12
お	MR	麻疹風しん混合ワクチン。第2期は小学校入学の前年（通常、幼稚園、保育所児の最年長児）1年間に1回接種する。	49
	おにクル	「育てる広場」をキーコンセプトとした、ホールや図書館、子育て支援、市民活動センター、プラネタリウムなど、多くの機能が入る文化・子育て複合施設。 （所在地：駅前三丁目9番45号）	15
	オレンジリボンキャンペー ン	児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広め、市民の児童虐待問題における関心と理解を深めるための啓発活動。	72



用語		解説	ページ
か	学校版S A T出前講座	栄養バランスについて楽しく学べる食事診断S A Tシステムを使った出前講座。実物大の食品サンプルを選びセンサーボックスに乗せるだけで、組み合わせた献立や食品の栄養価がモニター画面で確認できるシステム。	56
	上中条青少年センター	市内在住・在学・在勤の青少年や青少年の育成を図る目的で青少年対象の事業を実施する団体などが利用できる。主催事業はこどもセミナー、観劇会などがあり、個人では自習目的の学習室や友達と集う場としてラウンジが利用できる。 (所在地：上中条二丁目11-22)	23
こ	口腔保健	日常生活の中で歯科疾患予防に向けた取組。歯と口の健康を保つことは、健康で質の高い生活を営む上で、重要な役割を果たしている。	48
	合計特殊出生率	女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したもの。一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当する。	7
	子育て・親育ち	地域社会で子育てを行いながら、こどもだけでなく、親も一緒に育っていくという考え方のこと。	37
	子育てサロン	主に0～3歳の未就園・未就学児とその親が、地域の中で活動を通じて子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支え合う場のこと。地区福祉委員会の福祉委員を中心としたボランティアが見守る中、おもちゃで遊んだり、保護者同士でお話をしたり、自由に過ごすことができる。地区によっては、保健師による相談もしている。申し込みは不要。	20
	子育てハンドブック	子育て中のサービスやお出かけ先、各種相談先、子育てに関する施設の情報等を掲載した本市の子育て情報誌。	52
	ごっくんクラス	生後4～5か月児の保護者を対象とした離乳食講習会。およそ生後5～8か月頃の離乳食についての講義、試食を行う。	49
	こども医療でんわ相談	「#8000」。子どもの健康や医療に関する相談を受けることができる無料の電話サービス。	20
	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、市町村に対し設置について努めることと規定された。）	15
	子ども・子育て関連3法	次の3法のこと。 ○子ども・子育て支援法 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	1
	こども・子育て支援事業債	地方公共団体が「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度に創設された。	4



用語		解説	ページ
	こども支援センター	妊娠・出産・子育てに関する総合相談をワンストップで提供するとともに、子育てに関する情報やサービスの提供及びコーディネート等子育て支援事業や児童虐待相談・対応、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児の健康診査・保健指導、健康教育等の母子保健事業を行う。 (所在地：おにクル(駅前三丁目9番45号)内) 19	19
	こども食堂	地域でこどもに家庭的な雰囲気のある食事、学習、交流の場を安価で提供する取組。	22
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの現在と将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困対策を総合的に推進するために制定された法律《令和元年(2019年)一部改正》。	2
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困を解消するための基本理念と国等の責務を定め、教育、生活、就労、経済的支援などの施策を定めた法律。 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の令和6(2024)年改正に伴い、法律名称が改められた。	2
	子ども・若者育成支援推進法	教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援対策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを主な目的とした法律。ニートやひきこもり等に対して関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色となっている。	3
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法に基づき、作成することとされた計画のこと。(努力義務)	3
	子ども・若者自立支援センター	社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者とその保護者に対し、相談支援を行う専門機関のこと。	24
し	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職のこと。	22
	自己有用感	他人の役に立った、他人に喜んでもらった、人から認められたというような、自分と他者(集団や社会)との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。	65
	次世代育成支援対策推進法	国の少子化対策の一環として、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めている。	2
	児童福祉週間	こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間と定めている。	28
	児童扶養手当	18歳到達年度末日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童で、父母の離婚により父または母と生計を同じくしていない児童や、一定の障害のある父または母をもつ児童を養育している母、父または父母に代わって養育している人を対象に、年6回(奇数月)支給される。	42



用語		解説	ページ
	若年無業	就学・就労していない、また職業訓練も受けていない若者（15～39歳）を意味する用語。	24
	小1の壁	主に、共働きやひとり親世帯において、こどもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなることを表す言葉。親の退社時間までこどもを預けられる施設が見つからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じている。	32
	障害者相談支援センター	障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な相談・支援を行う窓口のこと。	28
	小規模保育事業所	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業のこと。	50
	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、作成することとされた計画のこと。（努力義務）	3
	心理判定員	障害の早期発見や対応のための助言等、児童の自立のために心理学的な見地からの援助を行う専門職のこと。	53
す	スクールエンパワーメント推進校	大阪府教育委員会が実施する事業で、こどもたちの主体的な学びを育み、すべてのこどもたちの学力を向上させることを目的に行われている。	22
	スクールカウンセラー（SC）	いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職のこと。	22
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	学校を拠点に、不登校や学校における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち活動する専門職のこと。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を行う。	22
	スマイルオフィス	障害者や生活困窮者等を市の臨時職員として短期雇用し、就労支援を行い、一般就労をめざす取組のこと。	75
そ	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。	22
	相対的貧困率	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合のこと。	33
た	多世代交流センター	地域の交流、活動の場として高齢者及び子ども世代が利用できる施設。	23
ち	地域子育て支援センター	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行うとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を行う地域の子育て支援施設。	15
	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。	28



用語		解説	ページ
つ	次なる茨木ミーティング	対話を重視したまちづくりを進めるため実施している意見交換会。市内の中学生・高校生・大学生とのミーティングやタウンミーティングを実施している。	28
	つどいの広場	子育て家庭の親とそのこどもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する地域の子育て支援施設。	15
て	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者間、恋人間など親密な関係にある（又はあった）者から受ける暴力のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含む。DVは犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害である。	22
	デートDV	恋人など交際相手（または元交際相手）からの暴力のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、人前で馬鹿にしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。	22
	適応指導教室	心理的、情緒的原因又は発達課題等によって登校できない状況にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助することを目的として設置する教室のこと。	26
	出前講座	市民等が聞きたい、知りたいと思う市の事業や施策について、市の職員が市民等が集まる場所に出向き、専門的な話をする講座のこと。	22
と	特定地域型保育事業	3歳未満の少人数の子どもを保育する、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4事業のこと。	4
に	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。	1
ひ	ひきこもり	厚生労働省の定義では、「さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」とされている。近年、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になっており、社会問題化している。	24
	ひとり親自立支援員	ひとり親に対し、生活全般の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援などを行う専門員。	25
	貧困率	世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合のこと。一般には、相対的貧困率のことで、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいい、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。	33
ふ	ブックスタート	赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心がふれあうひとときを持つことを目的とした事業。本市では4か月児健康診査を受診するこどもを対象に絵本を手渡ししている。	54



用語		解説	ページ
	プラットフォーム	駅のプラットフォームとして日本語として使用されてきたが、駅のプラットフォームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されている。	74
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、すべての児童を対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供することもたちの安全・安心な居場所のこと。	23
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉の向上を図ることを目的とした法律。	3
	母子生活支援施設	保護を要する母子世帯を入所させる児童福祉法上の施設で、単に住居を提供するにとどまらず、生活、教育、就職等の問題についての解決の場として、社会的自立と児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行っている。	42
み	三島地域若者サポートステーション	茨木市、高槻市、摂津市、島本町を対象地域とする地域若者サポートステーション。（通称「サポステ」）働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関。	64
め	面前DV	こどもの目の前で、親がパートナー（配偶者や同居人など）に暴力を振るうこと。こどもに対して直接暴力を振るってはいないが、こどもの心に深い傷を残す恐れのある行為であり、児童虐待防止法において心理的虐待の一つに挙げられている。	43
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。	13
	ヤングケアラーコーディネーター	学校を始めとする関係機関や地域住民の方が、ヤングケアラー（ヤングケアラーと思われるこどもを含む）に気づいたときに相談し、適切な相談窓口や関係事業所を紹介・調整する人のこと。	21
ら	ライフステージ	人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のこと。本計画では、「妊娠・出産期」「就学前期」「小・中学校期」「青年・若者期」の4つのステージを示す。	1

用語		解説	ページ
り	利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)	こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業。「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」がある。 基本型：主として子育て家庭の身近な場所等で、こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう地域連携を図りながら当事者目線の寄り添い型の支援を行う。 特定型：主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 こども家庭センター型：母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。	15
ろ	ローズWAM	男女共生センターローズWAM。女性と男性があらゆる分野でともに参画し、協力しながら社会の対等な構成員として活躍するための拠点施設。情報の収集・提供、各種講座・研修の開催や、女性問題等に関わる相談業務等を行っている。 (所在地：元町4番7号)	41
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。	27
	ワンストップ	1か所で用事が足りること。行政サービスにおいては、複数の部署や庁舎に分かれていた手続きを1か所で簡略化することを指す。窓口の一本化を通じて手続きを一元化し、利用者が複数の場所を回る手間を削減することをめざすこと。	19